

旧陸奥中村藩山中郷基本資料

著者	岩本 由輝, 多田 宏, 佐藤 大介, 泉田 邦彦, 高倉 浩樹
雑誌名	東北アジア研究センター報告
号	23
発行年	2016-12-20
URL	http://hdl.handle.net/10097/00065110



9784908203091

ISBN 978-4-908203-09-1

旧陸奥中村藩山中郷基本資料

岩本由輝 多田宏 佐藤大介 泉田邦彦 高倉浩樹 編著

CNEAS Reports 23

東北アジア研究センター報告23号

旧陸奥中村藩山中郷基本資料

岩本由輝

多田宏

佐藤大介

泉田邦彦

高倉浩樹 編著

東北大学東北アジア研究センター

CNEAS
Center for Northeast Asian Studies Tohoku University

東北アジア研究センター報告23号

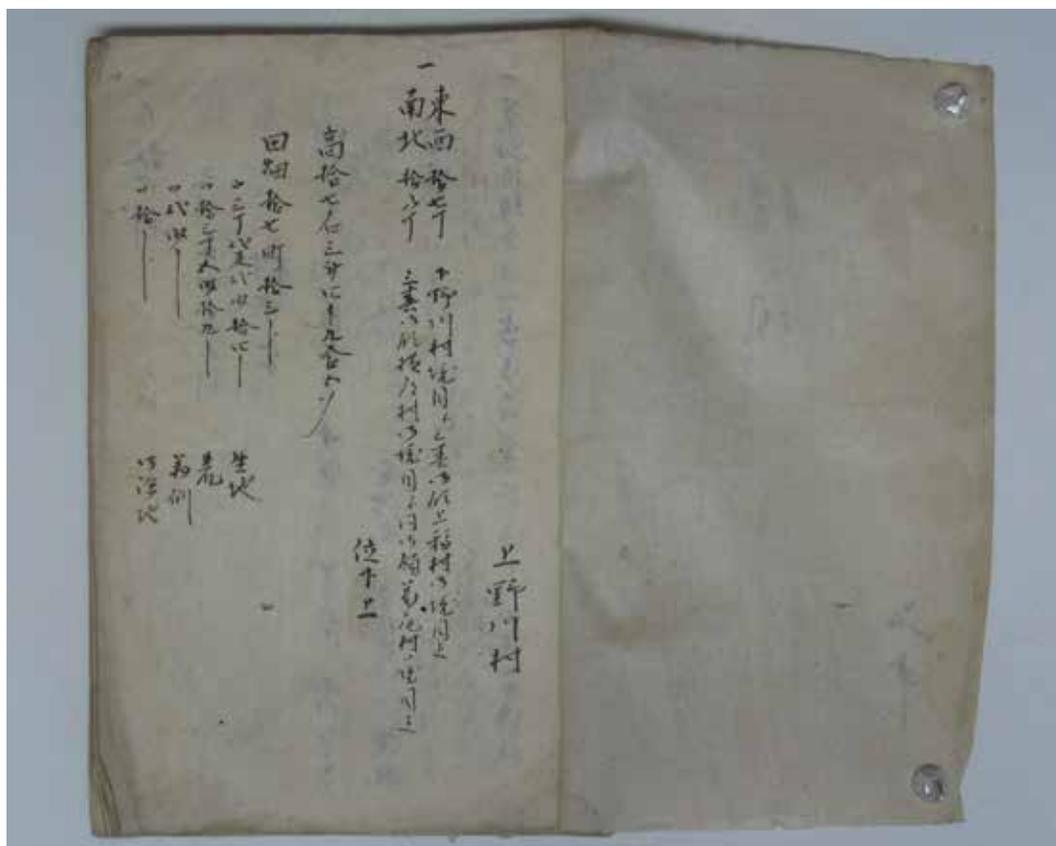
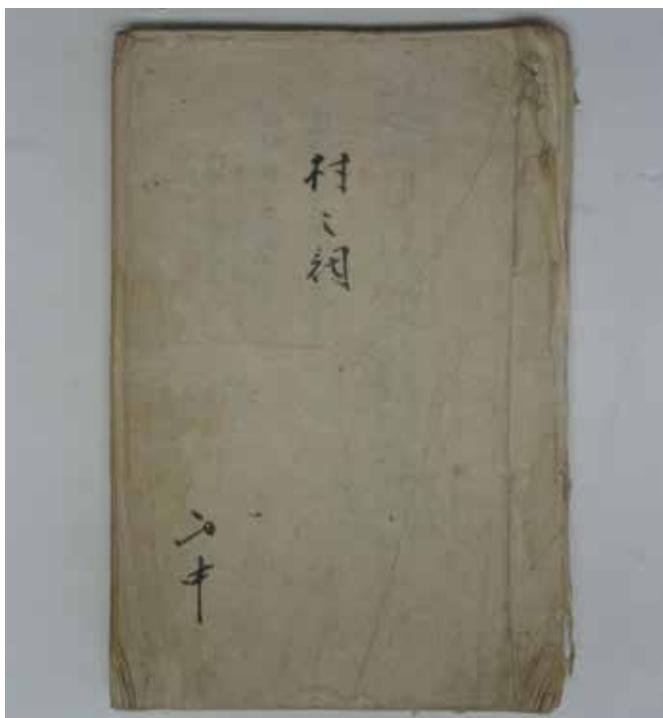
旧陸奥中村藩山中郷基本資料

岩本由輝 多田宏 佐藤大介 泉田邦彦 高倉浩樹 編著

東北大学東北アジア研究センター

山中郷給人系図目録





本報告書は、近世陸奥中村藩山中郷を研究するさい必須の基本資料を鰾刻したものである。山中郷は中村藩の設定した行政区画である七郷の一つであるが、その成立までの歴史的経緯を述べる前に、現在において置かれている状況を記すことから始めたい。

なぜなら山中郷は二〇一一年三月一日に発生した東日本大震災を非常に数奇な形で経験させられ、いまだ避難先で日常を回復できないままに置かれているからである。山中郷もこの日震度六弱の激しい揺れに見舞われたが、地盤が強固であったがため家屋の倒壊などはなく、また太平洋岸に襲来した津波の被害を直接こうむることもなかった。ところが、福島県双葉郡大熊町・双葉町所在の東京電力福島第一原子力発電所が震度六強の地震と津波によって制御不能に陥り、三月一二日、一四日、一五日の三回にわたって水素爆発を起こし、大量の放射性物質を飛散させ、原発周辺住民を避難させることになると、その時々の気象条件をまったく顧慮しない、この時期、このあたりの風は山から海に向かって吹くという「常識」に従って「風上」にあたりと判断された山中郷、とりわけその中心である最南東端をわずかに原発から三〇km圏がcaすめる福島県相馬郡飯館村は、三月一二日から避

難民の受け入れ先となり、同村民は非常炊き出しや避難場所の設営に動員された。

しかし、間もなく飯館村を含む三〇km圏外の山中郷も放射性物質の飛散量は多く、放射線値が高いことが露呈される。要するに、三回の水素爆発が起きたときの気象条件は、「常識」とは異なり、山中郷は海から山に風が吹く「風下」となっていたのである。そして、四月一二日以降、現相馬市域を除く山中郷は計画的避難区域に指定され、その住民は全員避難を強制されることになったのである。このことは飯館村民にすれば、最初は原発周辺住民の避難を受け入れ、その世話をしたが、それから一か月後にはみずからが避難民としての処遇を遅ればせながら受けることになって現在にいたっていることを示しており、単に不運といったことばでは表現することができない過酷な状況に置かれている。しかも飯館村民の避難の完了が六月末から七月までかかっているという事情を知るとき、原発事故の当初に飯館村に一人避難して他に移動した原発周辺住民よりも、飯館村民の方が積算被曝放射線量が高くなっている可能性を否定することができないという深刻な問題を抱えさせられている。

ちなみに飯館村は、いわゆる電源三法にもとづく交付金は一銭も受けていないが、原発事故の被害だけは容赦なしに襲いかかって来たのである。飯館村民は「おれたちは何もしていないのに、どうしてこんな目に遭わなくてはならないのか」とつぶやくのに、私は答えることばを持つことができない。それにつけても、これからみて行くように中村藩が行政的に七郷を設定するとき、他の郷からはじき出された村々によって構成されることになった山中郷が負わされた現代における禍害の受難の意味するところに歴史的な考察を加える必要があるのではなからうか。少なくとも安易に宿命などということばで片付けられることではないのである。

近世に中村藩主となる相馬氏の祖は一三二二（元亨二）年頃までに陸奥行方郡小高村（現福島県南相馬市小高区）に入部し、鎌倉末・南北朝・室町・戦国期を経過するが、この流れのなかで、やがて陸奥仙台藩主となる伊達氏と陸奥宇多郡（現福島県相馬市・相馬郡新地町）の支配をめぐって代々激しい攻防を重ねる。その終末段階での両者の立役者は相馬義胤と伊達政宗であったが、一五八六（天正一四）年一二月三日に関白豊臣秀吉が発した奥羽惣無事令によって宇多郡における両者の境界は現相馬市と新地町との境となつていてところで決定する。一八九一（天正一九）年に政宗は出羽米沢城（現山形県米沢市）から陸奥玉造郡岩出山城（現宮城県大崎市）に封じこめられるが、義胤は一五九七（慶長二）年に小高城から行方郡牛越城（現南相馬市原町区）に移っている。一五九八年（慶長三）年八月八日の太閤秀吉

の歿後に起きた一六〇〇（慶長五）年の関ヶ原合戦では政宗・義胤とも徳川家康についたが、結果はいうまでもない。政宗は同年一二月に陸奥仙台城（現宮城県仙台市）に移つてその地歩を固めることになり、石田三成との関係について家康から疑念を持たれていた義胤は一六〇二（慶長七）年五月に常陸水戸城（現茨城県水戸市）から出羽久保田城（現秋田県秋田市）に減封のうえ移された佐竹義重の郎等扱いで領地没収の憂き目に遭っている。

そこで義胤の嫡男で三成の偏諱を受けていた相馬三胤が名を蜜胤と改め、江戸に赴き、征夷大將軍就任前の家康とその周辺に嘆願を繰り返し、同年一〇月までに蜜胤は義胤の旧領を新知として与えられ、願譜代に取り立てられる。中村藩ではこのことをもってしばしば本領安堵とみなしたが、それなら義胤に戻されるわけであり、義胤の旧領がたまたま新知として蜜胤に与えられたので、意味はまったく異なるのである。なお、同年一二月には蜜胤は家康の側近土井利勝の偏諱をえて利胤に改めているが、近世大名相馬氏の初代が利胤とされていることは、所領が利胤への新知であることを如実に示しており、願譜代とされたことも名誉というのではなしに、何ごとも仰せに従うという義務を要求されたようなもので、徳川累代の譜代の監視のもとに置かれたというのが実態であった。一六〇三（慶長八）年二月一三日、家康が征夷大將軍に任ぜられ、幕府が開かれると、利胤は幕府が各大名に課した千石夫（一〇〇〇石につき一人）の負担を率先して一〇倍にすることを誓っているが、同年、領地没収という凶事に遭遇した

牛越城を不吉として、居城をもとの小高城に戻している。しかし、利胤は一六一一（慶長一六）年七月になると居城を宇多郡中村（現相馬市）に移すための工事を始める。それは仙台城を居城とする伊達氏への備えということもあったが、仙台藩境から僅かに六kmも距たらないこの地点に城を移すことは端倪すべからざる政宗への強い警戒感有する幕府の意向が強く働いていることを見逃すことはできない。そして、その工事中の同年一月二十八日、慶長地震・津波に見舞われ、相馬領内で七〇〇人溺死という記録が残されているが、同年二月二日、中村城への移徙は達成される。近世陸奥中村藩の成立である。

このようにして成立した中村藩は陸奥宇多郡・行方郡・標葉郡の三郡から構成されたが、宇多郡といっても一五八六（天正一四）年の秀吉の惣無事令により仙台藩領となった北部はもちろん除かれる。中村藩ではこれら三郡に一六三九（寛永一六）年に行政区画としての郷を設定することにし、仙台藩領分を除いた宇多郡を宇田郷（のち宇多郷）、行方郡を北から北郷・中ノ郷・小高郷に三分しているが、標葉郡での郷立は行なわれず、標葉郡のままで行政区画とされているので、郷立は一齐に進められたわけではなかった。標葉郡は鎌倉以来、標葉氏の支配するところであったが、一四九二（明応元）年に標葉清隆・隆成父子が相馬盛胤によって滅ぼされ、相馬領になっていた。しかし、在地支配が宇多郡・行方郡とは異なっていたので、当面の郷立は見送られたようである。もとより、山中郷はこの時点では設定さるべくもなかった。

このあと、各郷および郡内では村々の離合が行政的に行なわれたが、その間において村々の郷間あるいは郡間での入れ替えも行なわれる。そこで、山中郷の設定にかかわる村々の離合や郷・郡間の移動をみておくことにする。

まず、宇多郷では一六七八（延宝六）年に山上村の西部山間部を分割して、玉野村・東玉野村（のち笹町）の二か村を新設する。

また、北郷では一六五六（明暦二）年に大倉村を分村して西部山間部に前田村・佐須村の二か村を設けるとともに、山間部の草野村・飯樋村・関沢村・二枚橋村・白石村の五か村を中ノ郷に組み入れている。

つぎに、中ノ郷では一六五六（明暦二）年に前記五か村を組み入れたが、その直後に草野村から深谷村・伊丹沢村・松塚村・関根村の四か村、関沢村から小宮村・沼平村・八木沢村・芦股村の四か村、二枚橋村から須萱村の一か村をそれぞれ分村するとともに、それまでの飯樋村域内に比曾村を分村ではなしに新村として設置している。なお、そのとき中ノ郷から山間部の津島村が標葉郡に組み替えられている。

ついで、小高郷では一六五六（明暦二）年に山中郷とは直接かかわらないが、標葉郡から上浦村・浦尻村・行津村・下浦村の四か村を編入している。そして、ここは浦四郷と呼ばれ、『倭名類聚鈔』の宇良郷に由来することと、かつて一九二〇（大正九）年からの干拓でいまは消滅した井田川浦の現地確認に行ったとき、案内してくれた古老から、自分たちは先祖から標葉氏につながる人間であることに誇りをもっていわれて来たが、この一帯がなぜ小高郷に組み入れられたの

か、一大名にそうした権限があるのかと詰問され、返事に窮したことがある。どうも標葉氏につながるといふ意識を持つ人にはこの組み入れにまだこだわりがあると感じていた。中村藩が一六三九（寛永一六）年に標葉郡への郷立をなしえなかったのは、そのあたりの方がからんでいるのではなからうかと今になって思えるところがある。なお、浦四郷地内にある蓬田村はこの組み入れ時点で上浦村域に新設されたものである。そして、小高郷で山中郷にかかわるものとしては、この一六五六（明暦二）年に山間部の野川村が標葉郡に組み入れられている。

さらに郷立のなされていない標葉郡では一六五六（明暦二）年に前記浦四郷を小高郷に組み替え、中ノ郷から山間部の津島村、小高郷から山間部の野川村を組み入れるが、山中郷とのかかわりでは、組み入れ後すぐ山間部の津島村から赤宇木村・羽附村・芹沢村・水境村・昼曾根村の五か村、同じく山間部の野川村から落合村をそれぞれ分村としている。

その後、一六九七（元禄一〇）年に標葉郡を二つに分け、北標葉郷と南標葉郷を郷立するとともに、山中郷の郷立が行なわれるが、標葉郡では一六九七（元禄一〇）年に山間部の津島村から下津島村を、同じく山間部の野川村から上野川村を分村させたうえで、新設される山中郷に山間部の津島村・下津島村・赤宇木村・昼曾根村・羽附村・野川村・上野川村・落合村・芹沢村・水境村の一〇か村を編入し、残る標葉郡の北部二五か村をもって北標葉郷とし、標葉郡の南部三〇か村

をもって南標葉郷としている。

また、山中郷は宇多郷から玉野村・東玉野村（笹町とも）の二か村、北郷から大倉村・佐須村・前田村の三か村、中ノ郷から草野村・飯樋村・深谷村・関沢村・芦股村・小宮村・松塚村・白石村・関根村・沼平村・比曾村・八木沢村・伊丹沢村・須萱村・二枚橋村の一五か村、標葉郡から津島村・野川村・落合村・上野川村・芹沢村・水境村・羽附村・赤宇木村・下津島村・昼曾根村の一〇か村の、いずれも宇多郡・行方郡・標葉郡の西部山間部、すなわち阿武隈山地を縦断するようにはじき出された合計三〇か村をもって新たに構成された行政区画なのである。すでにみてきたようにこれら三〇か村は山間部にあり、それゆえに多くは母村から切り離された分村であり、ここにいたるまで郷や郡の間で山間部ゆえに組み入れや組み替えがなされたうえで、さらに分村されたものが多く、こうした村々を集めて作られた新しい行政区画であるから、はじき出された三〇か村と、あえて表現したのである。しからば、何ゆえにはじき出されたかといえは、山間部という阿武隈山地の寒冷の地であり、歴史的にも冷害飢饉に遭遇しやすい地域であったからである。

山中郷が新設された一六九七（元禄一〇）年、飯樋村に陣屋が置かれ、代官が任命されたが、そこに就任する代官たちにとってそこは決して「榮転」の地ではありえなかったのである。山中郷に属した三〇か所には九つの肝入管区が設定されたが、それは、

一村ヲ以テ一ノ肝入管区トナス村々

大倉村、飯樋村、比曾村

数村ヲ合テ一名ノ肝入ヲ置ク村々

草野村 支配村邑 関沢、小宮、芦股、八木沢、沼平

深谷村 支配村邑 関根、松塚、伊丹沢

前田村 支配村邑 二枚橋、須萱、佐須、白石

玉野村 支配村邑 東玉野

津島村 支配村邑 下津島、赤宇木、昼曾根、羽附、水境、芹沢

野川村 支配村邑 上野川、落合

のように扱われている。

ところで、初代中村藩主となった相馬利胤には藩政確立のため早速やらねばならぬことが多かったが、一つは家臣団の整理であった。所領は新知ではあったが、別に移封されて来たわけではなかったから、戦国以来の家臣団がそのまま領内に存在していた。そのすべてを兵農分離ということと城下中村に集住をさせるわけには行かなかった。城代以下二六三の役職がみられるが、役職によっては複数を必要としたとしてもその数には限りがあった。麓（府下）給人として城下あるいはしかるべき部署に配置された者およそ五〇〇人はやがて家中と呼ばれることになるが、家中とされなかった従来からの知行所持の者に対しては一六一三（慶長一八）年から年三両一分の役金を課すことにし、一六一八（元和三）年からはそれを年四両に引き上げた。これに対して五八三人が反発し、役金が免じられなければ、知行返上をする旨の連判状を作って訴えた。これに対して利胤は願の通り、暇をとら

せるから、当領からの去就は勝手次第という処置をとった。ていのいいリストである。そして、この訴訟に加わらなかった三〇一人については、知行三〇石であった者は七石、二五石であった者は五石というように減石し、身分は武士のまま、領内で農業に従事することを認めている。これが在郷給人であるが、とくに本地給人とか古発給人と呼ばれる者はこの時点で任ぜられた者である。その後、何回かにわたって在郷給人の取り立ては行なわれているが、中切給人または新知給人と呼ばれる者がそれであり、かつて暇を下された五八三人の裔のなから一六六一（寛文元）年以降、一七〇四（元禄一七）年にかけての開墾の実績を見定め認定された者である。さらに一七一（正徳元）年からは、やはり五八三人の裔のなから開墾の実績や献金によって郷士として取り立てられる者がいるが、それには五八三人の裔とはかわりのない者も含まれている。なお、在郷給人と郷士の間には勤務上の差異はみられなかった。

このような在郷給人および郷士の山中郷分についてまとめたものが、第一部の「山中郷給人系図目録」である。また、中村藩には『奥相志』と呼ばれる郷ごとの地誌があるが、七郷中、山中郷と南標葉郷については、一八七一（明治四）年の廃藩置県までに完成されないままになっていた。ただ、『奥相志』編纂のために一八四八（嘉永元）年六月から八月にかけての「村々調」において村々から提出された書上の山中郷分が第二部の「村々調 山中」である。第一部については多田宏が写真版にもとづき翻刻し、岩本由輝が多田とともに原本と照合

の上、校訂したものであり、第二部については岩本が写真版にもとづき翻刻し、多田が岩本とともに原本と照合の上、校訂したものである。そして、それを東北アジア研究センター教授高倉浩樹の校閲をえて刊行の機会を求めたのである。なお、多田と岩本との関係であるが、岩本が山形大学在職中に一九七六年から七九年にかけて『飯館村史』（全三巻）の編纂・執筆にかかわったとき、飯館村教育委員会につとめていた多田は村史関係の事務を担当し、さらに執筆に加わっている。いまや二人とも『飯館村史』を執筆した数少ない生き残りであり、今回の史料翻刻はすでに父君を継いで飯館村草野の綿津見神社宮司となっている多田に私が働きかけたものである。多田は飯館村が震災後、計画的避難区域となり、避難生活を余儀なくされているなかで快く応じてくれた。付言すれば、「山中郷給人系図目録」および「村々調 山中」の稿本は、『奥相志』（刊本として『相馬市史』資料編一、相馬市、一九六九年）や中村藩の家系譜をまとめた『衆臣家譜』（全一八巻（刊本として『相馬市史資料集』特別編全一八巻、相馬市、二〇〇五〜二〇一二年）の編者である斎藤完隆が作製したものである。両史料の内容については、第三部の解題において述べることにする。

目次

口絵写真

はしがき . . . 岩本由輝

第一部 山中郷給人系図目録

本地給人、寛文筋目、延宝開発給人、宝永五年被下、
先調落分、新郷士、拾遺

第二部 村々調 山中

第三部 解題 . . . 岩本由輝

あとがき . . . 高倉浩樹

183

175

135

1

i

第一部 山中郷給人系図目錄

本地給人、寛文筋目、延宝開発給人、宝永五年被下、先調落分、新郷士、拾遺

山中郷給人系圖目錄 上

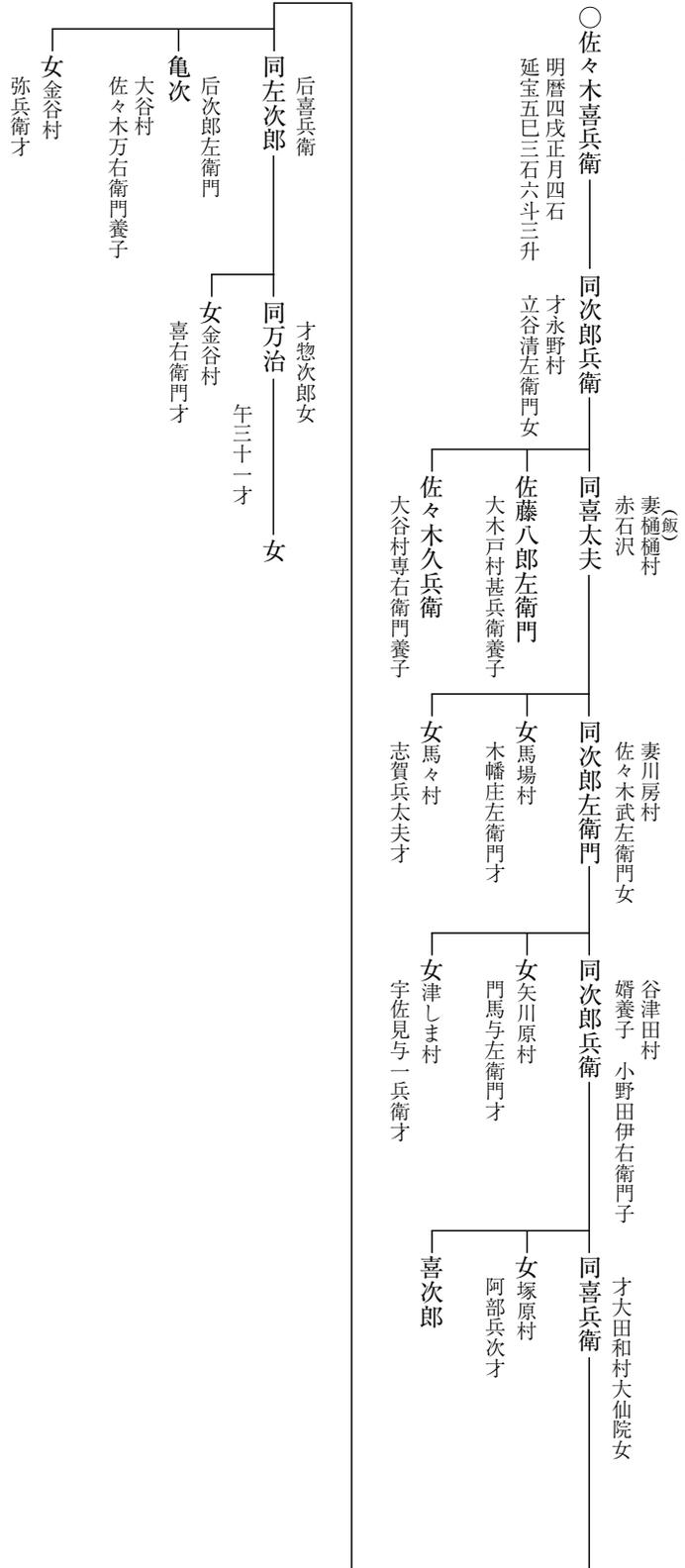
本地給人

昼曾祿	佐々木喜兵衛	一
比曾村	木幡八郎左衛門	二
二枚橋村	佐藤太右衛門	三
	佐藤祖右衛門	四
津島	三瓶 六太夫	五
	下枝 利兵衛	六
野川	松本六右衛門	七
	松本与右衛門	八
	松本六左衛門	九
	松本次郎右衛門	十
	渡部 小七	十一
玉野村	伊東亦右衛門	十二
	後藤七右衛門	十三
合十三人		

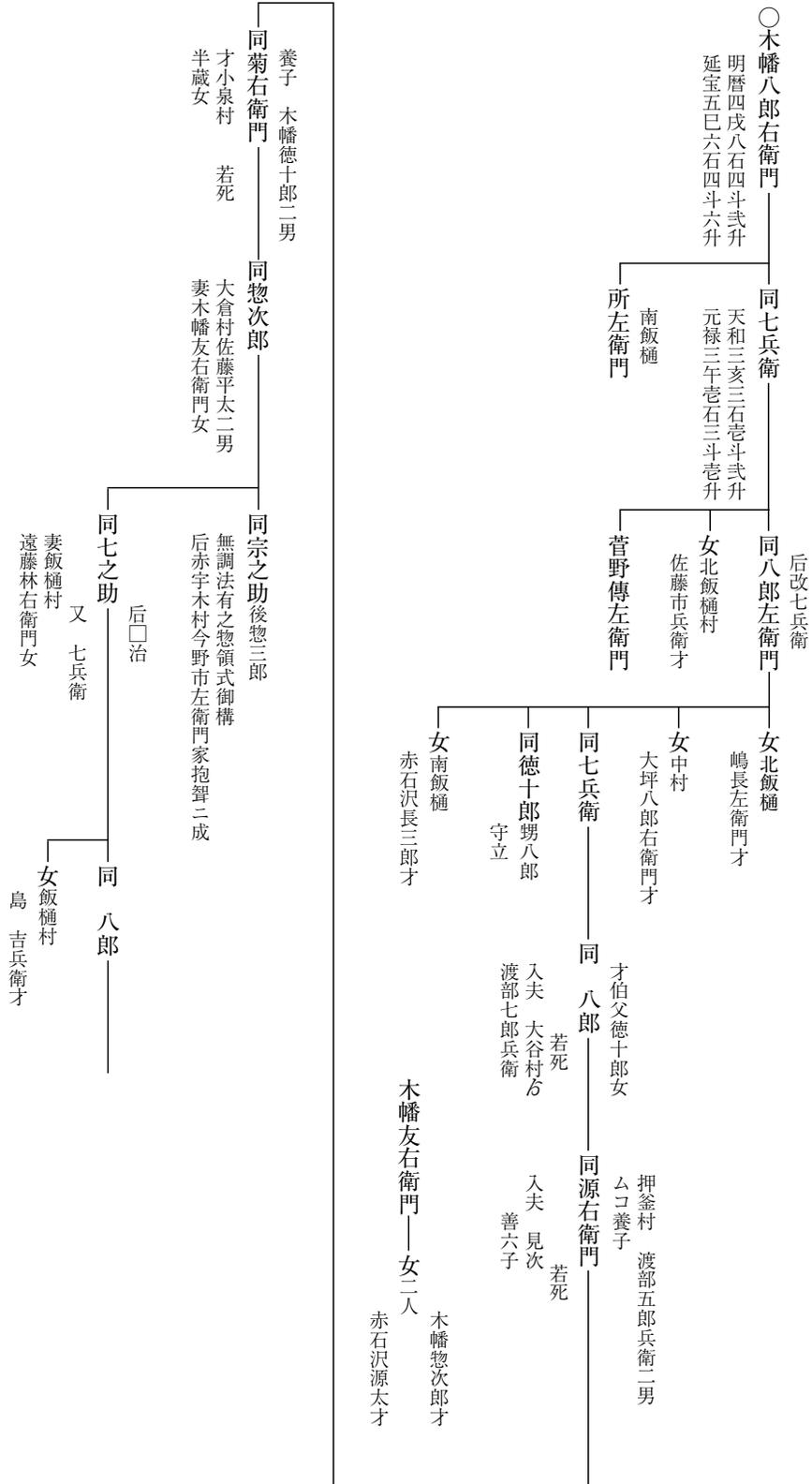
寛文筋目

飯樋	星 太郎右衛門	十四	大倉	佐藤与三兵衛	廿七	関ノ沢	草野市左衛門	六十一
	星 四郎治	十五	野川	蒔田藤右衛門	廿八	小宮	志賀友右衛門	六十二
草野	末永藤右衛門	十六	飯樋	赤石沢喜七郎	廿九	八木沢	今野 九藏	六十三
	寛政年中押釜村へ移			赤石沢権兵衛	四十	飯樋村	斎藤 鶴松	六十四
	大谷与五郎	十七		赤石沢新太郎	四十一	草野村	菊地市郎右衛門	六十五
	渡部 八十治	十八	草野	斎藤 勘太郎	四十二	玉野村	佐藤 幸八	六十六
飯樋	赤石沢八郎左衛門	十九		末永太郎左衛門	四十三		後藤 忠治	六十七
	今村宗右衛門	二十		荒 卯右衛門	四十四	合五十三人		
	佐藤 善次	廿一		荒 幸之助	四十五	都合 七		
	赤石沢巳之松	廿二		荒 文次	四十六	六十人		
	佐藤 清七	廿三		佐藤庄右衛門	四十七	都合 七		
	斎藤十右衛門	廿四	大倉村	後藤 熊太	四十八	都合 七		
	斎藤七郎兵衛	廿五		梅田与惣次	四十九	都合 七		
	斎藤巳之助	廿六		佐藤甚五兵衛	五十	都合 七		
	赤石沢藤左衛門	廿七		佐藤太次右衛門	五十一	都合 七		
	赤石沢 源太	廿八		佐藤宗之助	五十二	都合 七		
飯樋	赤石沢彦左衛門	廿九		佐藤源右衛門	五十三	都合 七		
	星 寅之助	卅		今野峯之助	五十四	都合 七		
津嶋	今野幸左衛門	卅一	津嶋村	今野峯之助	五十五	都合 七		
	今野 圓治	卅二	深谷	佐藤庄左衛門	五十六	都合 七		
	今野 忠左衛門	卅三		星 幸右衛門	五十七	都合 七		
	今野 善四郎	卅四	野川	松本浅右衛門	五十八	都合 七		
深谷	佐藤 五兵衛	卅五		松本傳右衛門	五十九	都合 七		
相良	勘兵衛	卅六	野川	松本庄兵衛	六十	都合 七		

一 昼曾祢村



二 比曾村



権現堂高野町

○佐藤伊豆 — 太次右衛門

佐藤太郎兵衛

同太郎兵衛

同平次

山中二枚橋村二移
境目付被仰付

高平村大和田新右衛門二男
響養子

若死

明曆四戌十六石
寛文九酉十二石切継

分地五石同村

渡部長次右衛門

川又領伊佐沢村長右衛門養子二成

同次兵衛

小池村坂地藤左衛門二男
△コ養子

弟 才後藤扇兵衛女
養子

同源七

同太郎

后太郎兵衛

女小池村

源七養子二成

坂地喜七才

太郎

仁平次若死

同

同

同

同

太左衛門
太十郎養子二成

同幸十郎早世

女大倉村

佐藤勝兵衛才

勿十郎早世

養子

同太左衛門

実源七子 才深谷村相良勘右衛門女
後才川又向町庄五郎女

養子

同太右衛門

山下村伏見亦七二男
才川又領遠藤長門守女
後才飯植村今野善四郎妹

後腹
駒之助早世

△コ養子

同多左衛門

実小池村
木幡周右衛門弟

女養子

太左衛門才

女菅野次郎左衛門養女

女玉野村

安東市十郎才

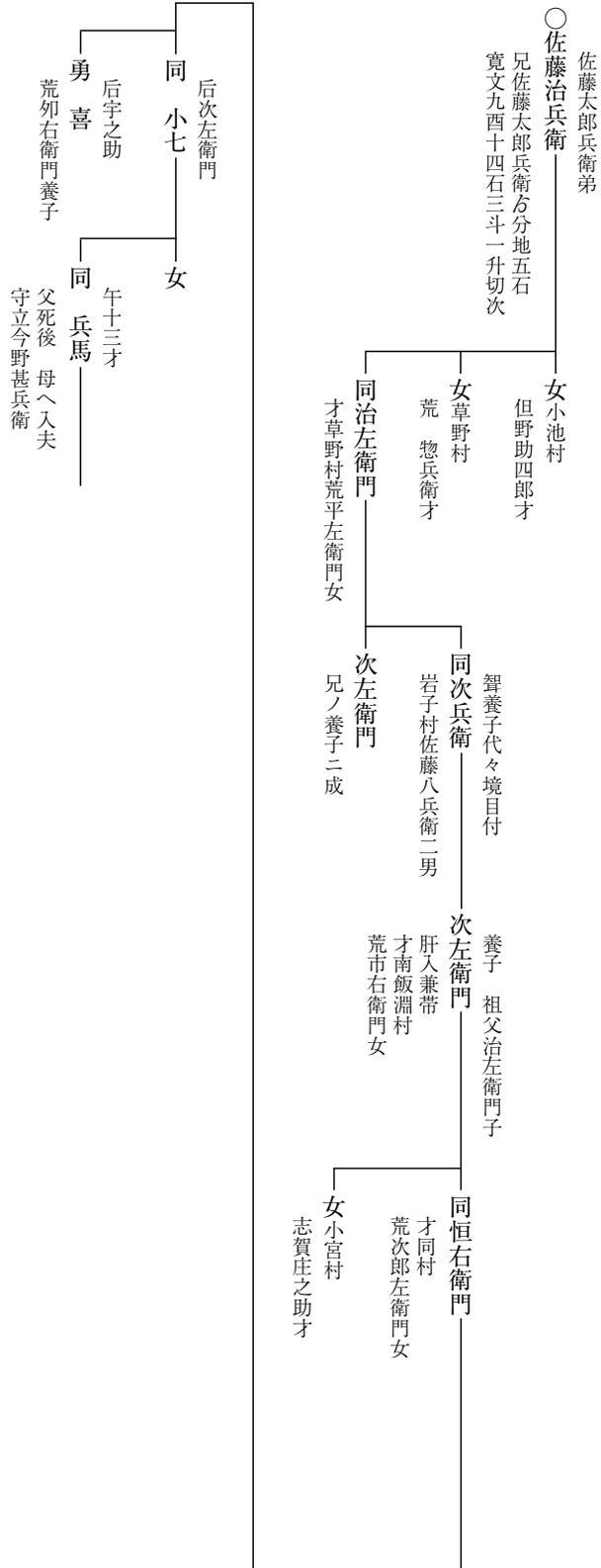
同太重郎

女

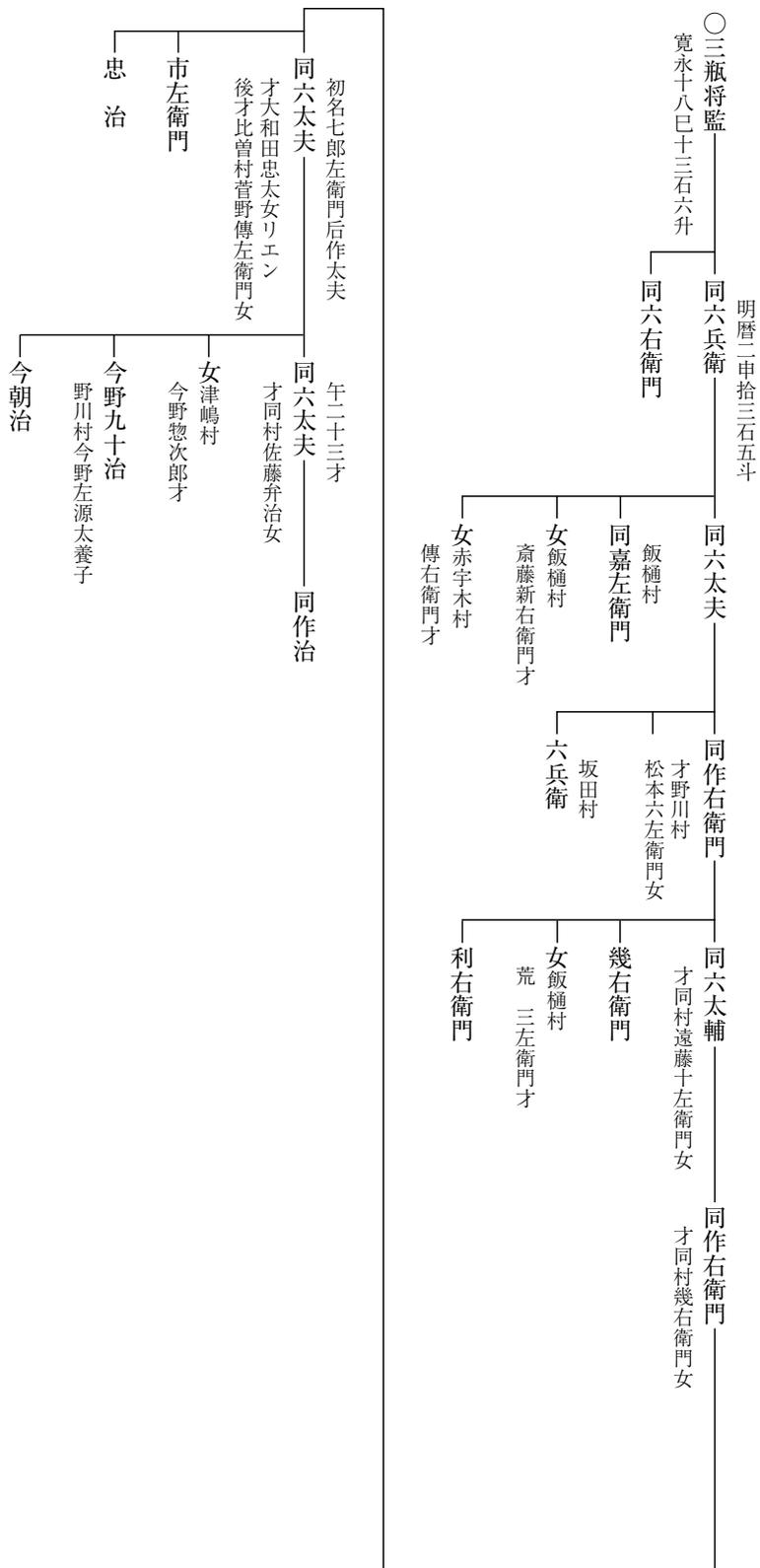
女

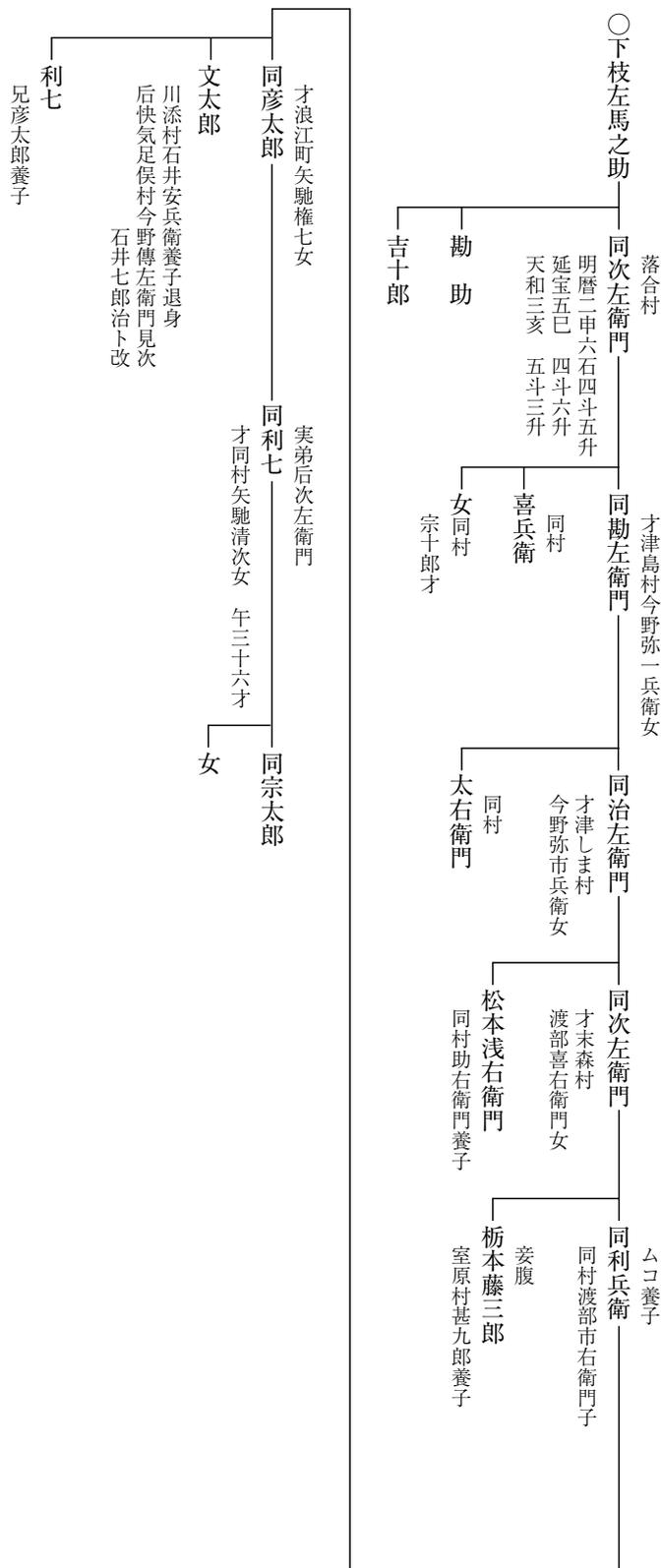
鹿之助

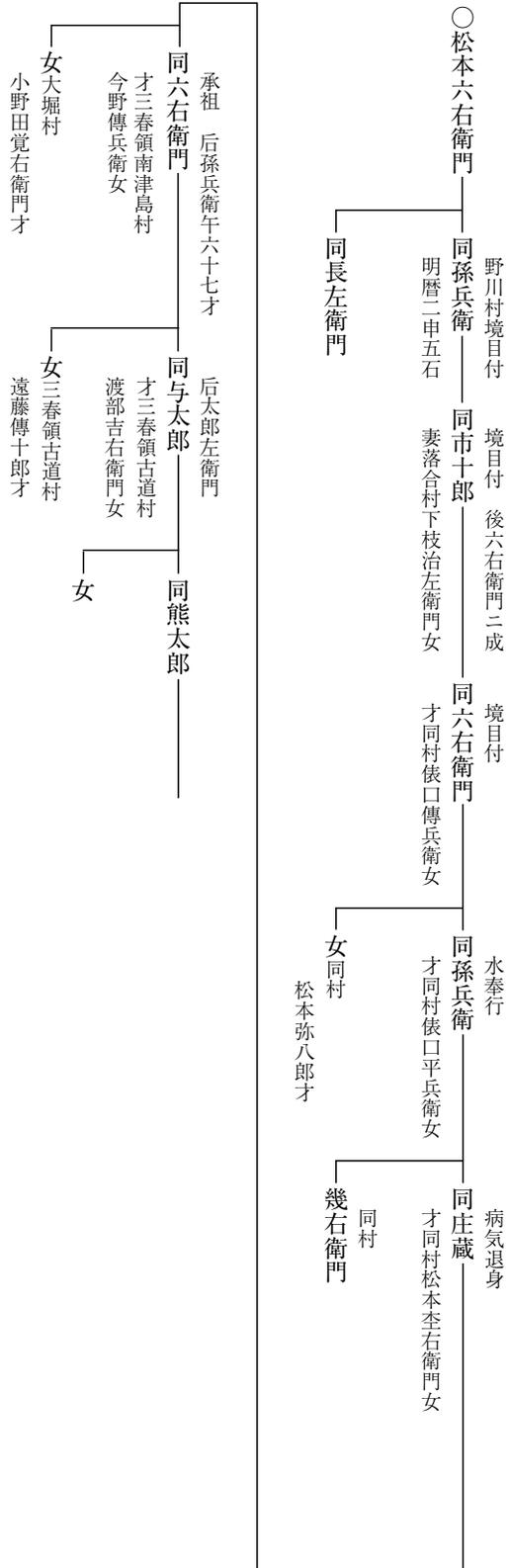
四 二枚橋村



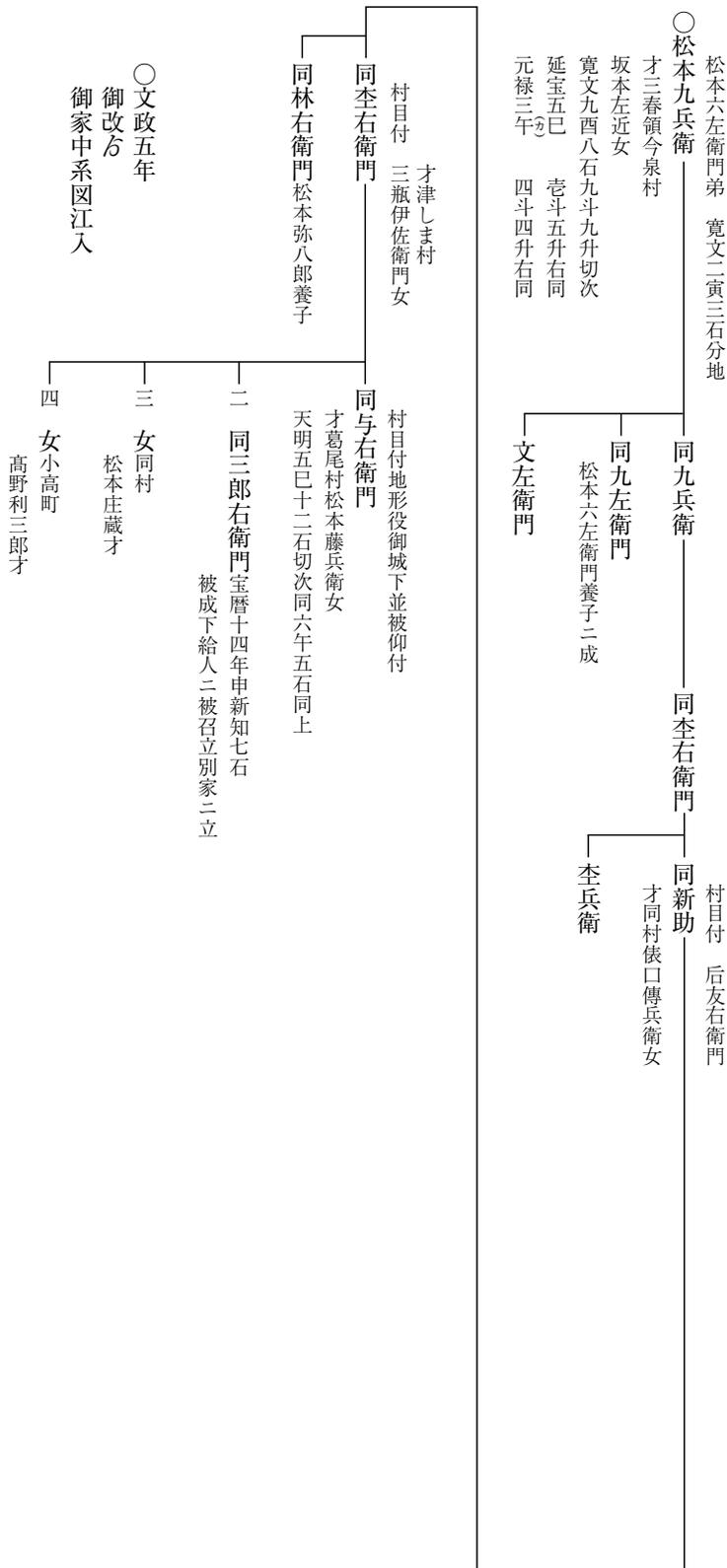
五 津嶋村



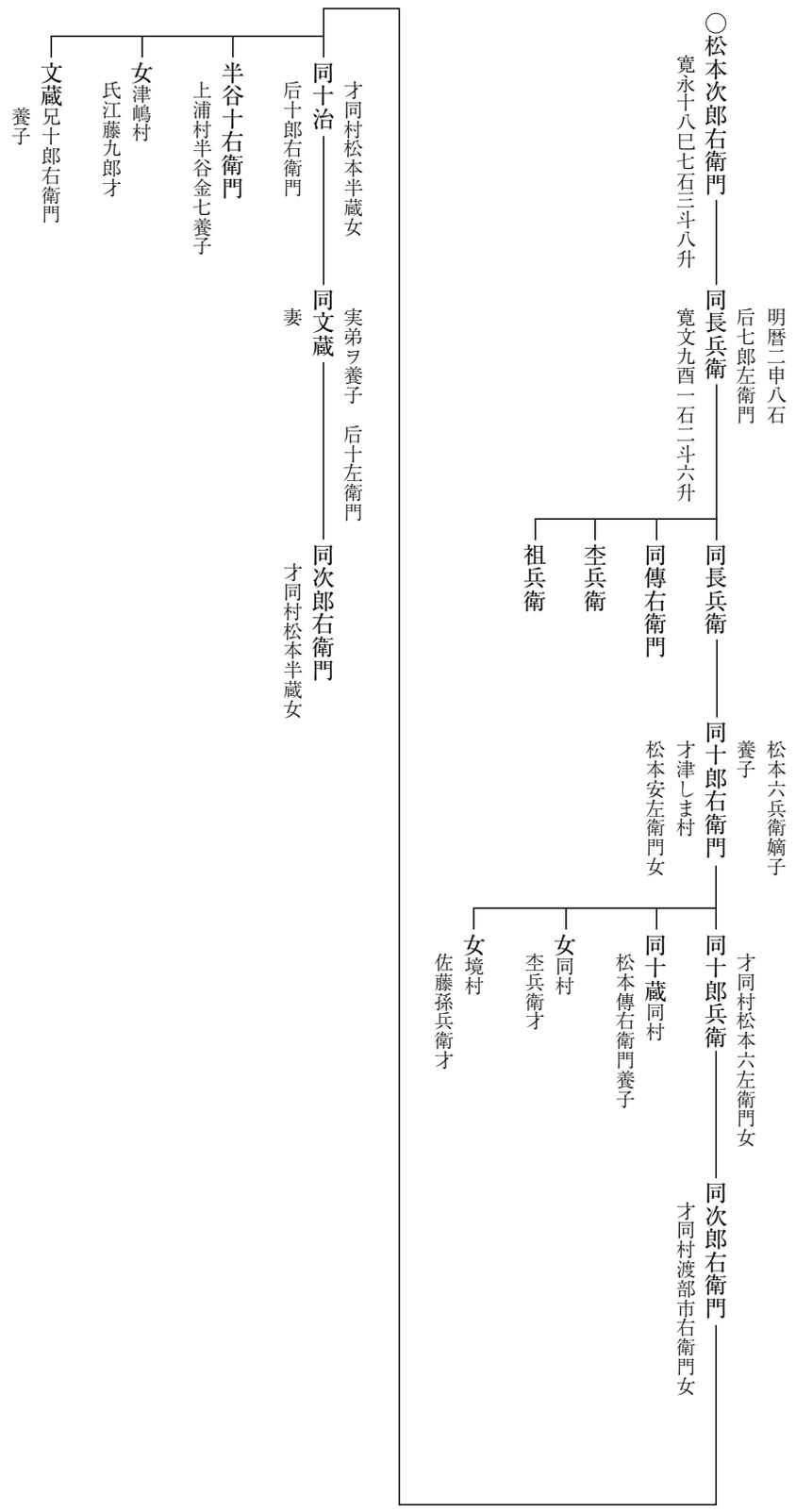




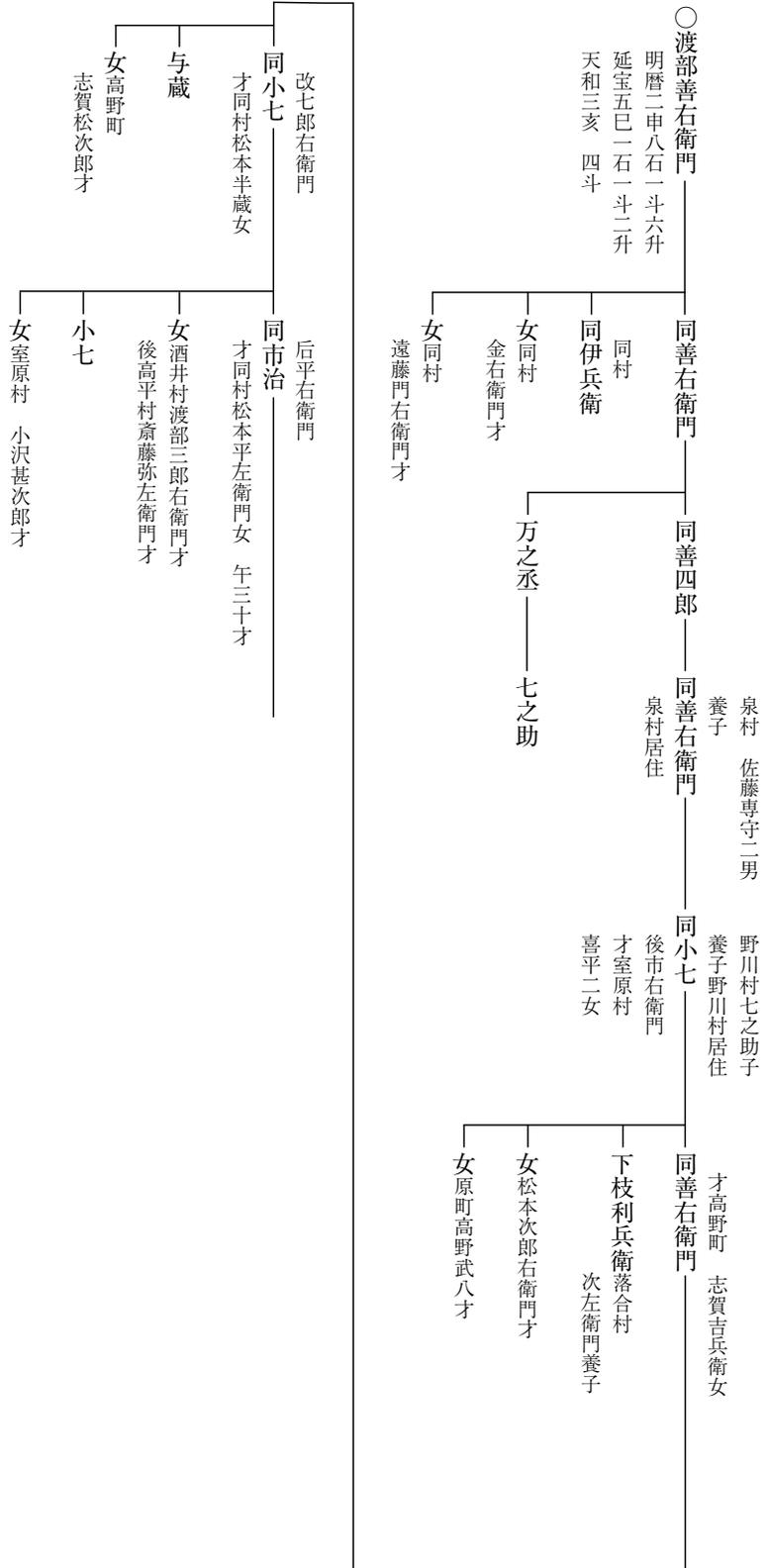
八 野河村



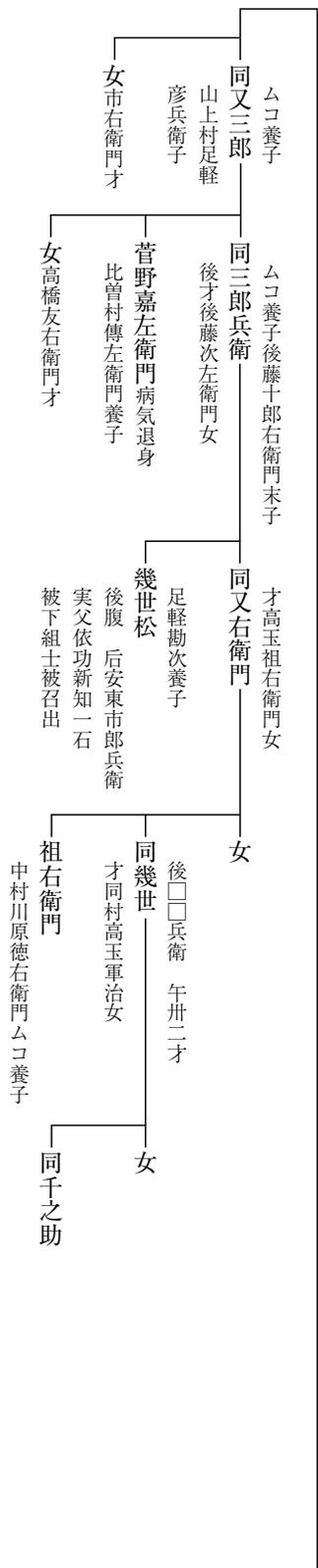
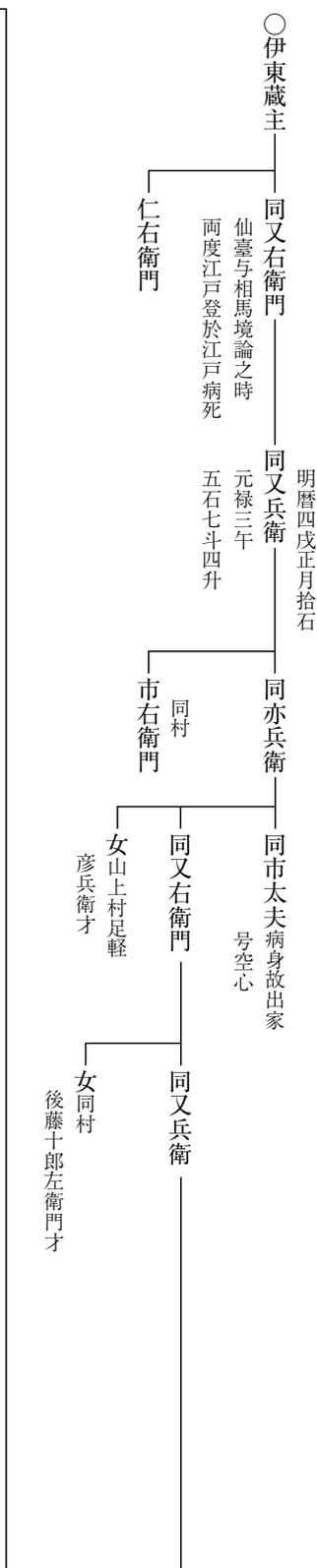
十 野川村

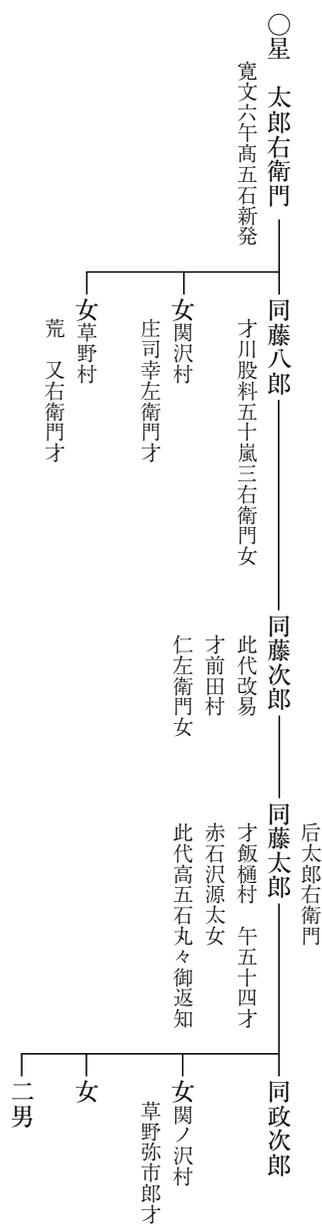


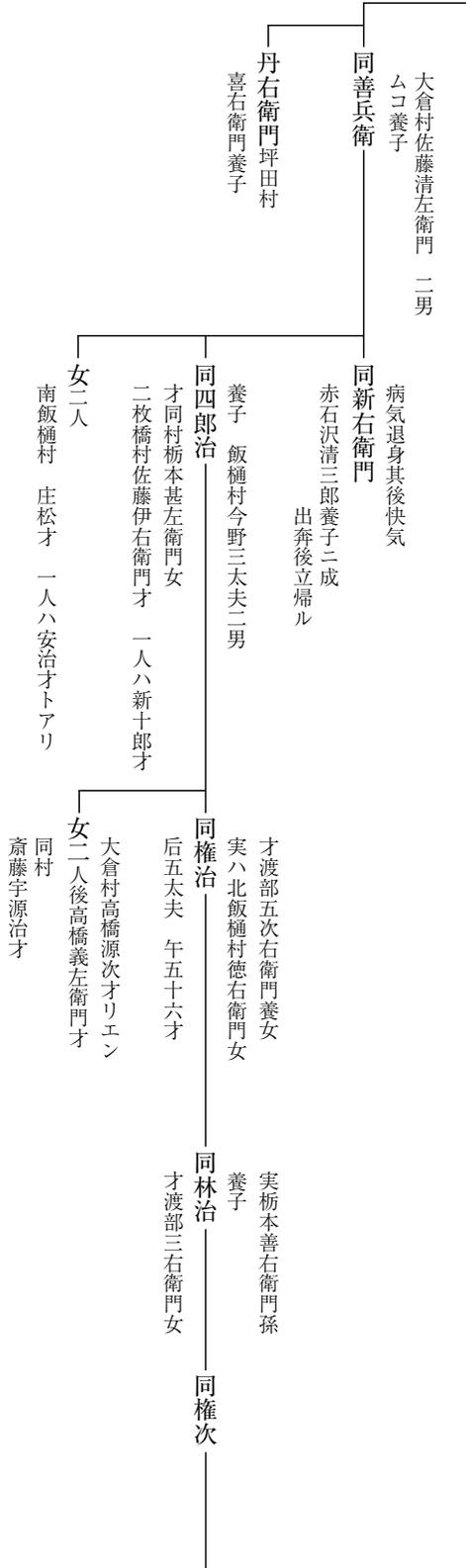
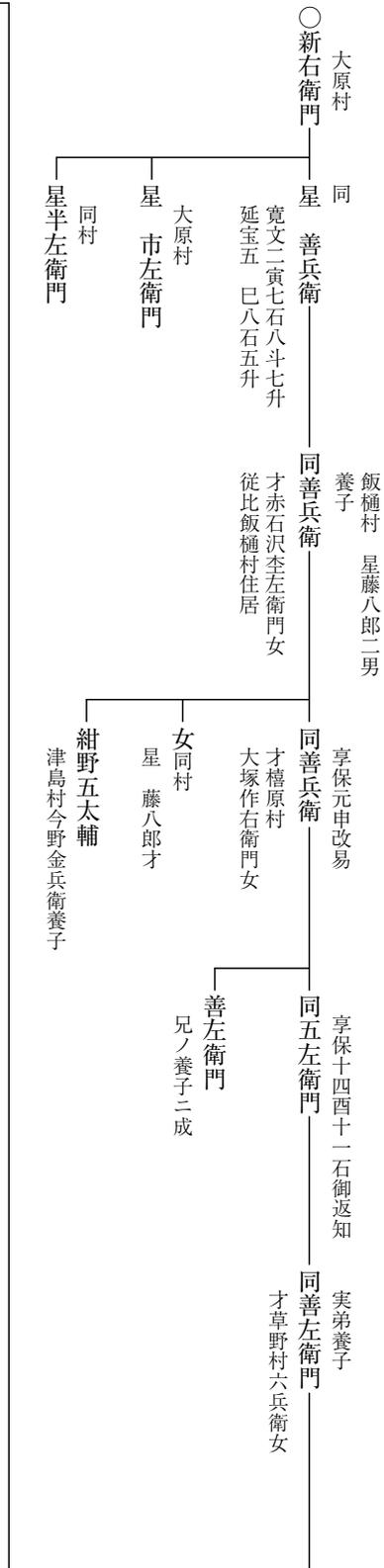
十一 津島村

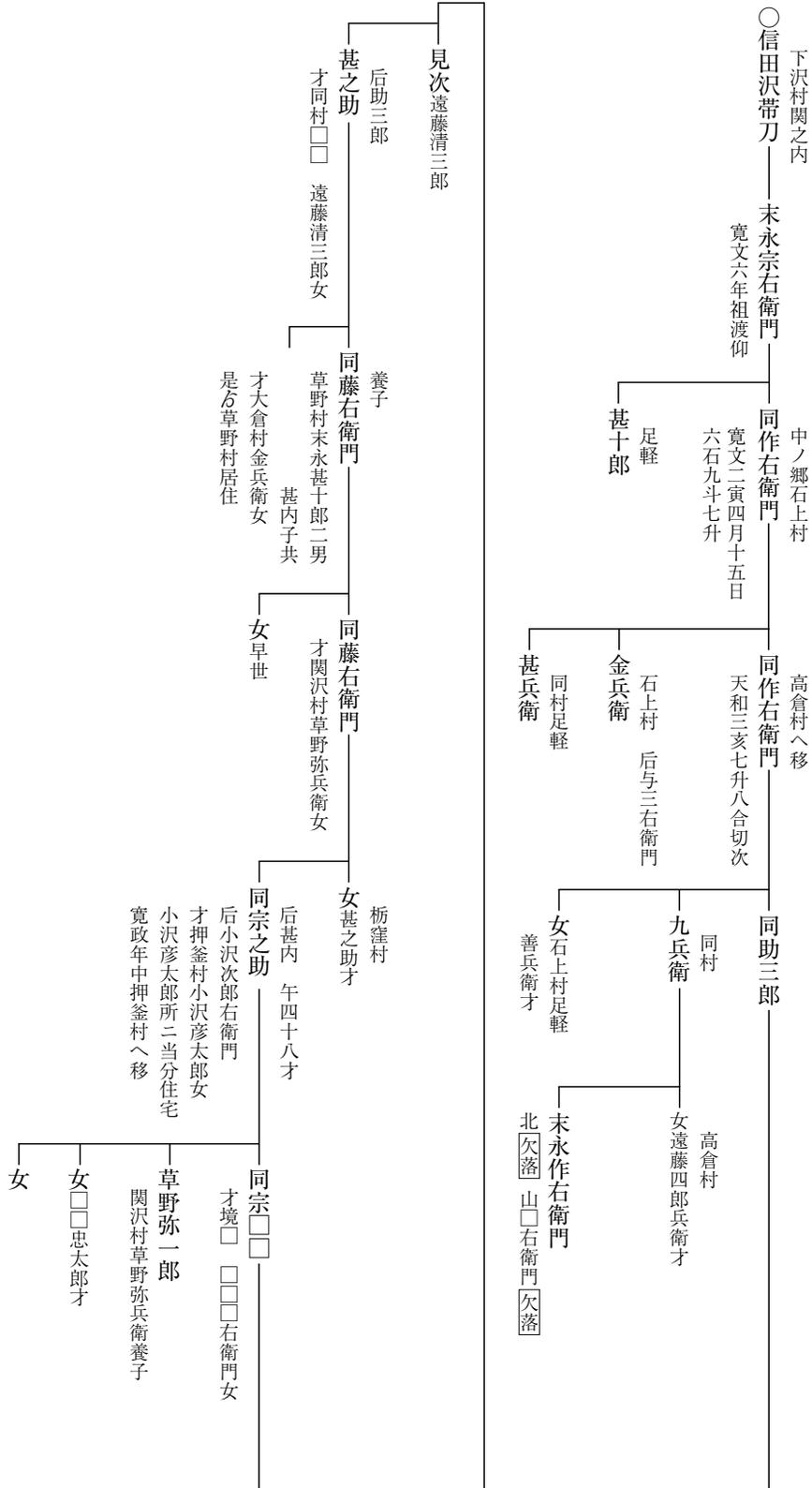


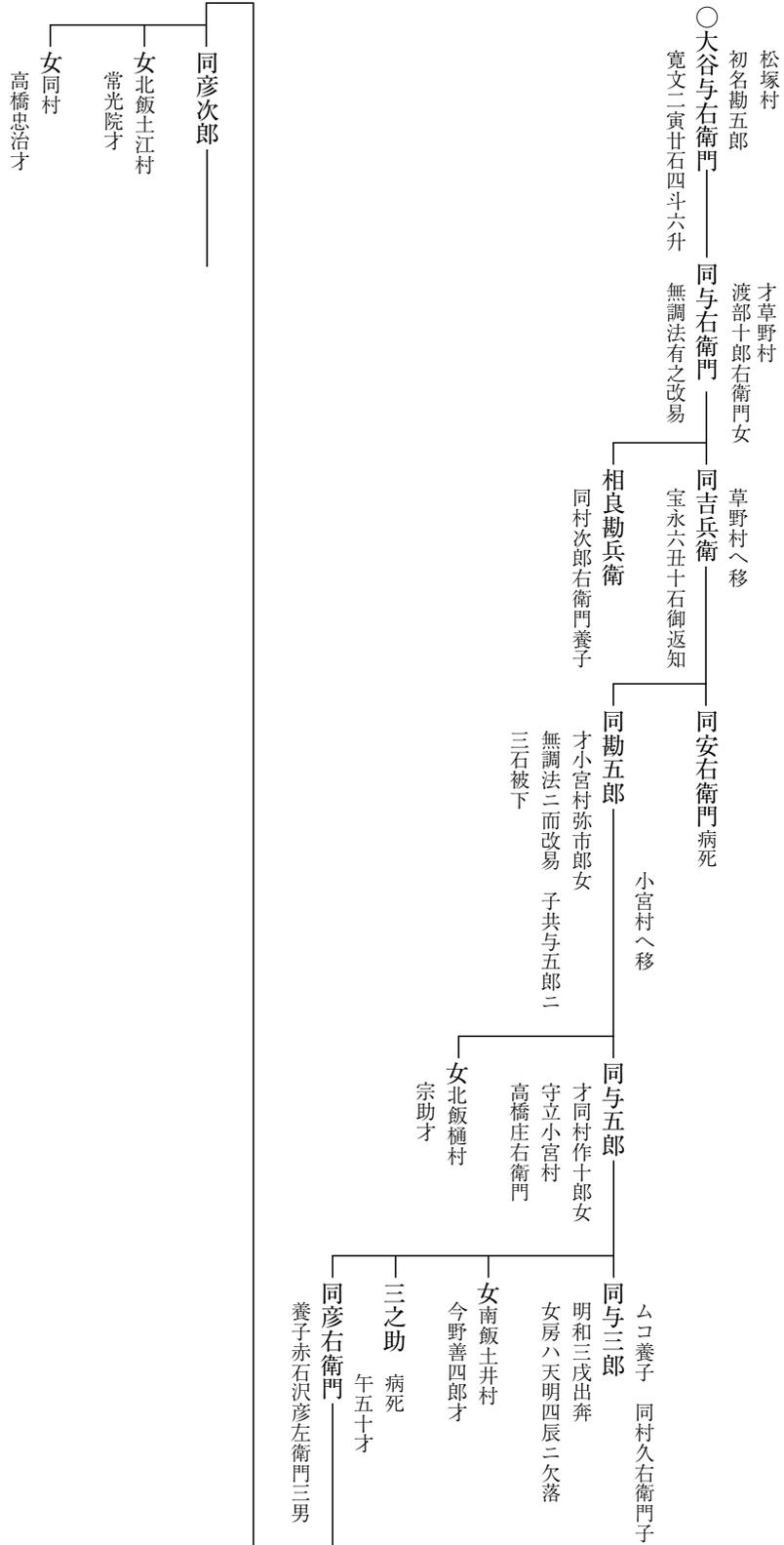
十二 玉野村

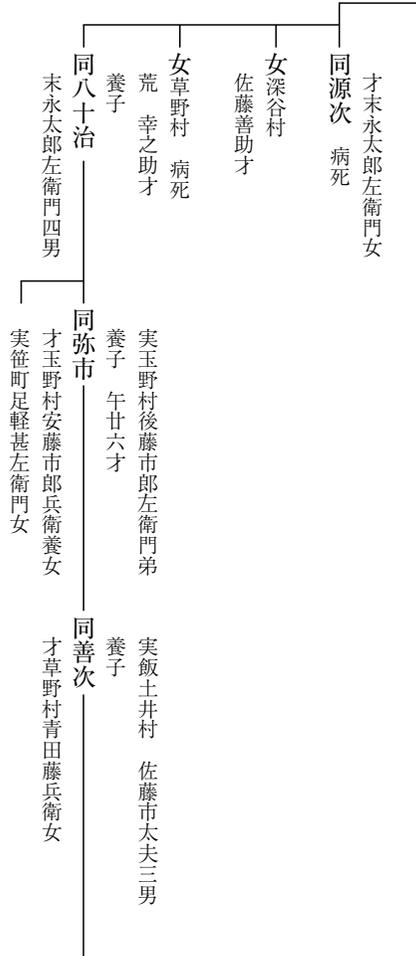
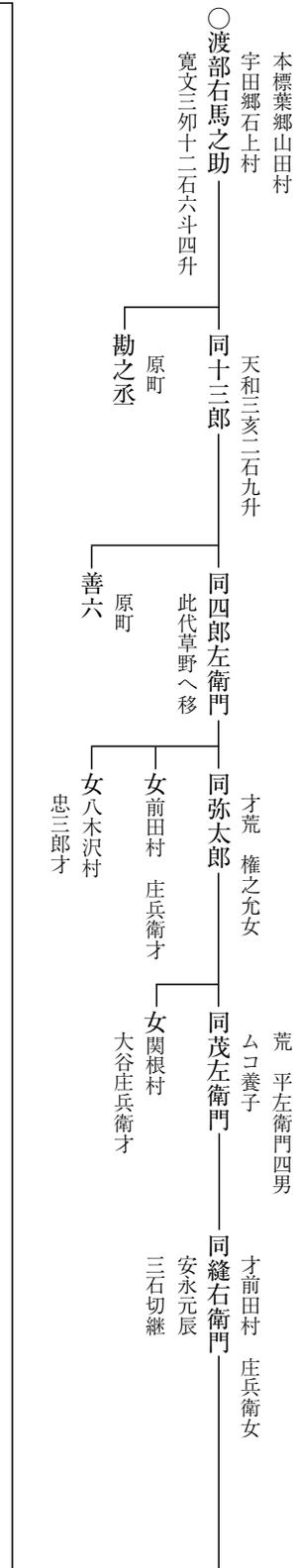




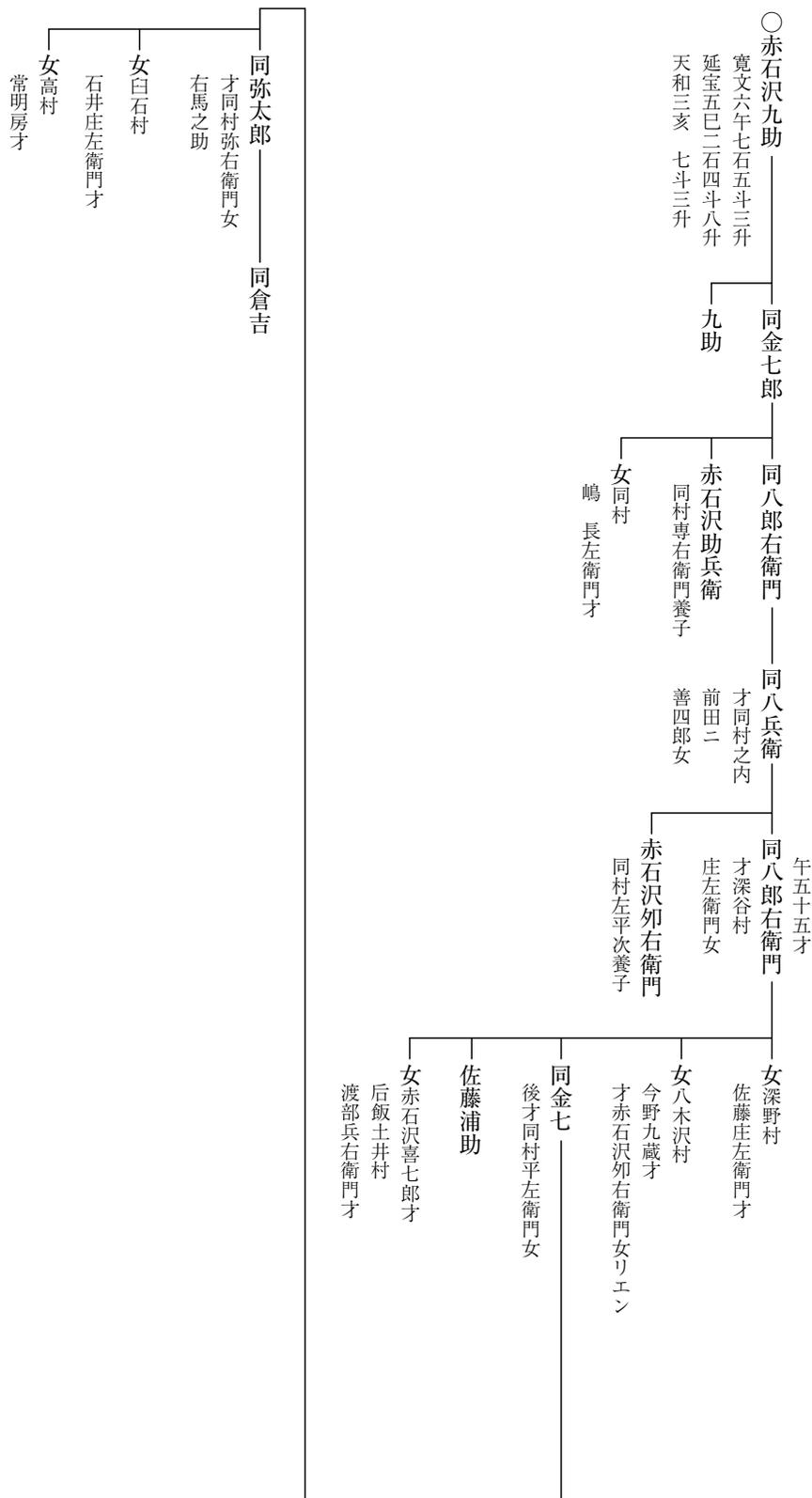


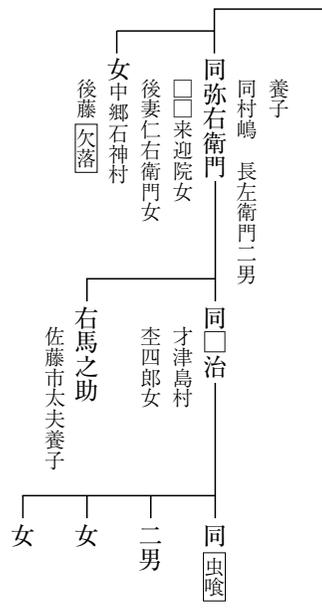
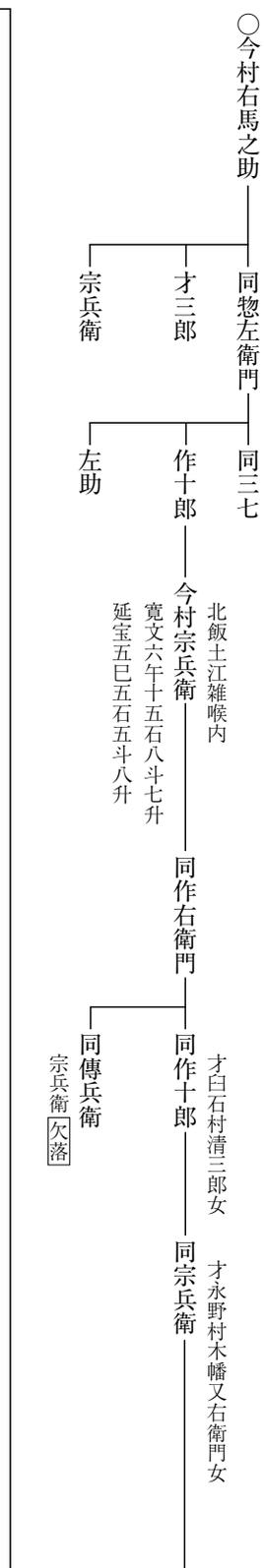


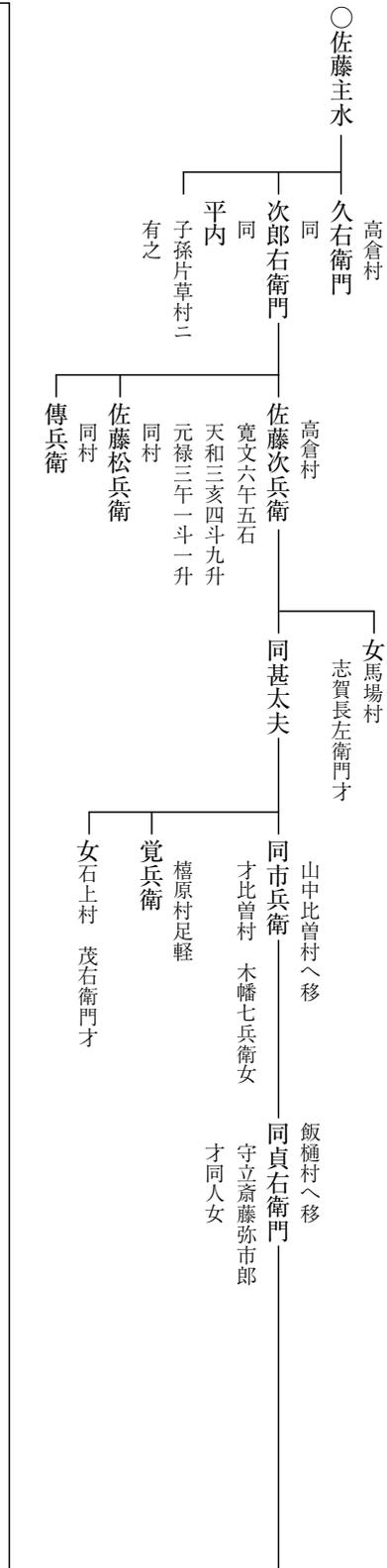




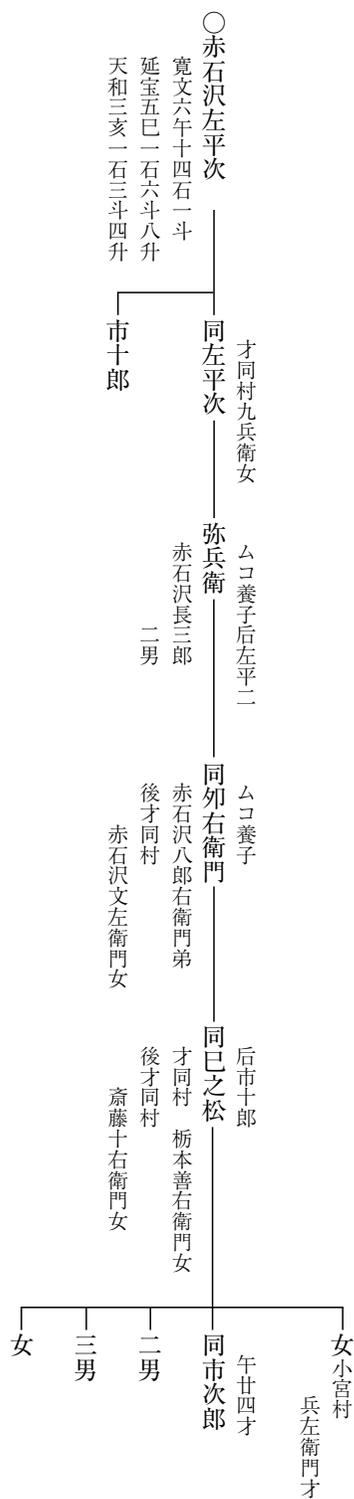
十九 北飯樋村



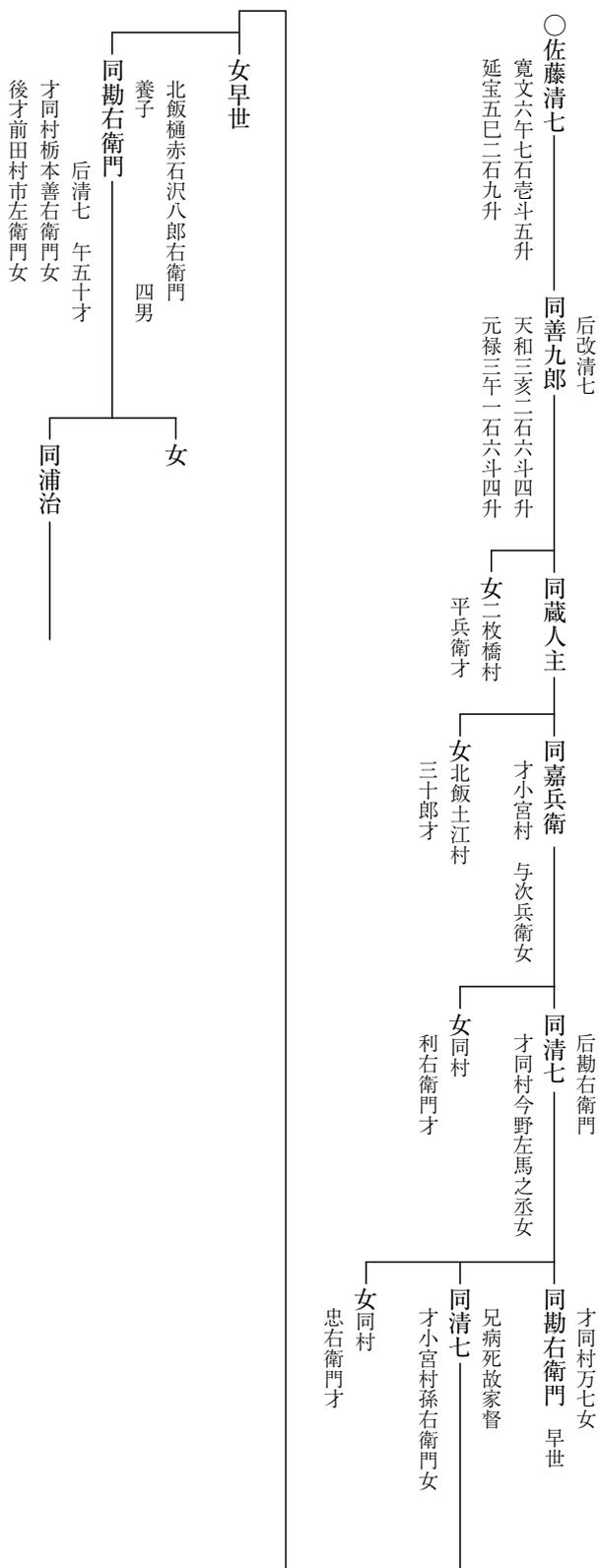


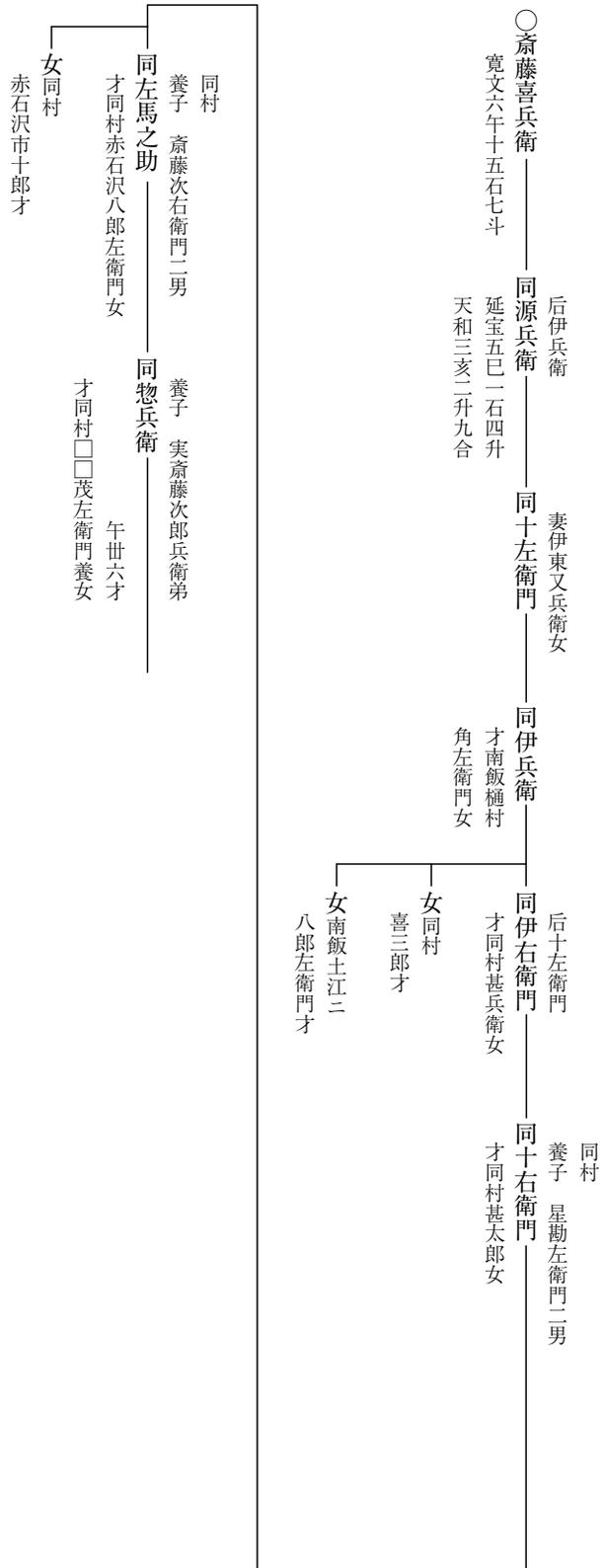


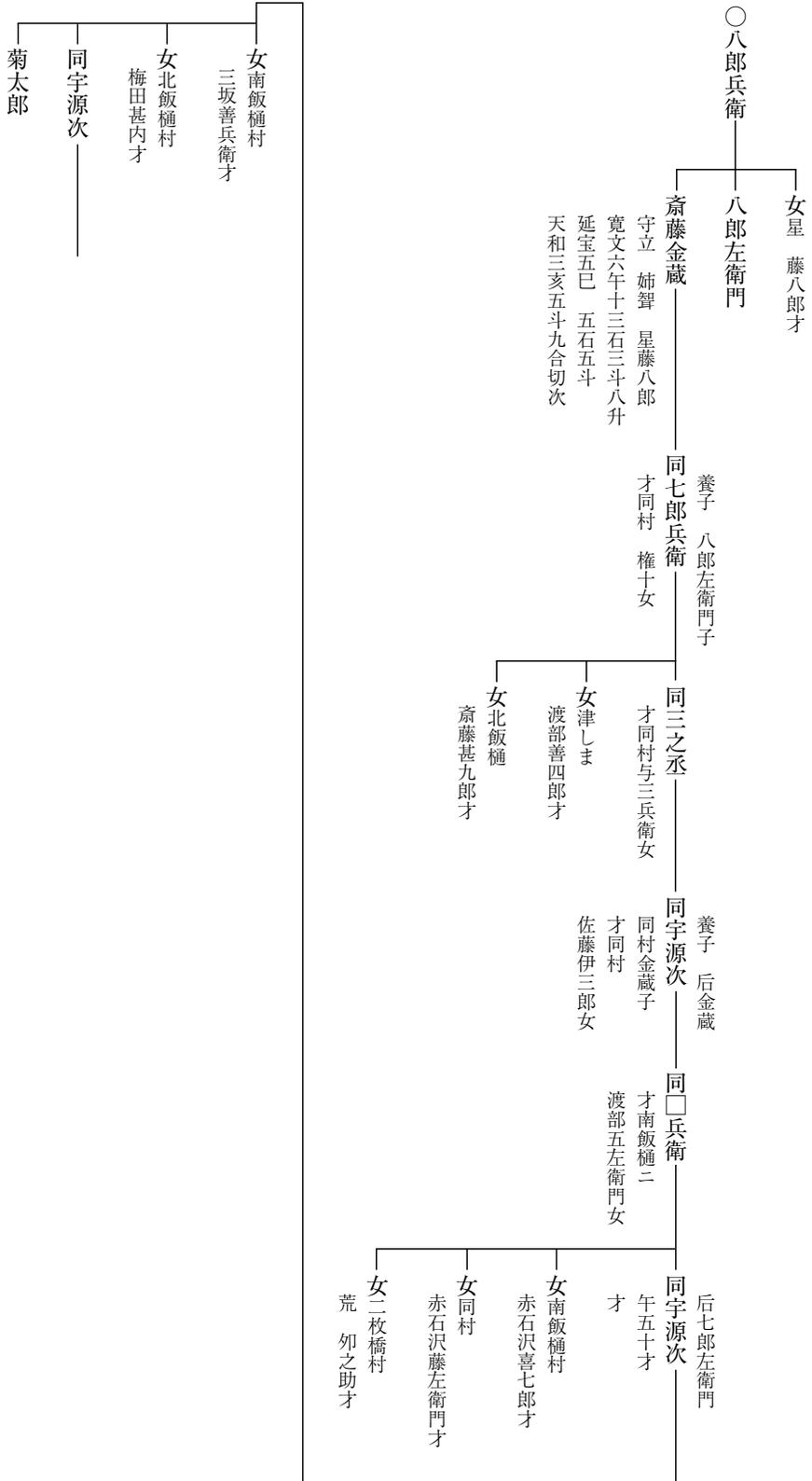
廿二 伊井土江村



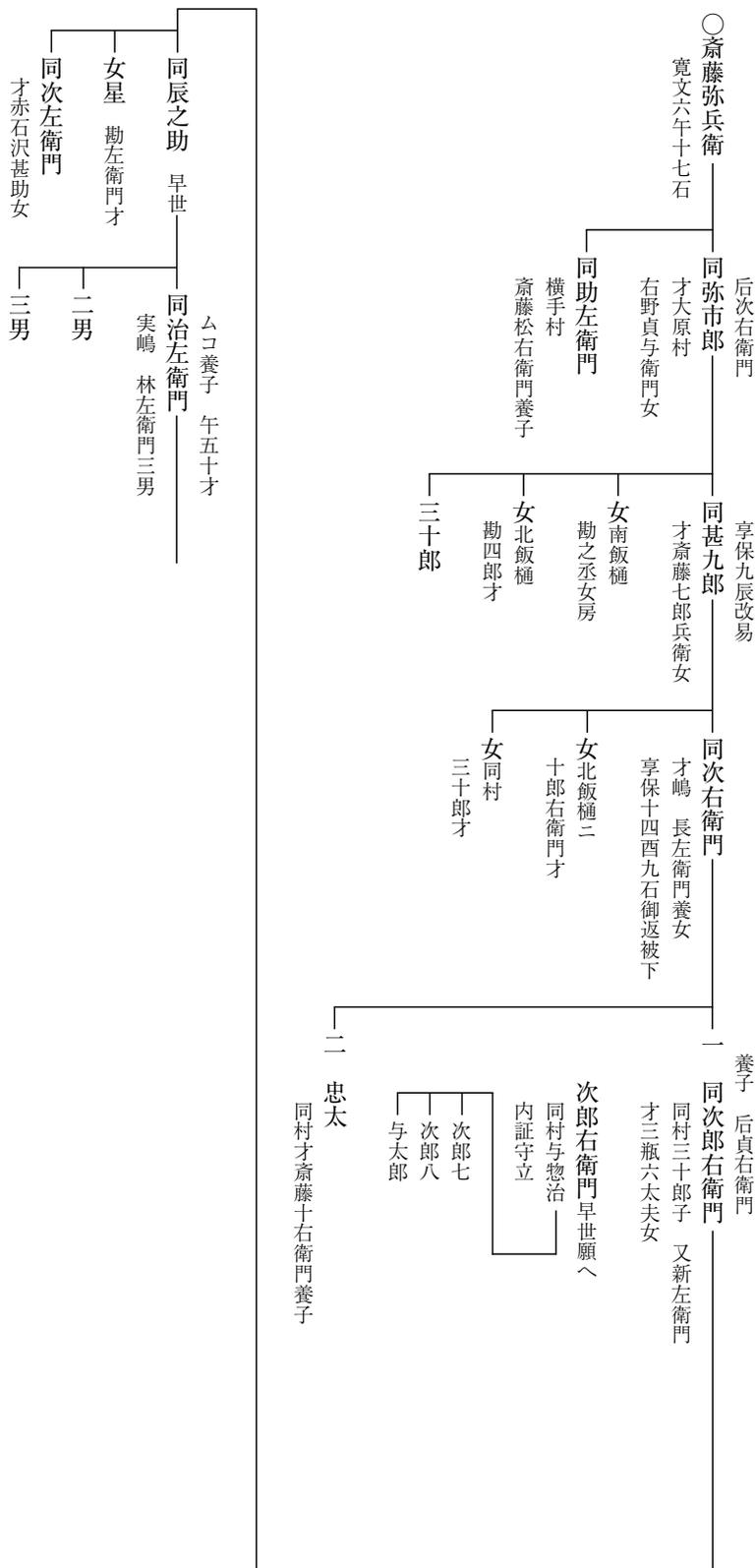
廿三 南飯土江村







廿六 飯樋村



○赤石沢李左衛門 同小右衛門

飯土江村

赤石沢吉右衛門

寛文六年十五石五斗七升

延宝五巳四石二斗三升

天和三亥 三斗六升

同李左衛門

女同村屋 善兵衛才

同村

吉右衛門

四 女柄クホ村 大谷甚兵衛才

五 権五郎 北飯土江村

六 七左衛門

女 齋藤茂左衛門才

同李右衛門早世

養子 同村市兵衛子

同李左衛門

才同村又六女

明和九辰改易 安永三年新知五石被下

無妻

同藤兵衛

女同村亦六才

同村

留之助

養子 后藤兵衛

同藤左衛門

北飯樋 喜七郎二男

才津しま村 十右衛門女

甚内

后藤左衛門 午四十二才

同慶治

才同村 齋藤七郎兵衛女

女つしま村

桑折利平次才

女

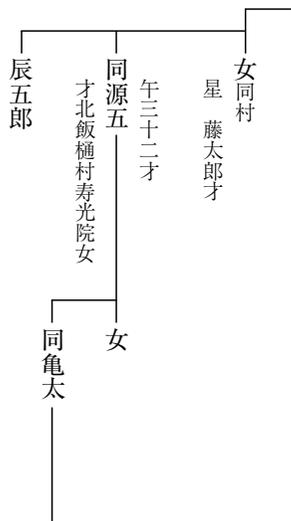
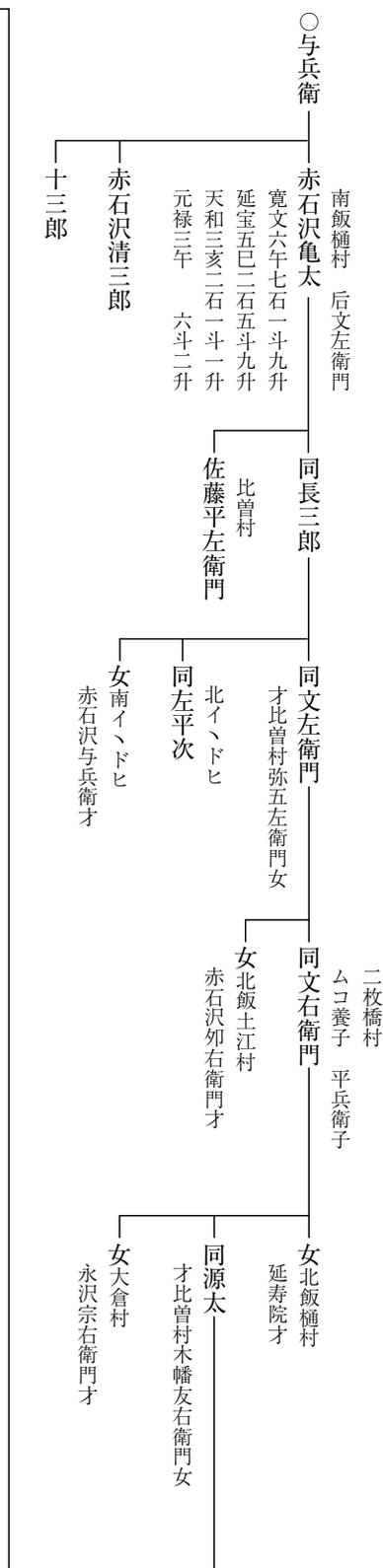
丑之助

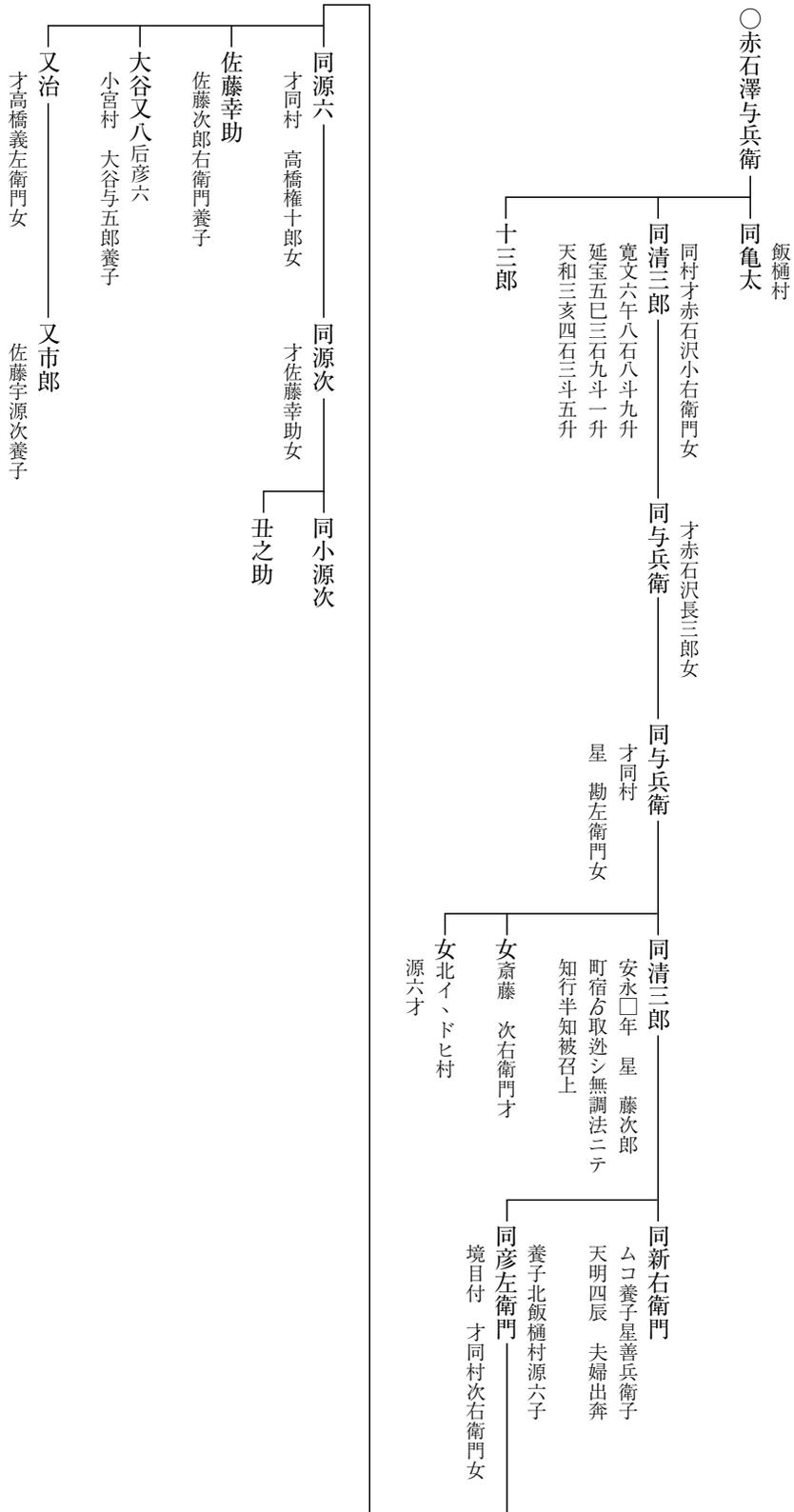
后三右衛門

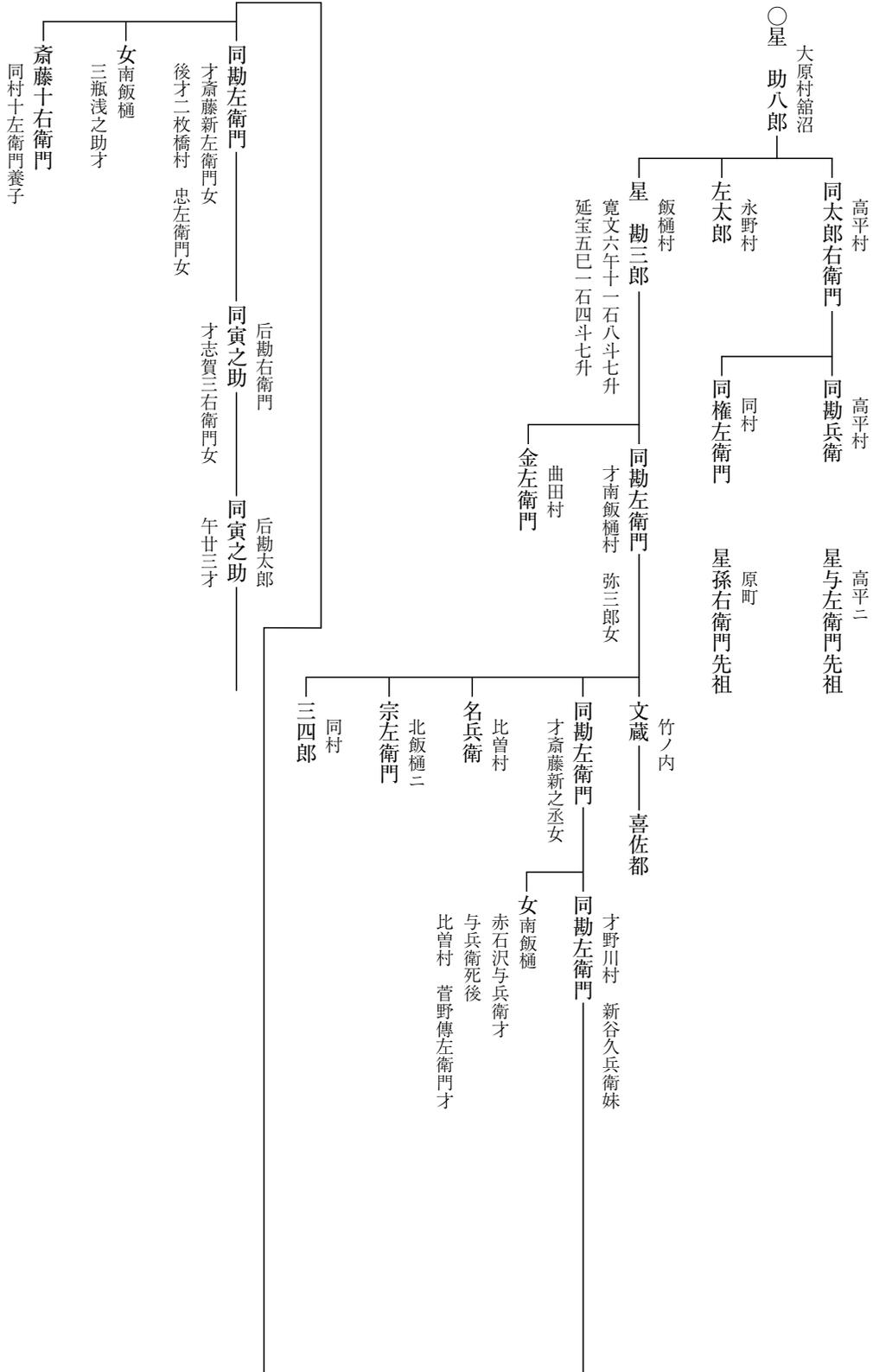
女飯樋村

赤石沢専次郎才

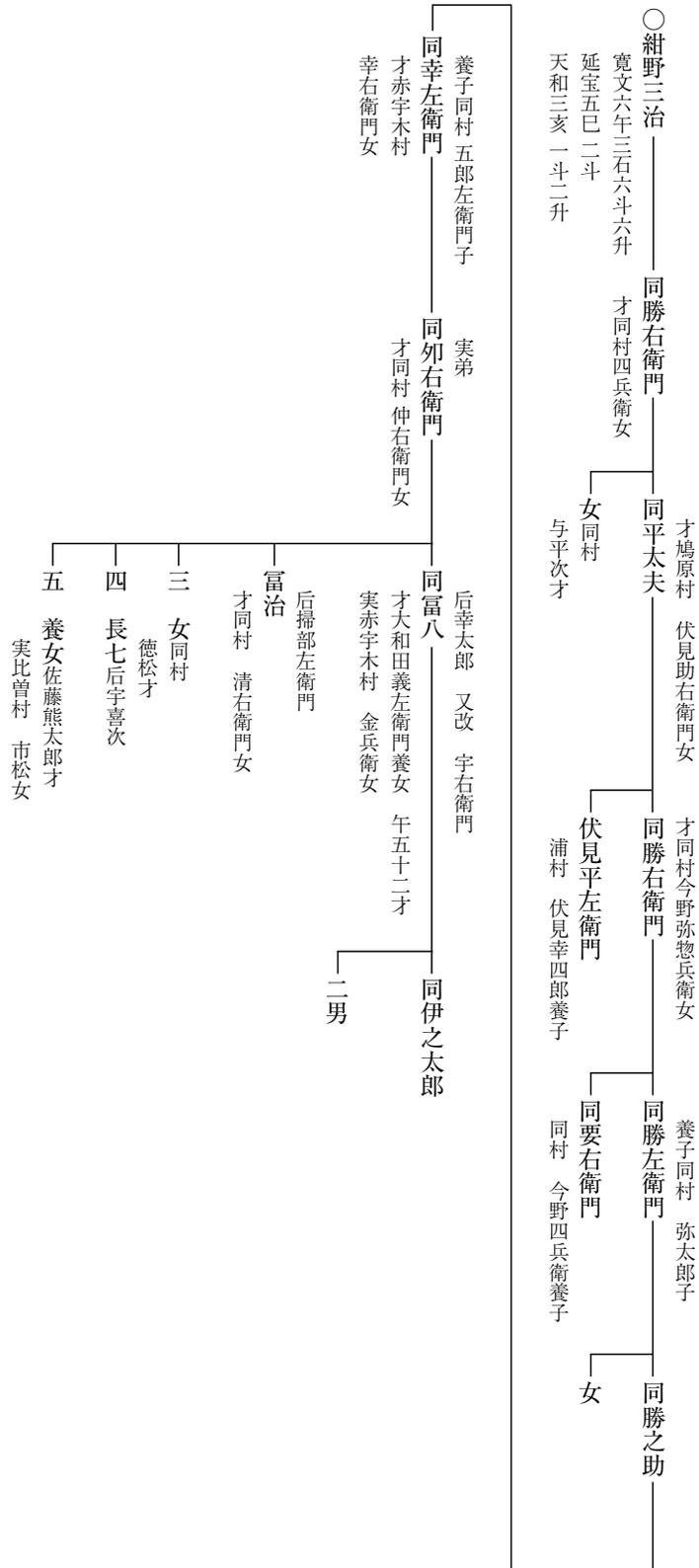
同丑之助



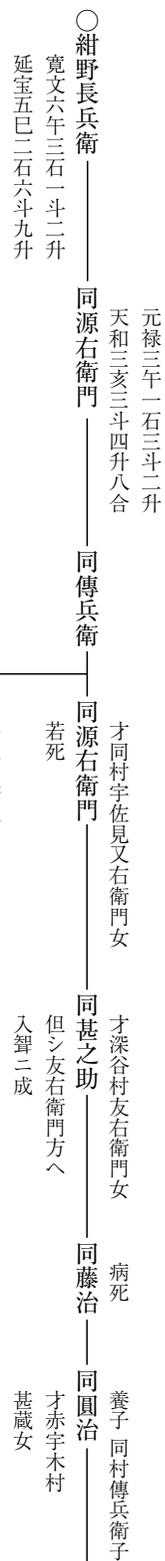




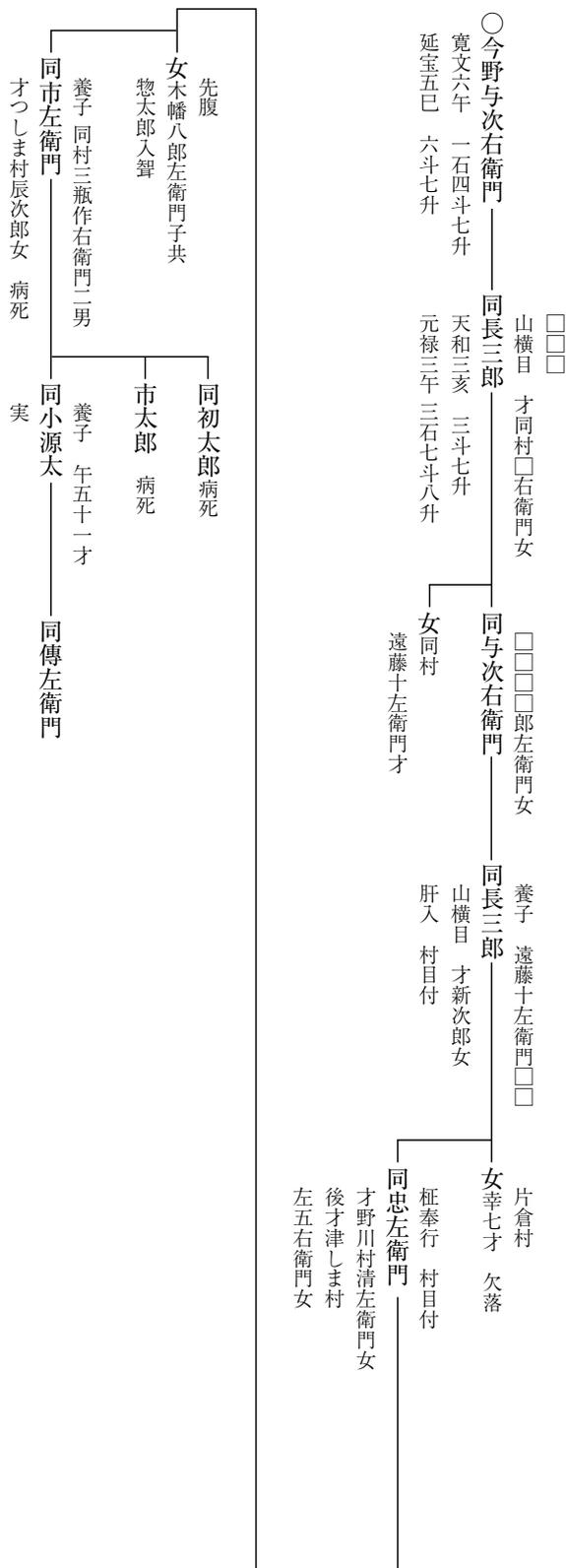
世一 津島村



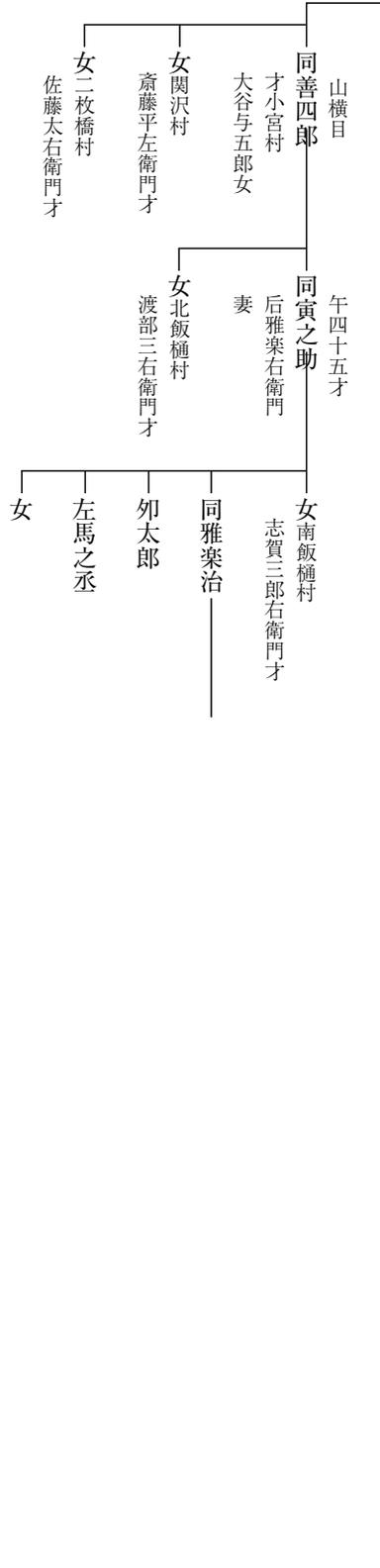
世二 津島村

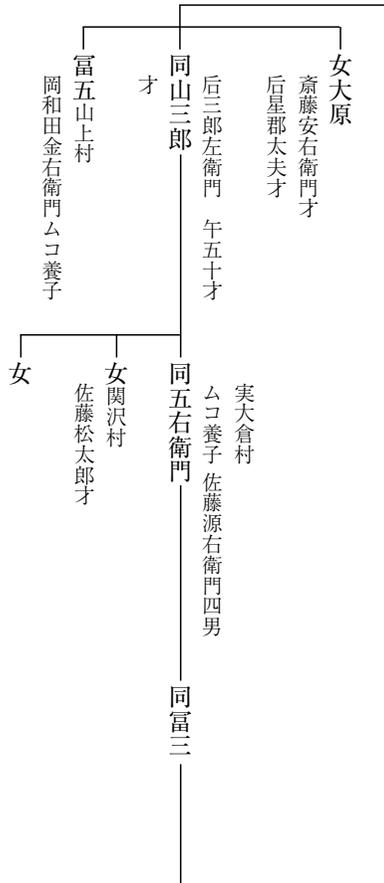
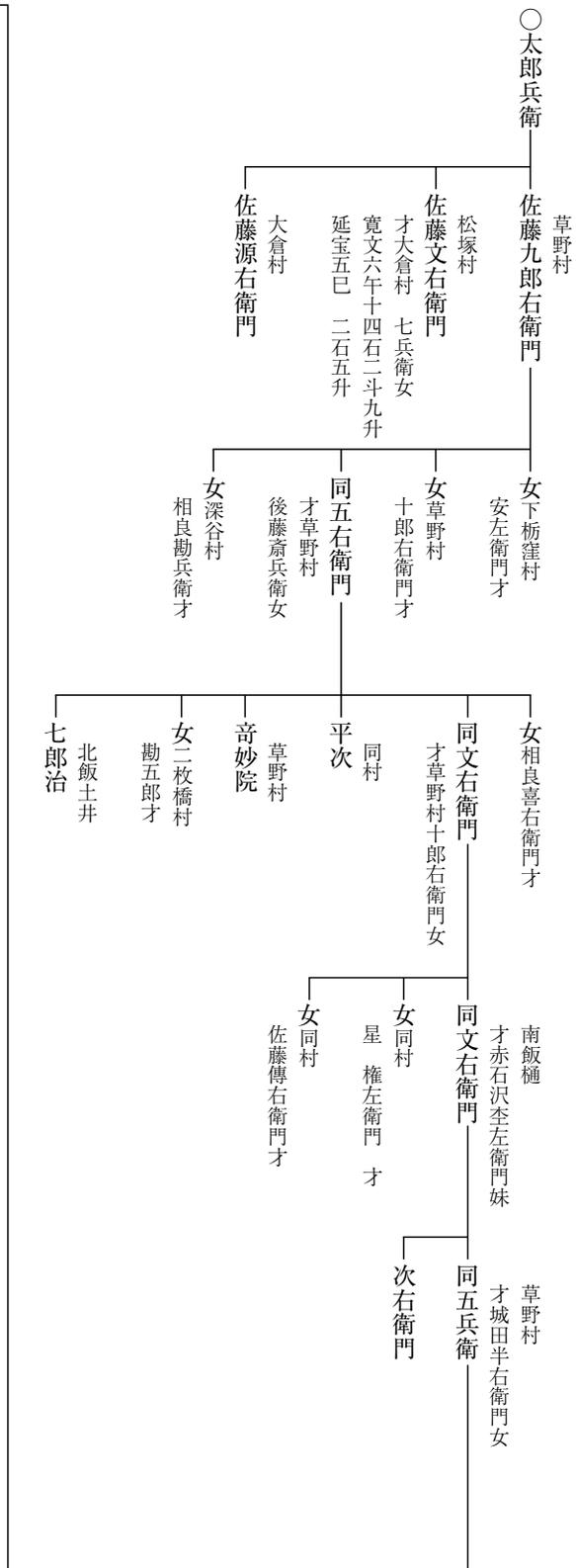


世三 津島村

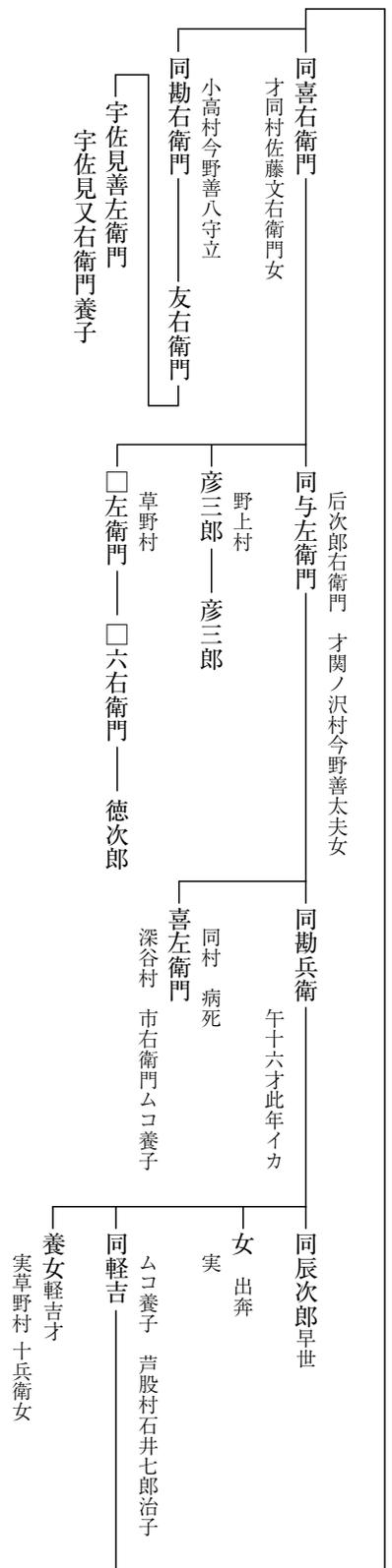
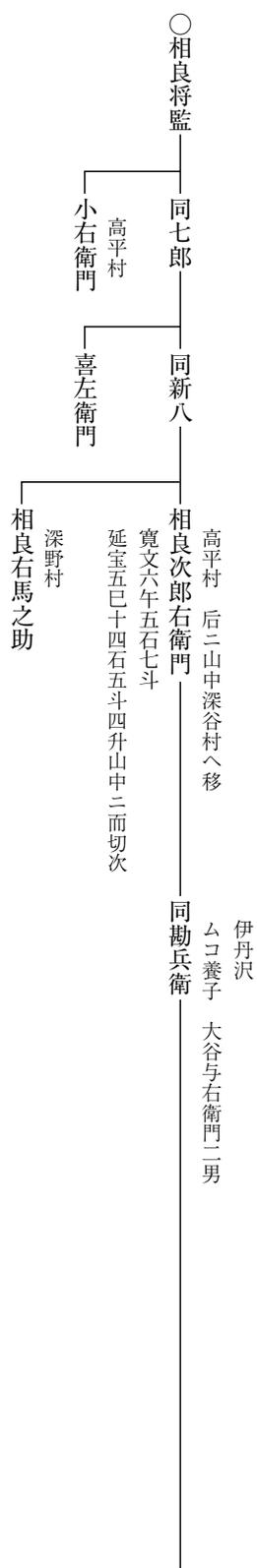


世四 津嶋村





卅六



○佐藤近江

同若狭 — 同与惣兵衛

同外記 — 左馬之助

但馬

与右衛門

佐藤宗十郎

大倉村

寛文六年拾石四斗五升

延宝五巳 八斗五升

天和三亥三石八斗

同宗十郎

才同村市十郎女

同与右衛門

才飯土井 嶋 林左衛門又伯母

近内

同助右衛門

近内養子

女栃窪村

大谷惣太郎才

才一枚橋 佐藤太十郎女

同勝兵衛

同与右衛門

午十六才

同三代治

守立 平左衛門子

平太

要之助

后与右衛門

平太子

同与惣兵衛

后惣十郎

才同村佐藤市右衛門女 死

後八木沢

大和田文左衛門女

八郎左衛門

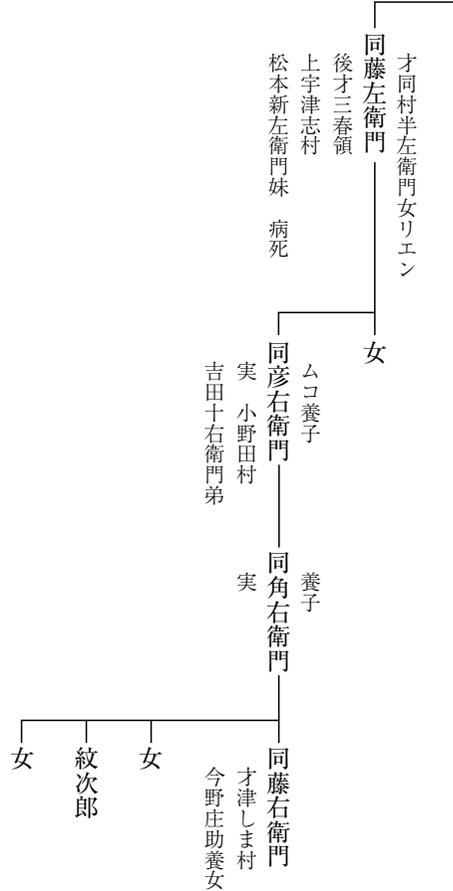
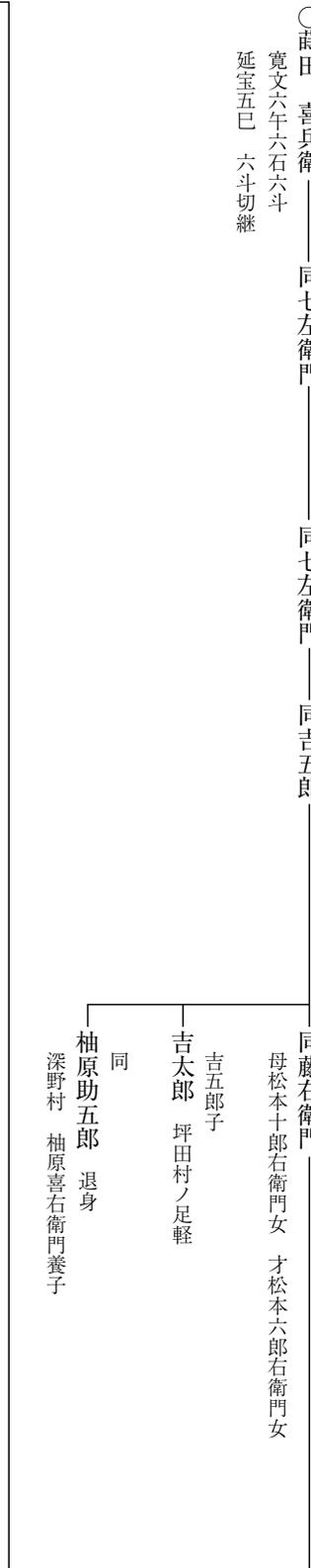
比曾村 木幡友右衛門ムコ養子

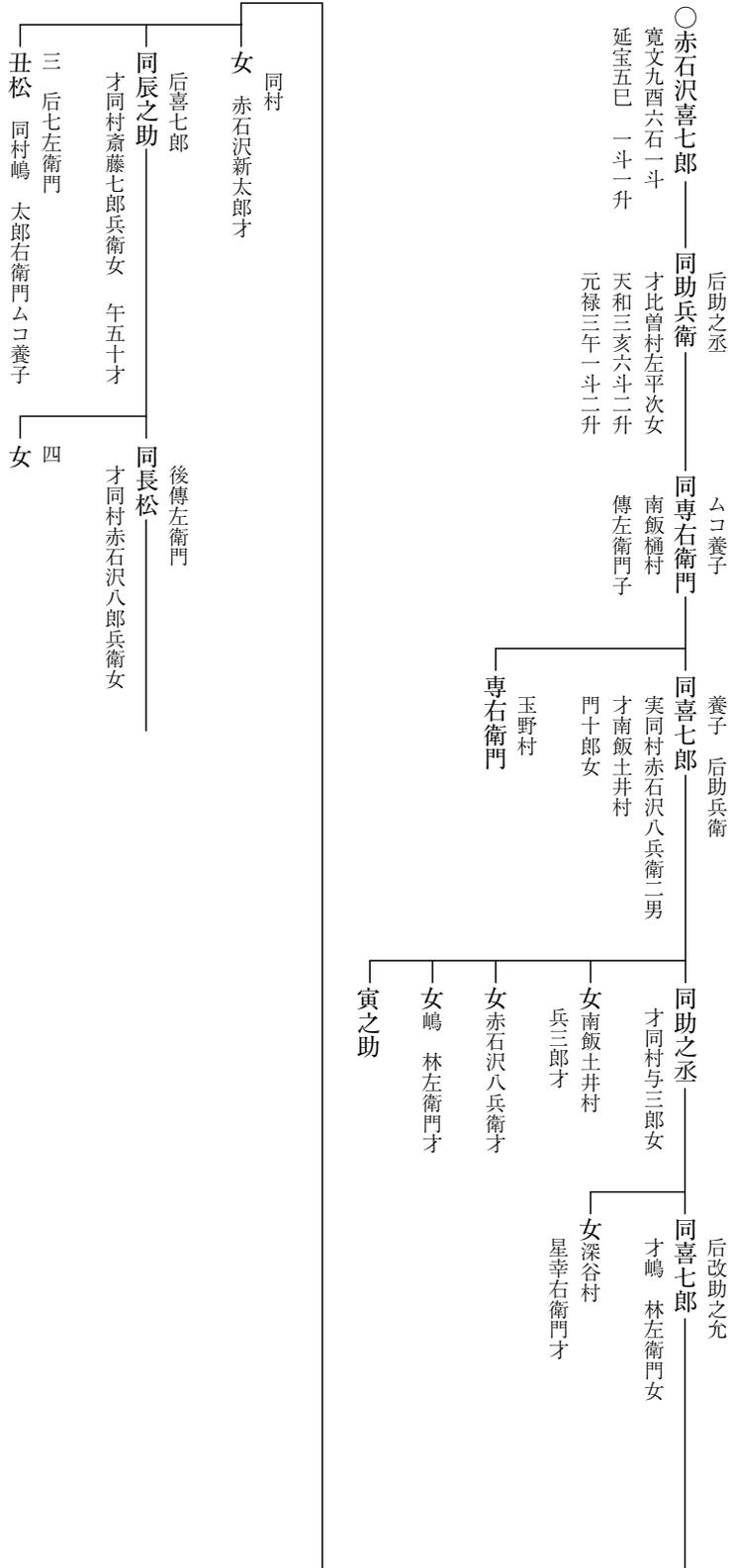
女大倉村

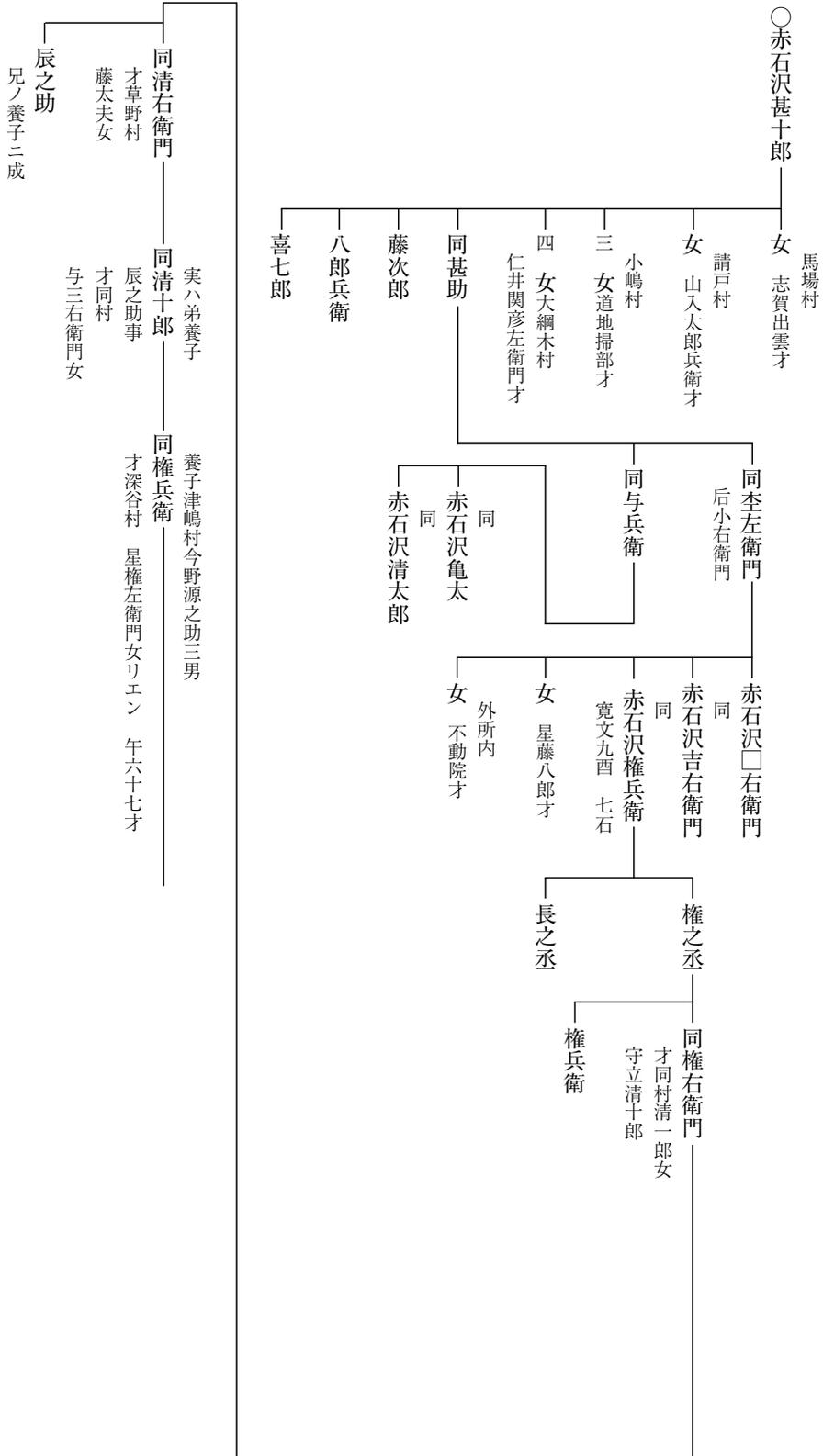
桑折忠治才

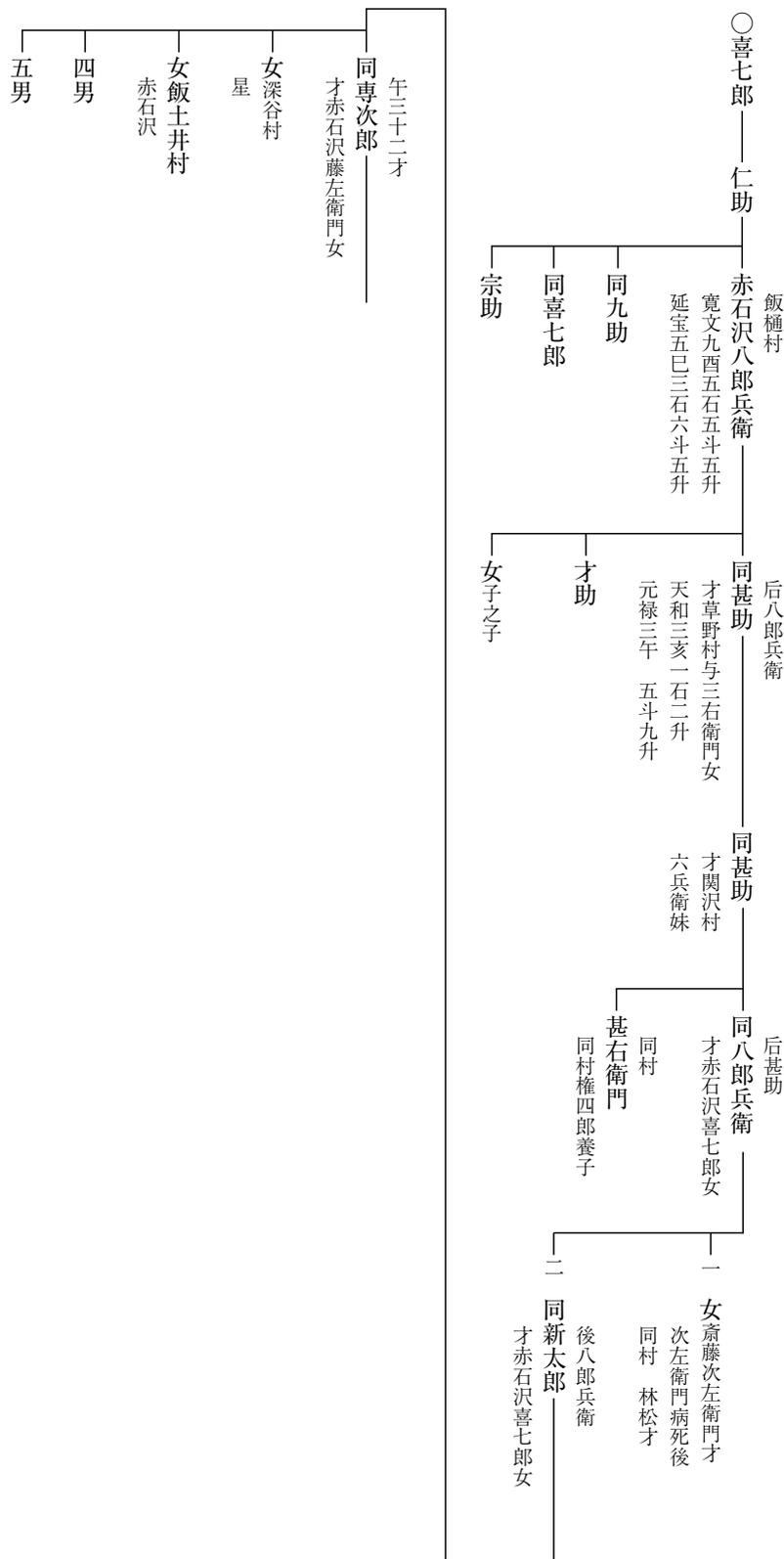
世八

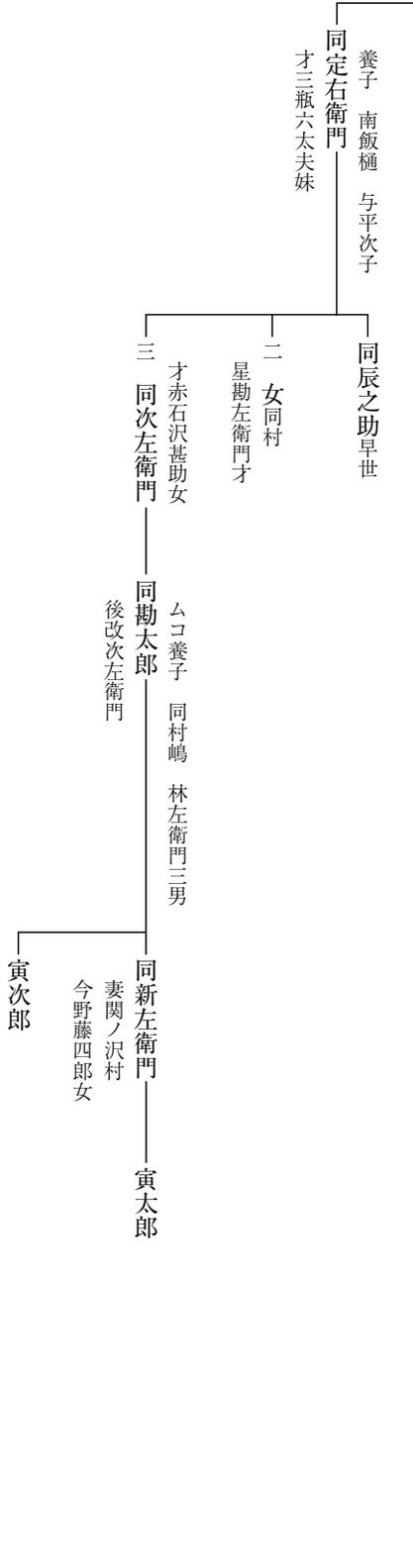
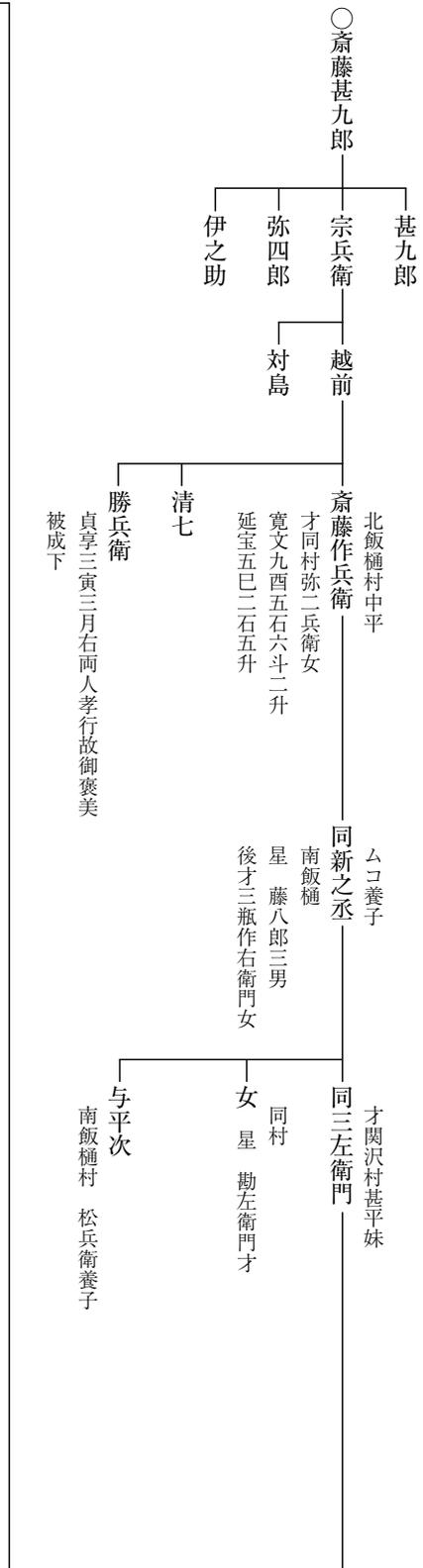
北郷 南袖木村
 ○蒔田 喜兵衛 — 元禄三年二斗九升切次
 寛文六年六石六斗
 延宝五巳 六斗切繼
 同七左衛門 — 同七左衛門 — 同吉五郎
 才永野村 渡部太左衛門女
 養子 野川村奎兵衛子 野川村住宅
 同藤右衛門 — 母松本十郎右衛門女 才松本六郎右衛門女
 吉五郎子











○ 栃本喜左衛門

女比曾村
木幡八郎右衛門才

今田村

同利兵衛

寛文八申四石一斗九升
是ハ無調法ニ而上ルト見ユ
外ニ元禄四未三石六斗二升

御山村
栃本小兵衛

同理兵衛

才泉 内蔵助下
岡田源右衛門女

金場利右衛門

小高

同忠左衛門

飯樋村 自是飯樋村住宅

星 藤八郎二男

才北飯樋 齋藤茂左衛門女

利兵衛子

桃都

同北飯土井村
五郎右衛門

同七郎左衛門

才石上村

牛来喜左衛門女

志賀三郎右衛門

比曾村案右衛門養子

養子

ムコ養子

同忠左衛門

同村

今野五太夫二男

同善右衛門

同村

二 女星 四郎治才

三 龜太夫

才北飯土井村与五兵衛女

内証見次聲也

女 傳八

中□□村大内五郎右衛門弟

此娘へ深谷村
女星 幸左衛門二男
聲養子仕承祖

女同村

志賀為太郎才

女北飯樋村

赤石沢巳之松才

傳八女ムコ養子

同八十治

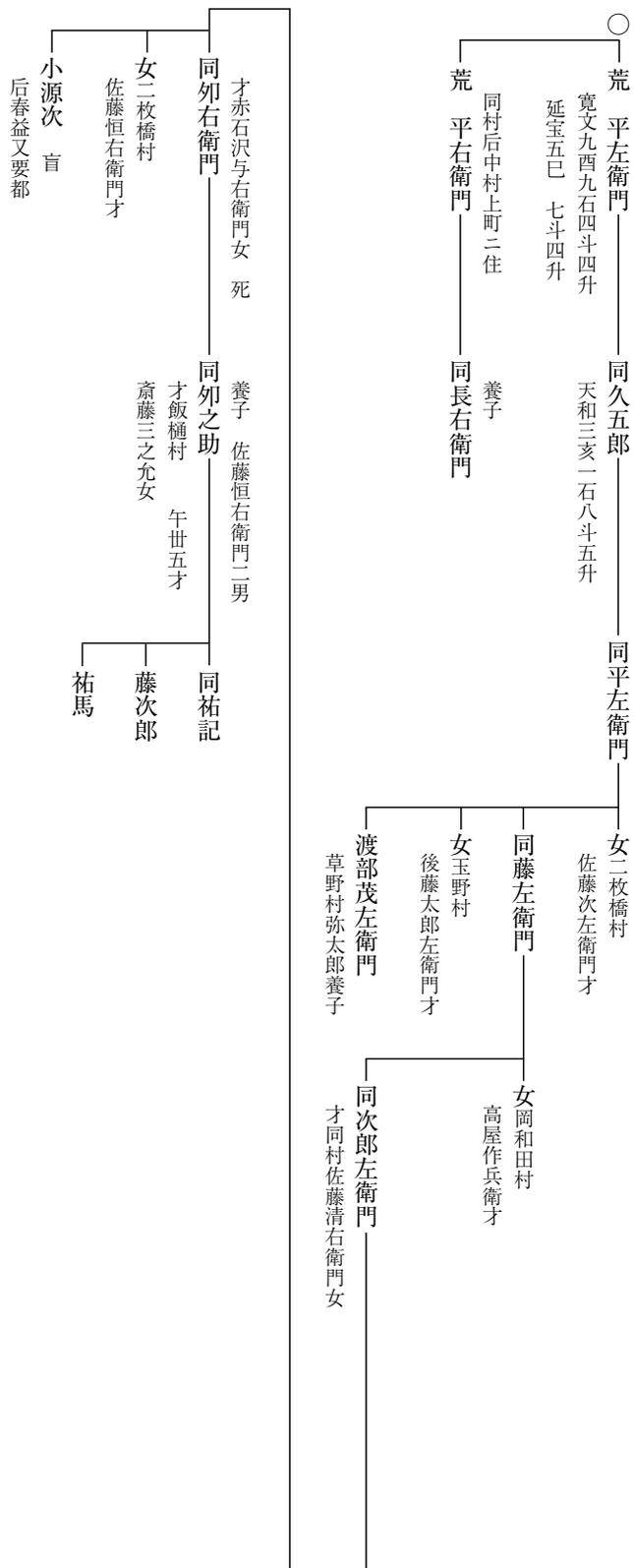
深谷村星幸左衛門二男

○此家断絶

文政五年御改令

書続なし

四十四 草野村



○末永宗右衛門

同作右衛門

草野村 旧八足輕後筋目ニ出石神方草野へ引移

同甚十郎

寛文九酉拾二石二斗九升
延宝五巳 一石一斗五升

同太郎左衛門

天和三亥 五斗九升切次

伊井土江村
女 赤石沢小右衛門才

同太郎左衛門

才坪田村 安左衛門女

才同村七兵衛女

同甚十郎

甚内

末永藤右衛門

石神村末永助三郎養子二成

同太郎左衛門

才関沢

庄司五藤兵衛女

二 久左衛門

笹町足輕

同治兵衛

才草野村伊左衛門女

二 草ノ村

女 渡部源次才

三 大倉村

女 高橋四郎兵衛才

四 渡辺八十次草野村

縫右衛門養子

后次兵衛

同進巳

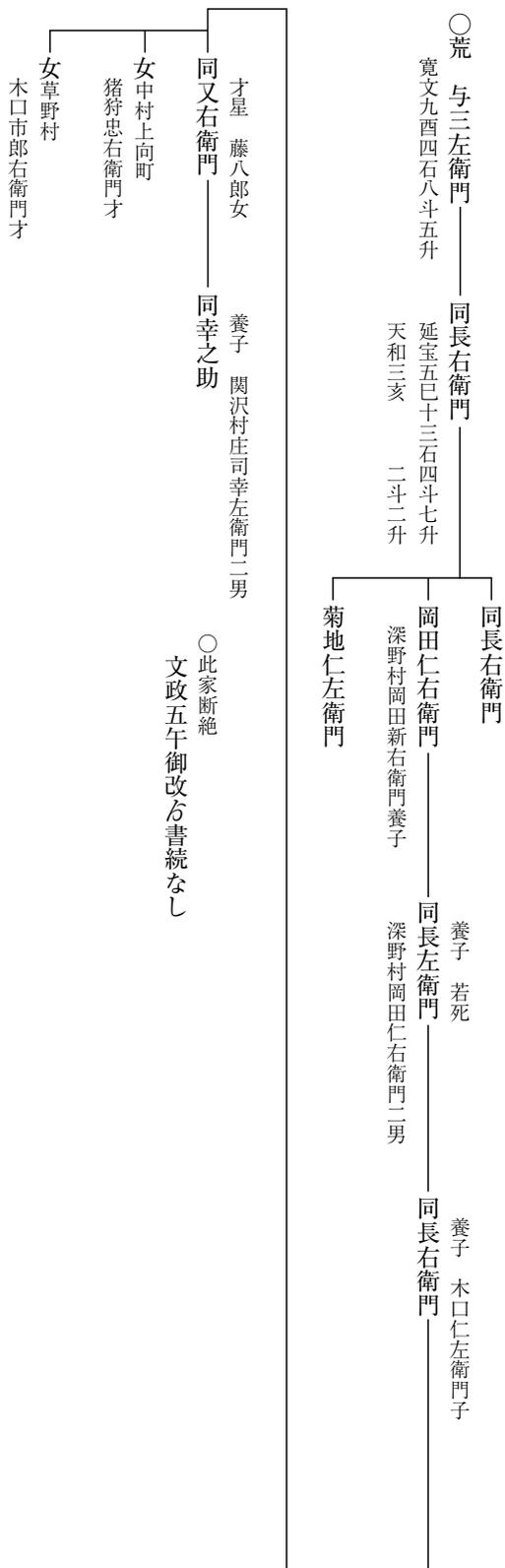
才 午六十七才

同健太

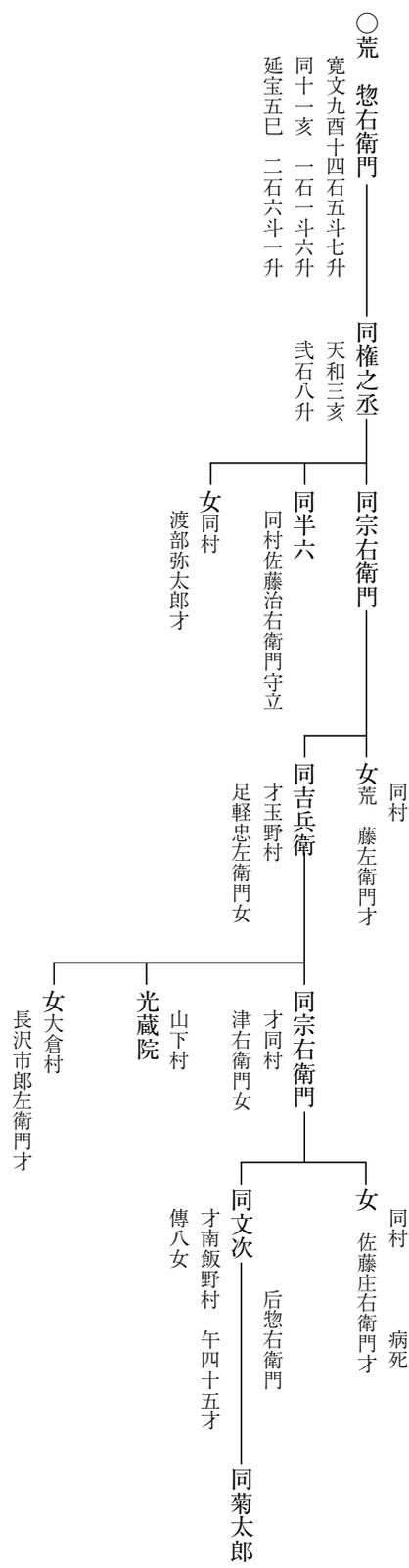
女草ノ村
傳四郎才

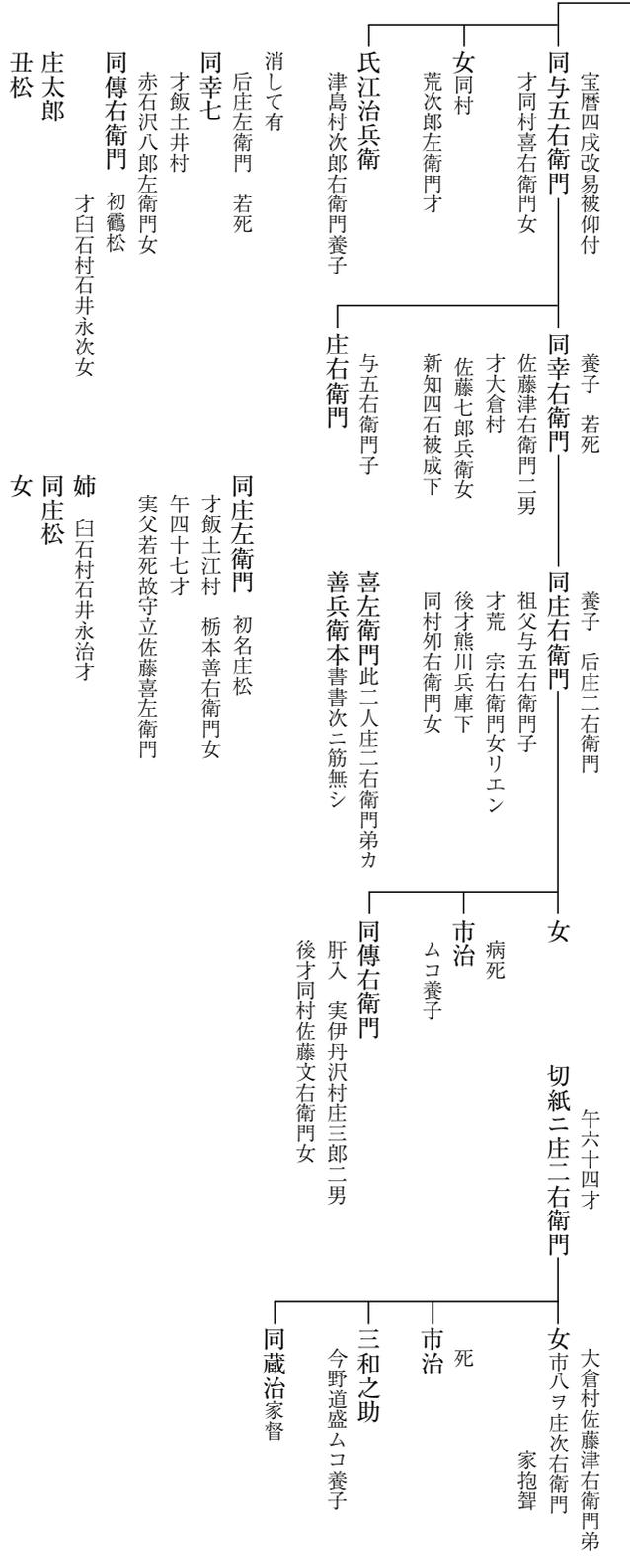
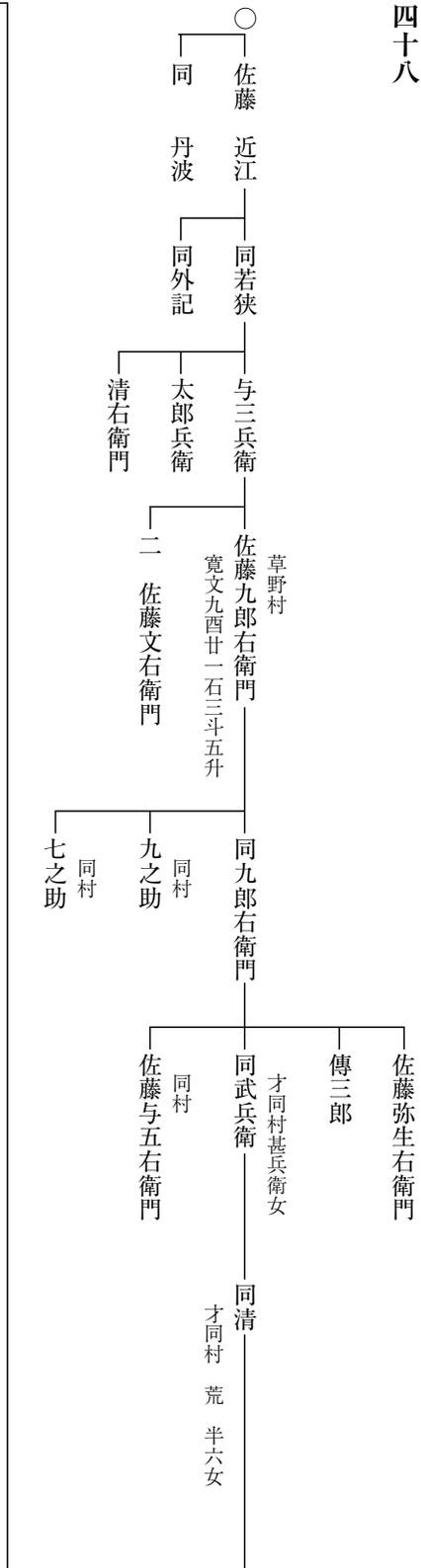
女同村
十兵衛才

四十六 草野村

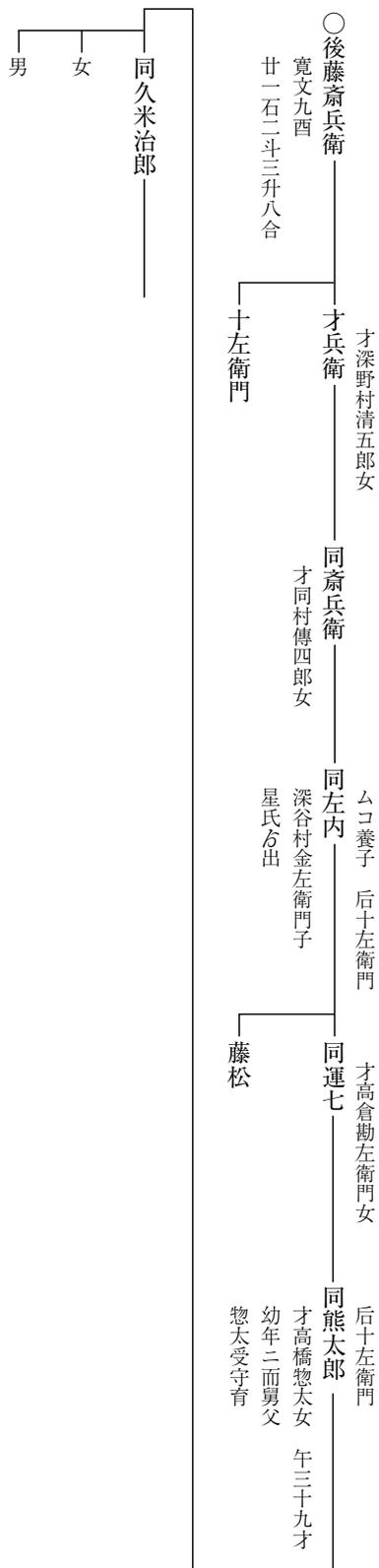


四十七 草野村

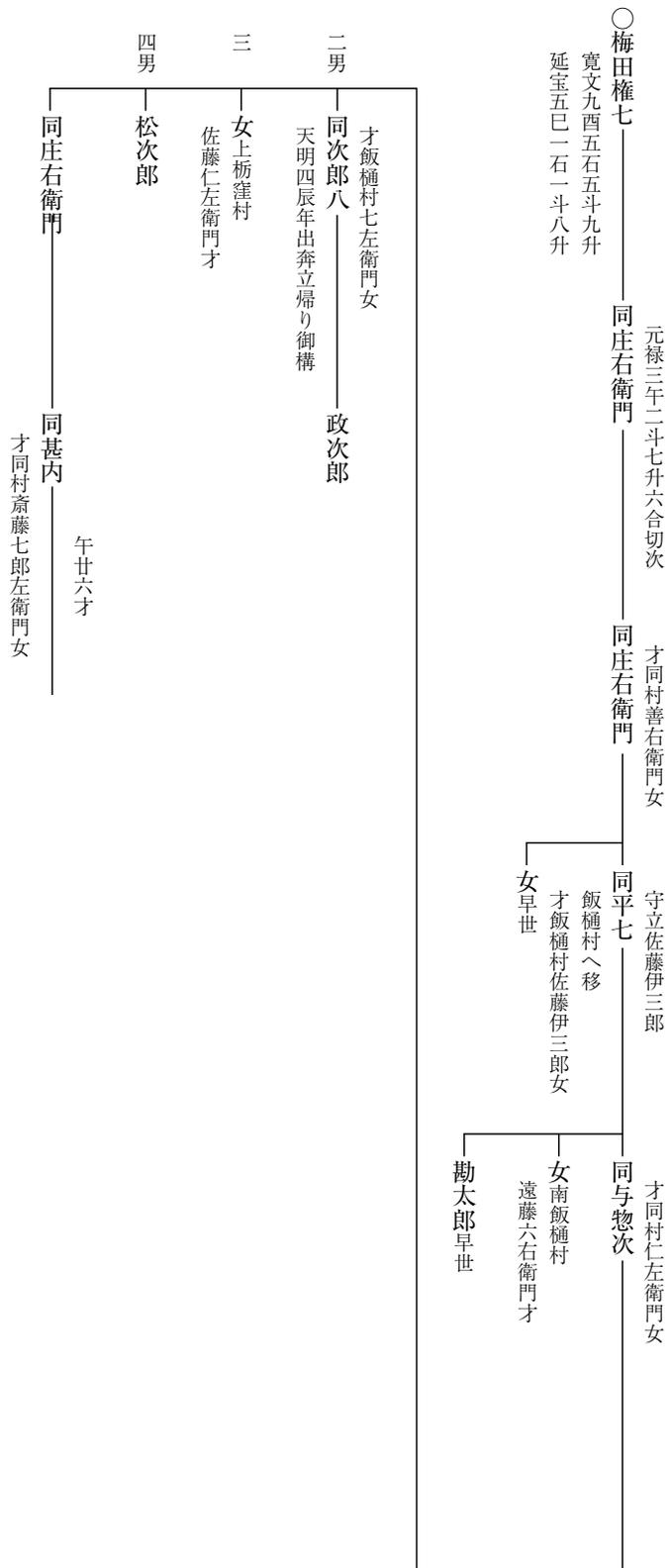




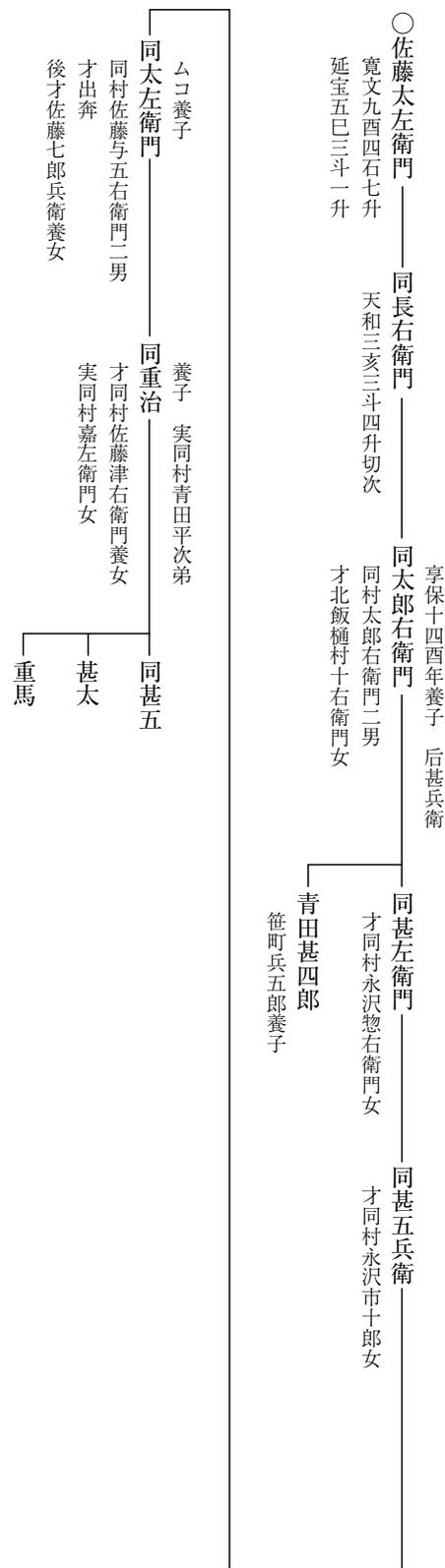
四十九 草野村



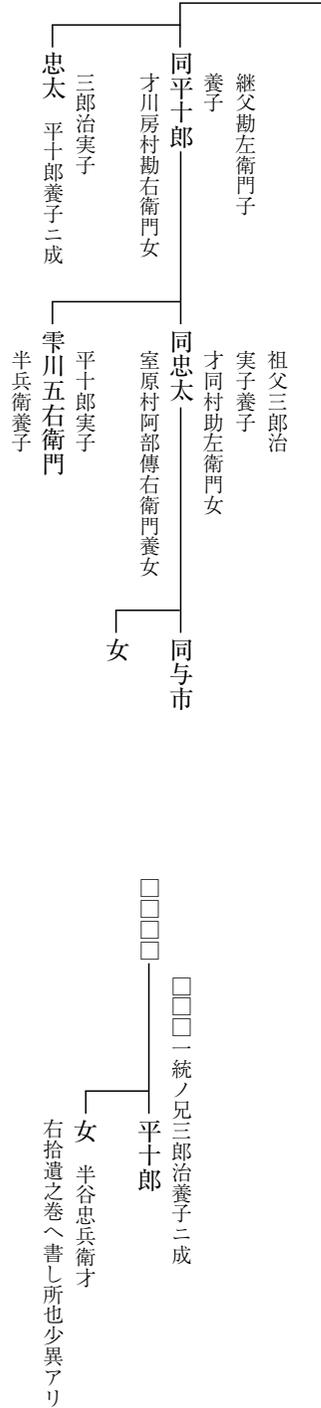
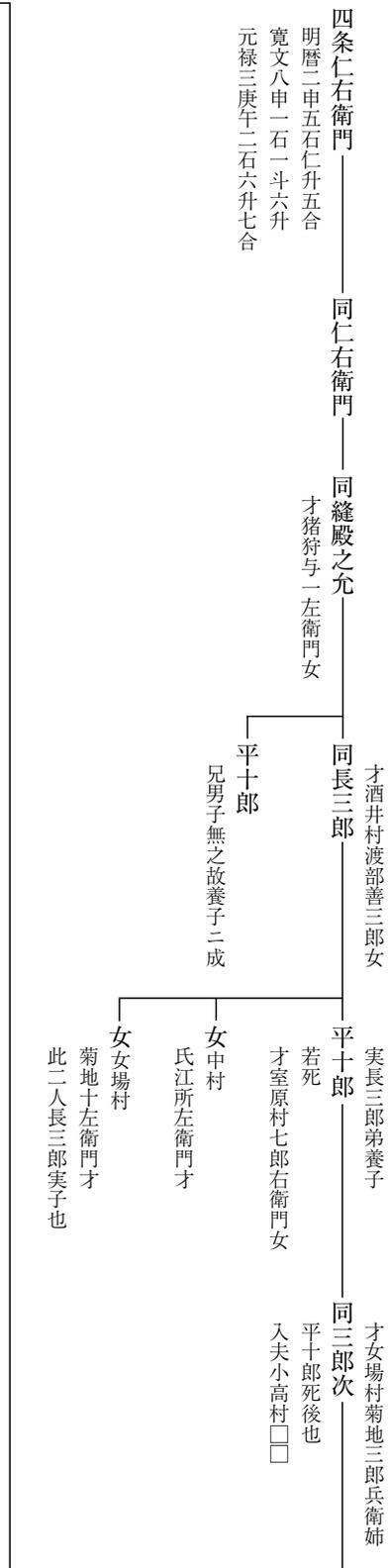
五十 草野村

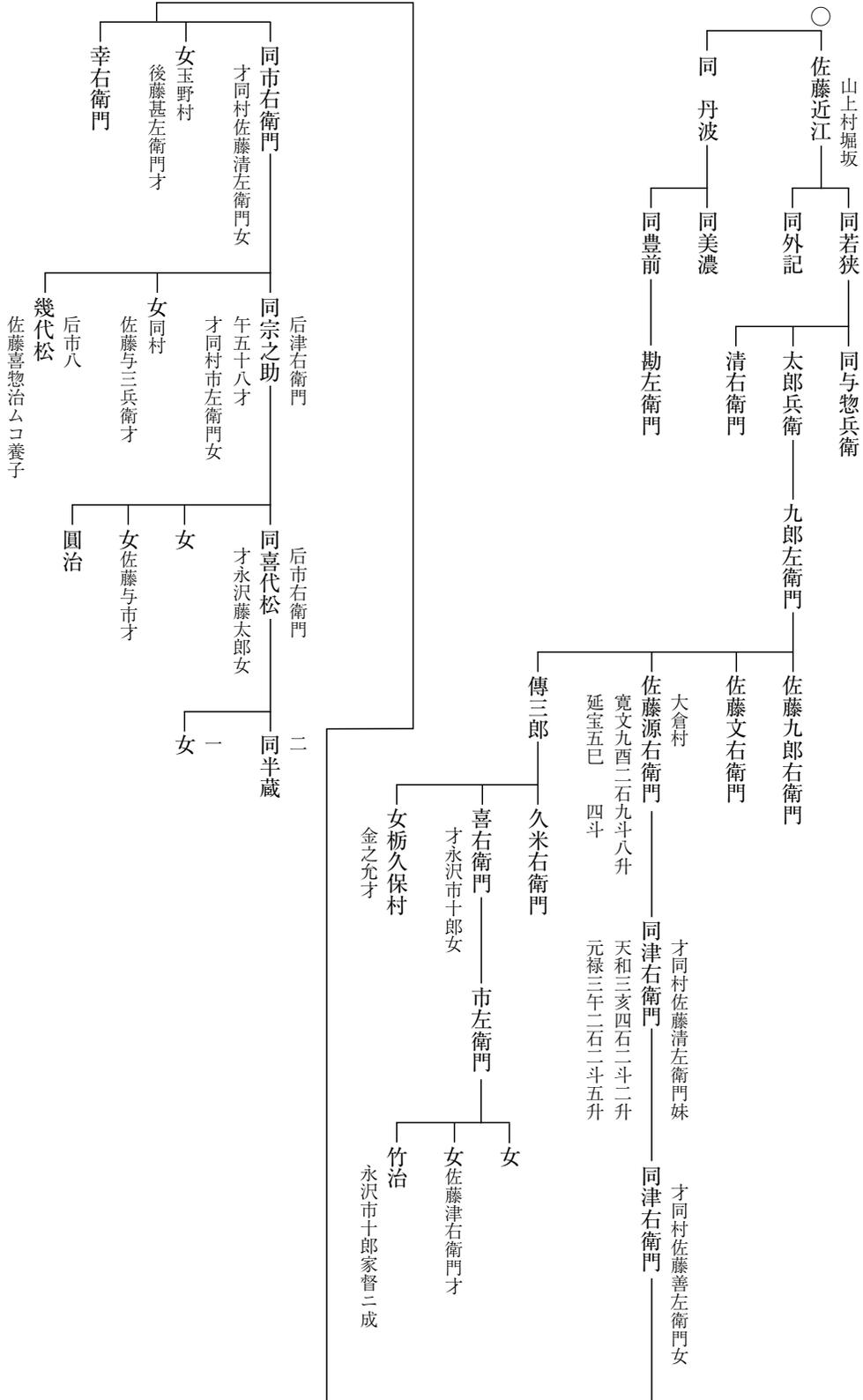


五十一 大倉村

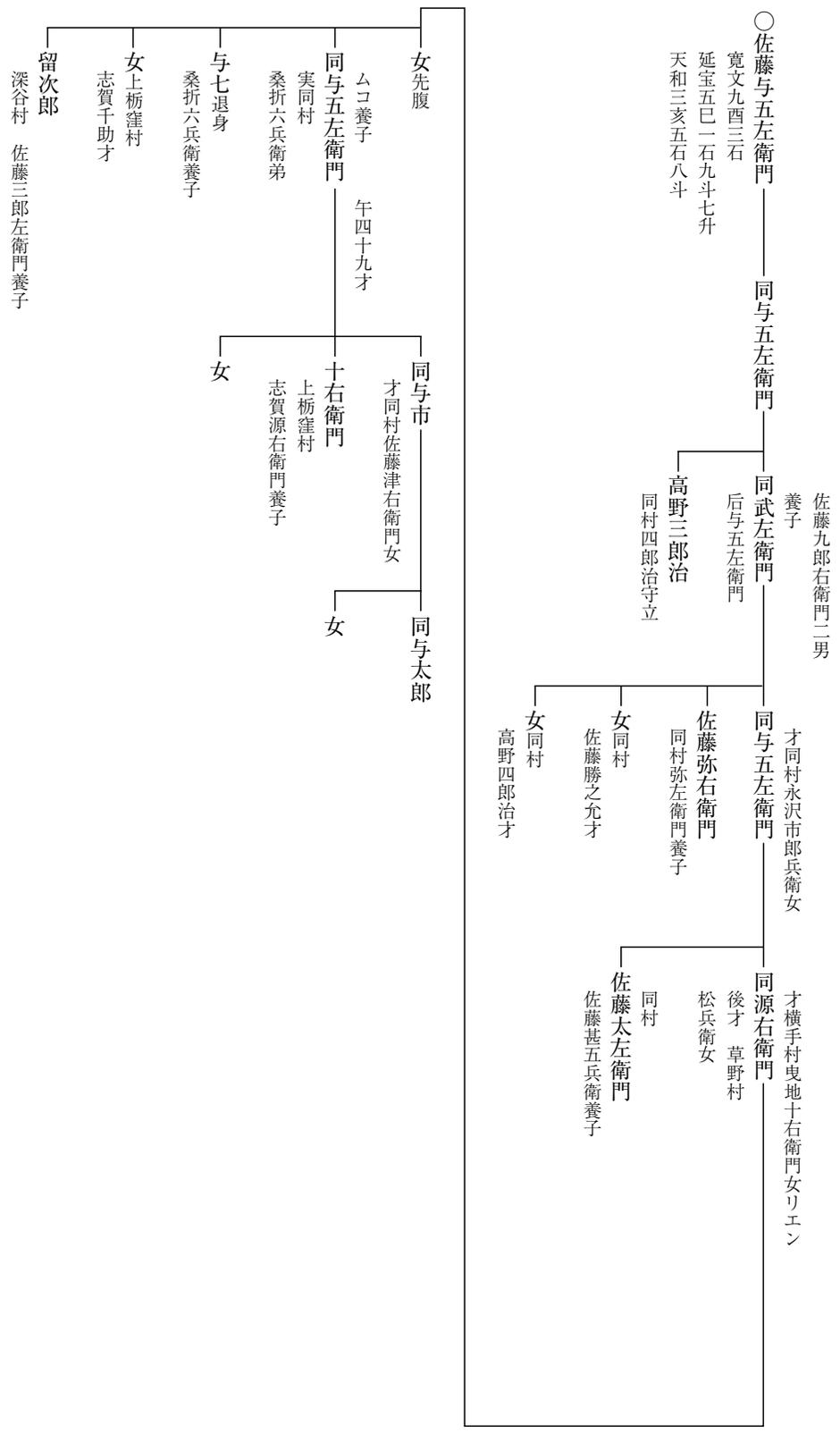


草野村

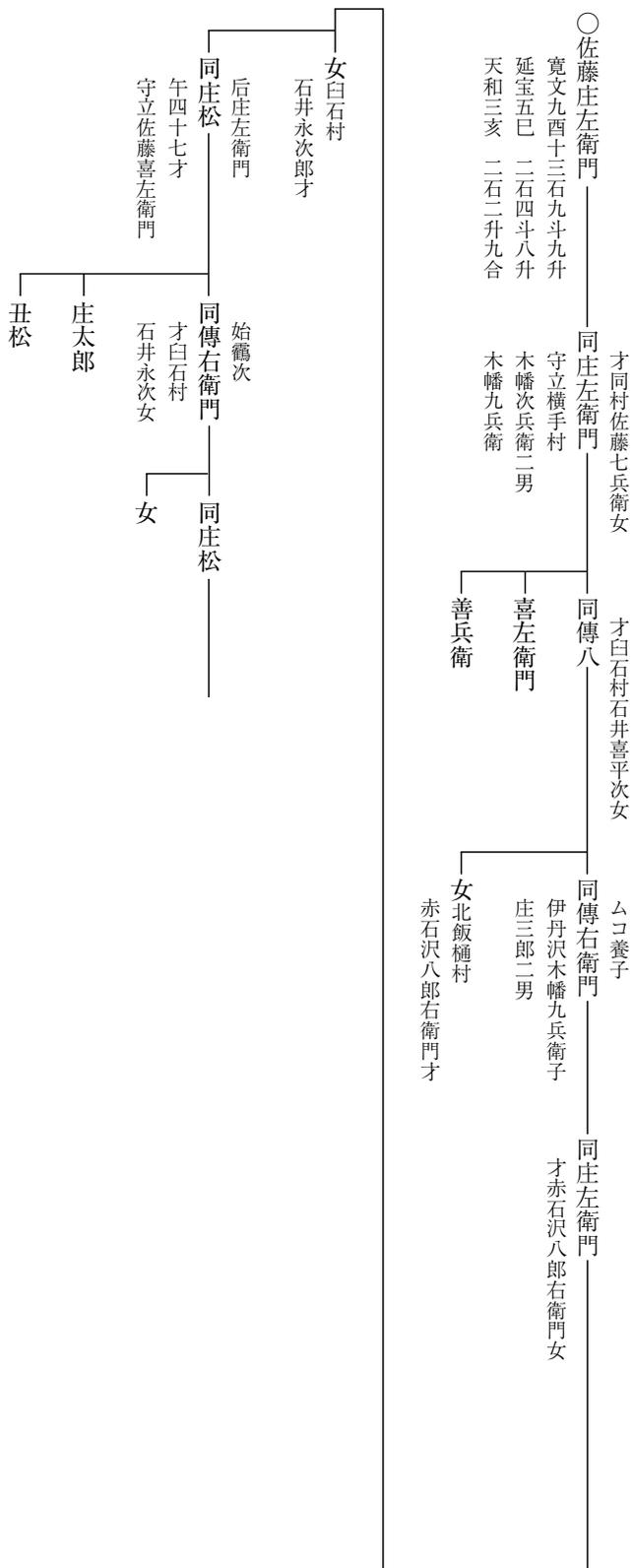




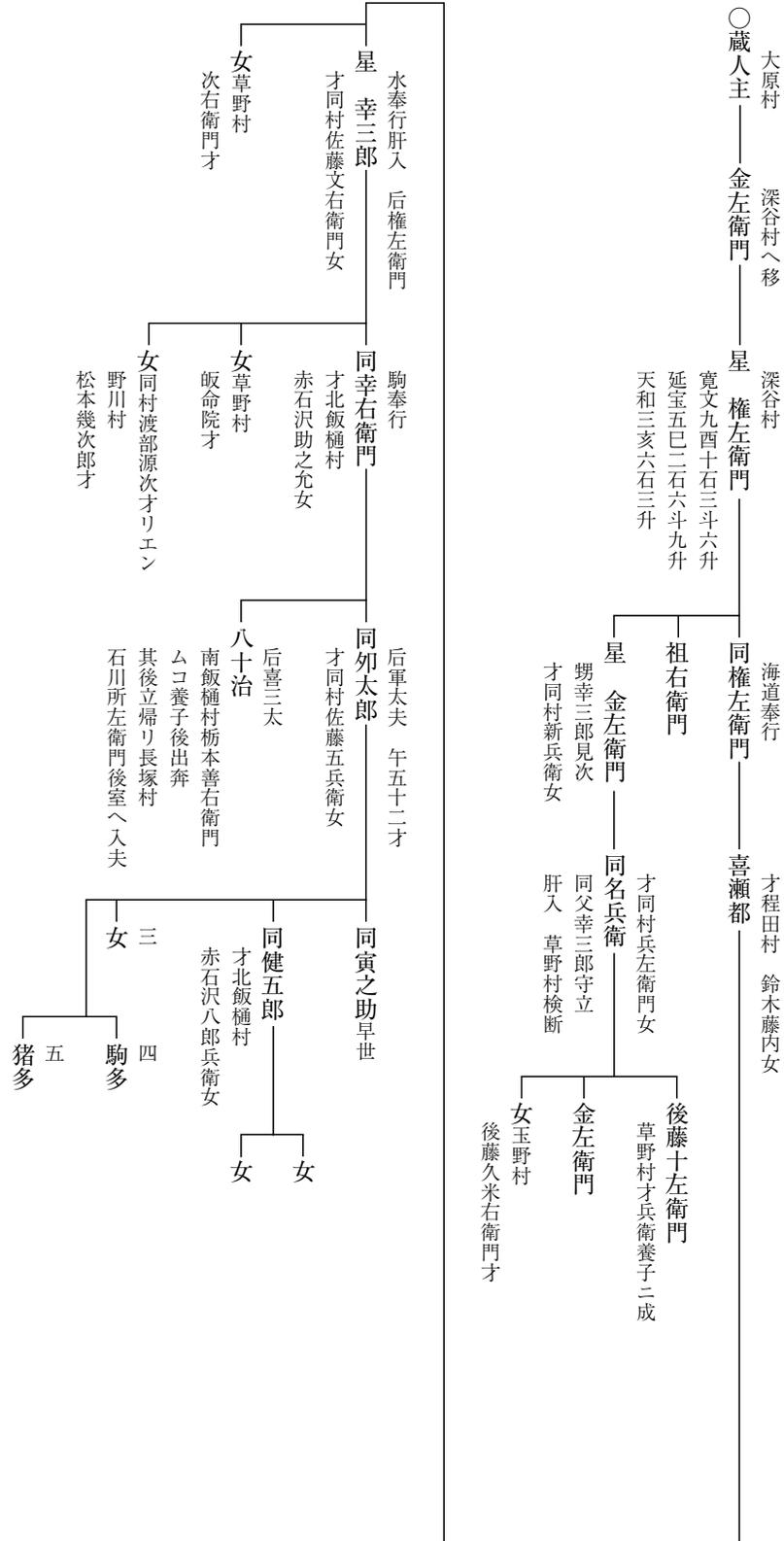
五十四 大倉村

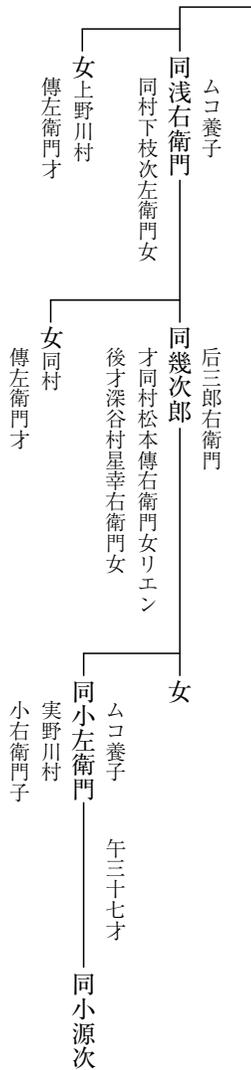
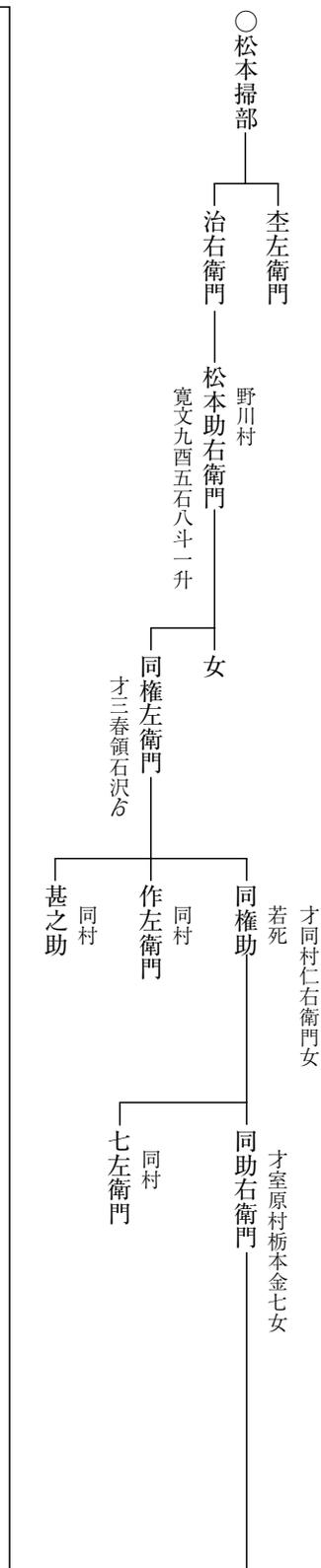


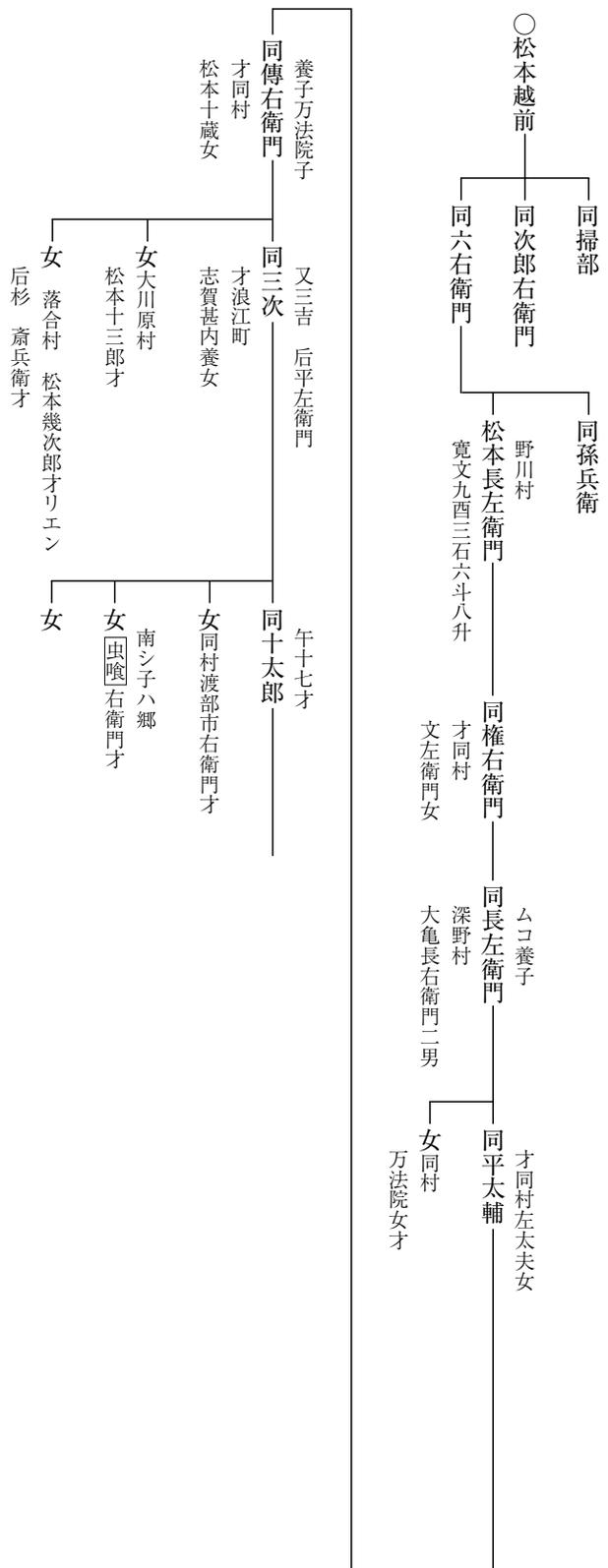
五十六 深谷村

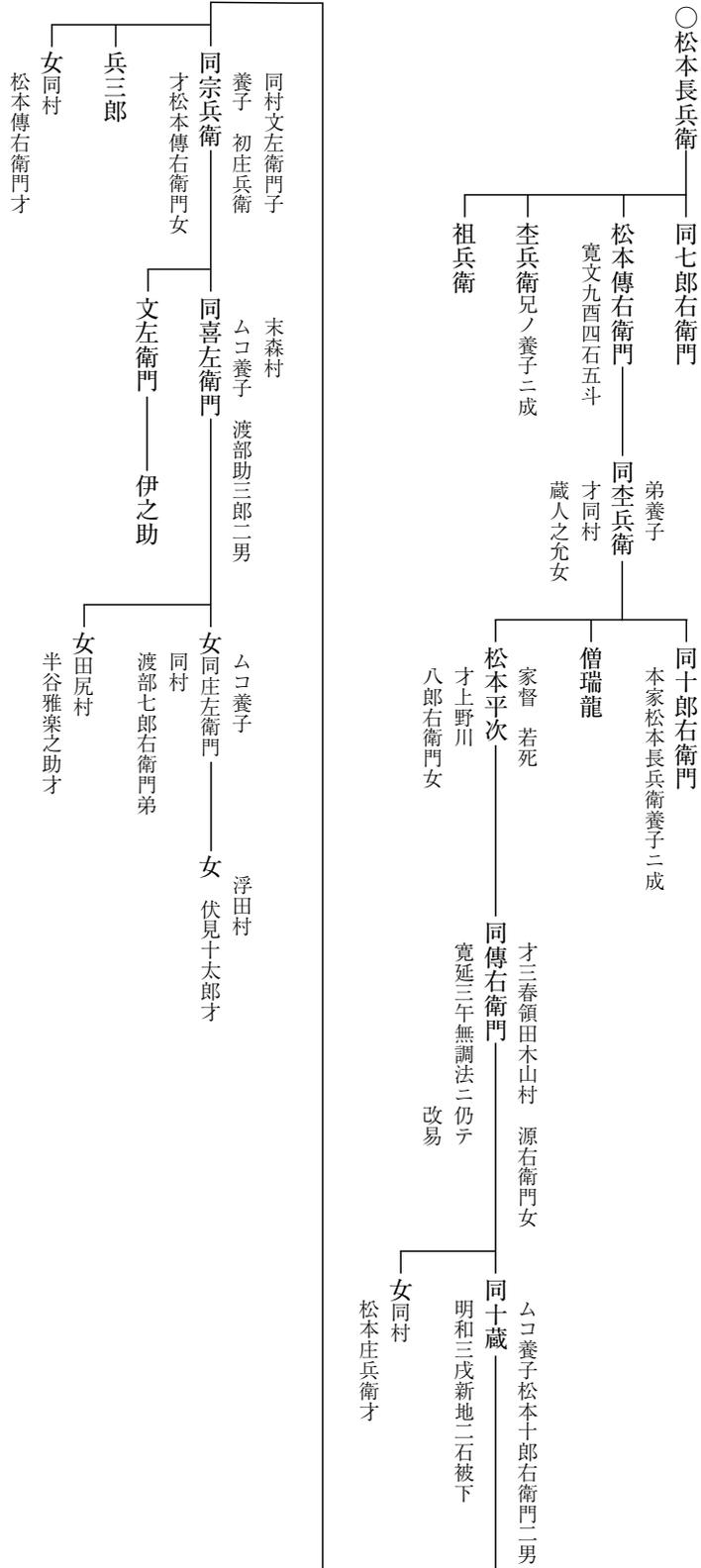


五十七









六十一 関沢村

才槽原村
惣兵衛女

○草野監物

寛文九酉十石四斗八升

同弥兵衛

才与兵衛女

延宝五巳二石八斗五升

天和三亥七石一斗五升

同忠兵衛

才忠左衛門女

藤右衛門

同儀兵衛

ムコ養子

同村与兵衛子

女小池村

金剛院才

同弥兵衛

才小池村

斎藤吉兵衛女

女槽原村

足軽万七才

同市左衛門

女草野村

末永藤右衛門才

才同村忠兵衛女

養子 午四十二才

同弥兵衛

实飯樋村

渡部五次右衛門二男

才小池村

善光院女

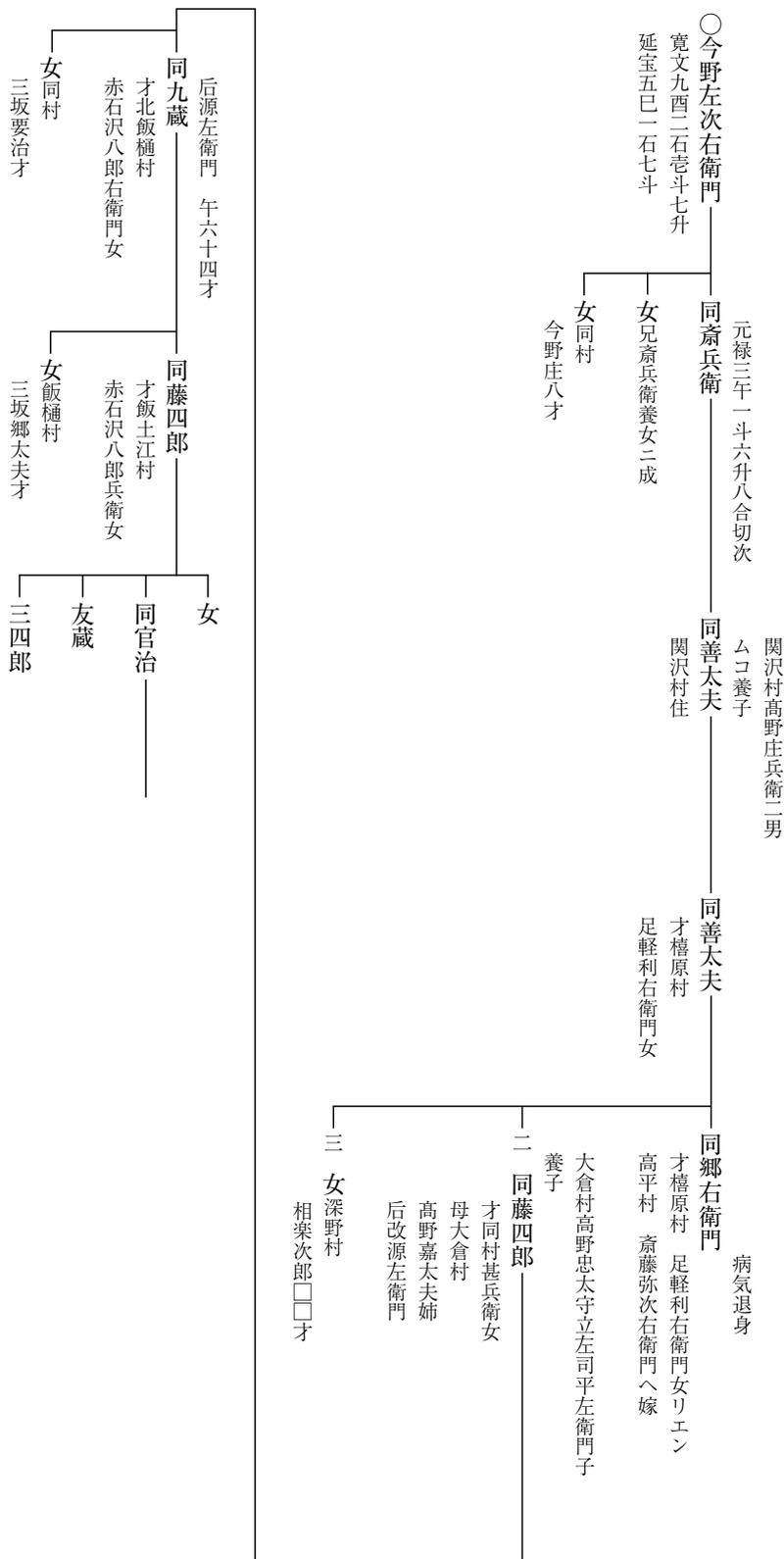
養子 実押釜村 末永甚内二男

同弥一郎

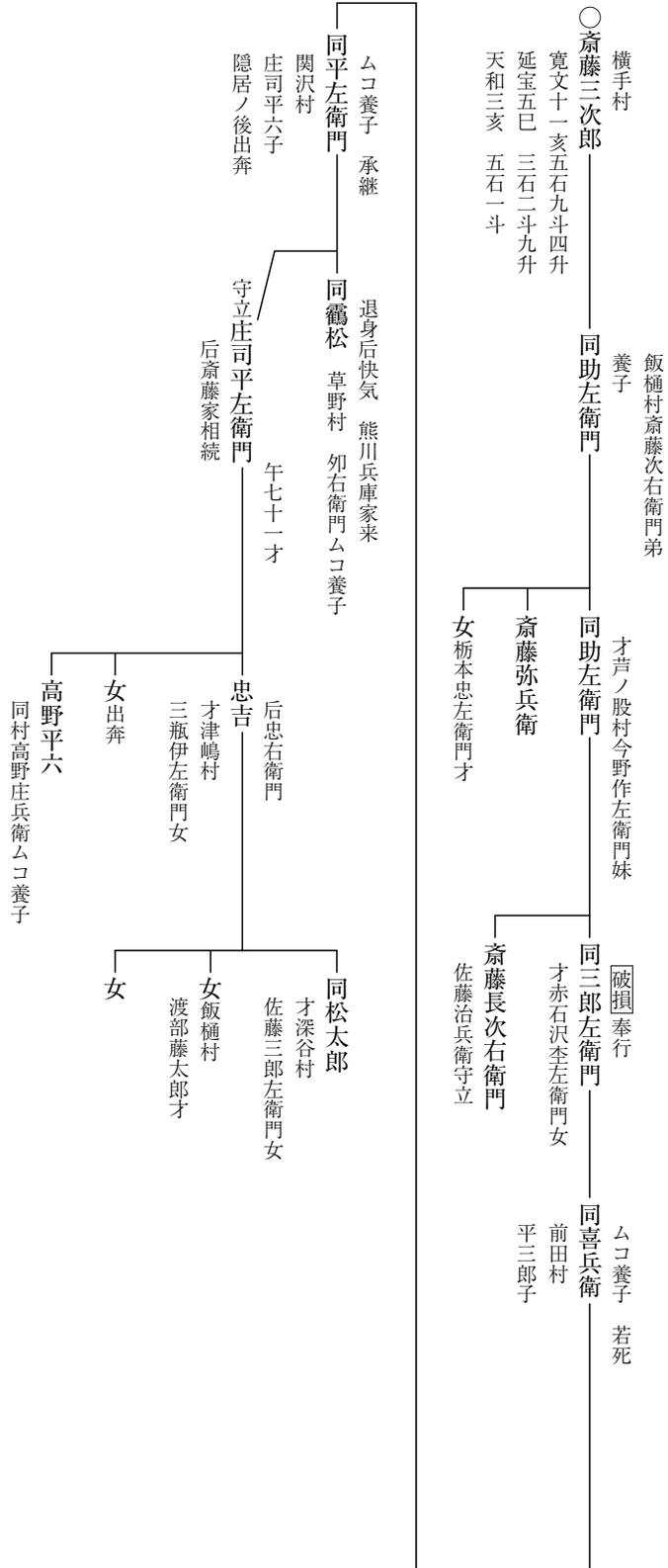
才飯樋村

星 藤太郎女

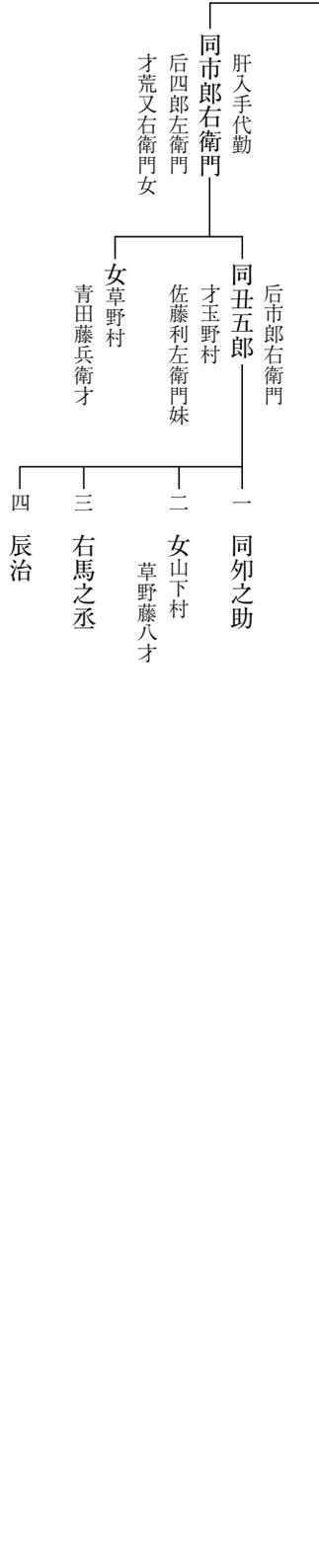
六十三 津嶋村



六十四 津島村



六十五



岩子村佐藤雅楽丞先祖伯父

山上村

○佐藤因幡

一 女山上村

嶋 太兵衛才

二 同因幡 矢川原村へ

牢人

玉野村

三 佐藤庄左衛門

寛文十二子四石七斗八升

天和 三亥三石一斗二升

元禄 三午一石七斗三升

同利左衛門

才大倉村

佐藤清左衛門姉

同村

吉左衛門

才同村後藤次左衛門姉

同利左衛門

山下村

遠藤惣兵衛二男

養子 后利左衛門

同津右衛門

大倉村

佐藤清左衛門

同村高玉忠兵衛守立

女小山田作之丞才

養子 同久右衛門

同村後藤七郎左衛門二男

津右衛門養子也

久右衛門子 后利左衛門

同幸八

午四十五才

同庄三郎

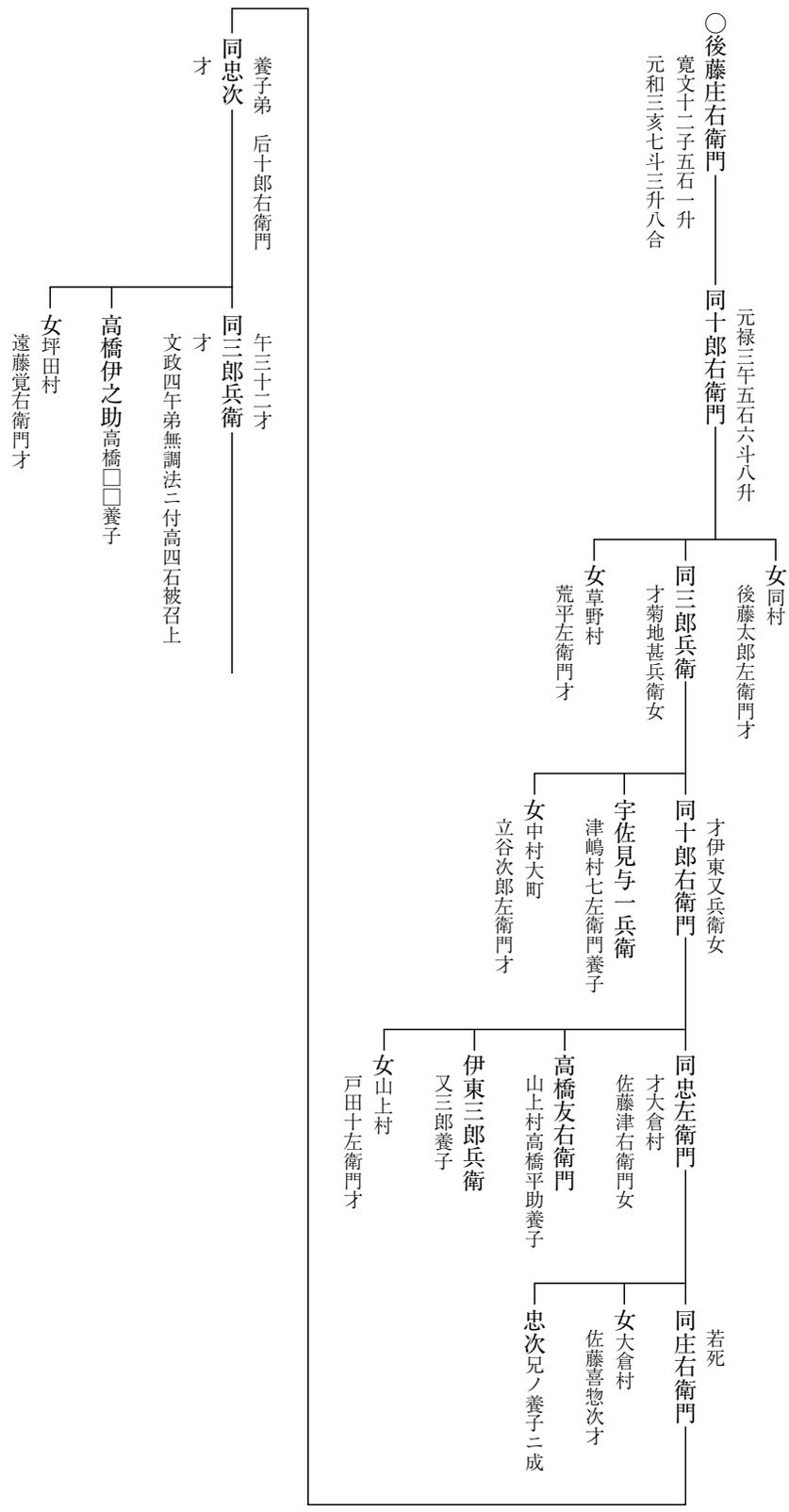
利之助

右同

女 草野村

菊地市郎右衛門才

六十七 玉野村



山中郷給人郷士系圖目錄 下

延宝開発給人

飯樋村	遠藤林右衛門	一
嶋	林左衛門	二
津島	三瓶宇右衛門	三
	今野運次郎	四
	伏見忠次郎	五
関沢	高野庄兵衛	六
大倉	桑折 忠治	七
	高野四郎治	八
八木沢	大和田卯七	九
笹町	高野甚兵衛	十
玉野	佐藤与次右衛門	十一
前田	小山田但七	十二
玉野	後藤弥太郎	十三
	高玉祖右衛門	十四
関沢	今野作右衛門	十五
八木沢	三坂 要次	十六

比曾村	佐藤 平三郎	十七
深谷	佐藤次郎右衛門	十八
飯樋	渡部三郎右衛門	十九
津嶋	今野 要右衛門	廿
右四人		
	御朱印紛失	
比曾	菅野傳左衛門	廿一
玉野	青田 彦四郎	廿二
津嶋	末永 源之允	廿三
右三人		
	宝永五年被下	

郷士		
飯樋	荒 源八郎	廿四
	渡部五次右衛門	廿五
	三瓶喜左衛門	廿六
	志賀 小七	廿七
大倉	高野 専之助	廿八
	青田 甚四郎	廿九
	佐藤清左衛門	三十
	佐藤七郎左衛門	三十一
	永沢与右衛門	三十二
	永沢 市十郎	三十三
	佐藤七郎兵衛	三十四
	佐藤 喜惣次	三十五
	高橋 半兵衛	三十六
関ノ沢	庄司半左衛門	三十七
津嶋	氏家 治兵衛	三十八
野川	新谷 庄助	三十九
二枚橋	菅野三郎右衛門	四十

深谷	高橋友右衛門	四十一
比曾	氏江 重五郎	四十二
玉野	高玉卯右衛門	四十三
	後藤次左衛門	四十四
野川	松本三右衛門	四十五
津島	大和田 忠太	四十六
飯樋	高橋 義左衛門	四十七
野川	松本 半蔵	四十八

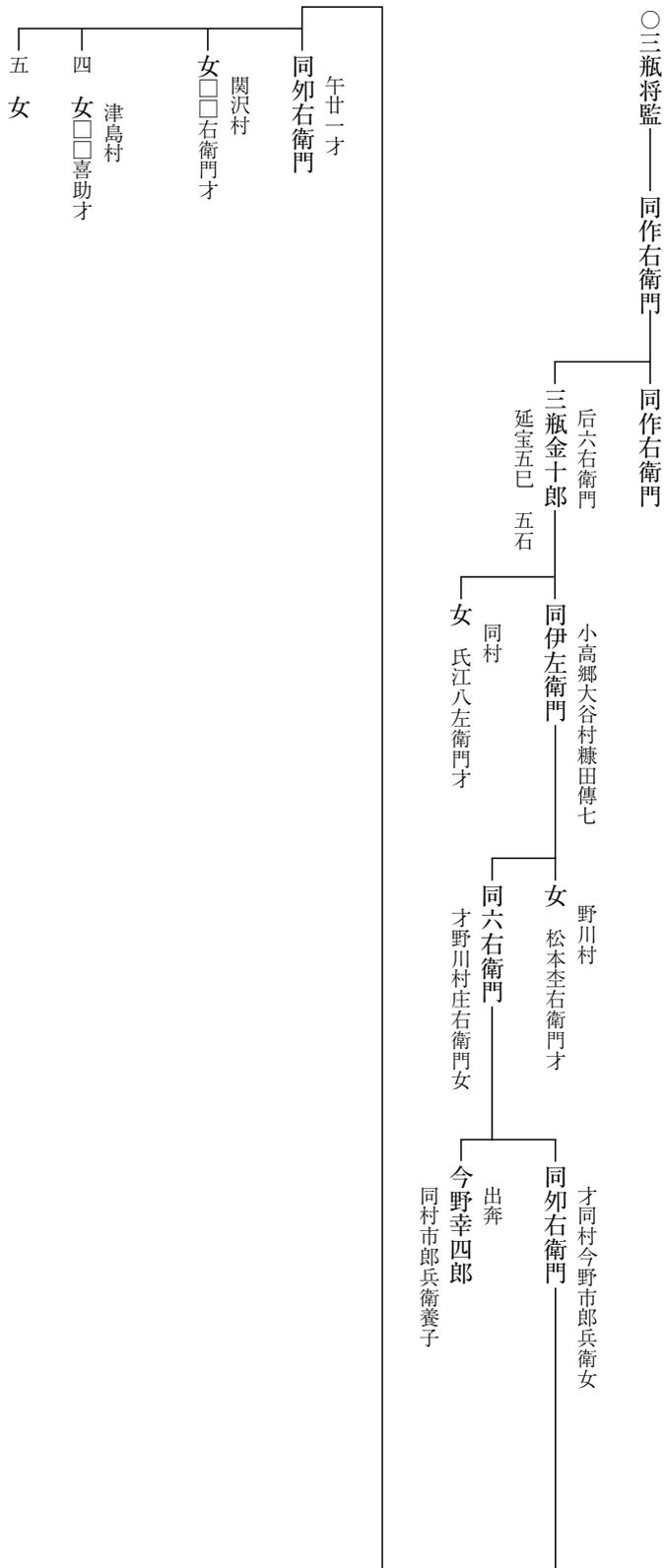
ノ廿五人

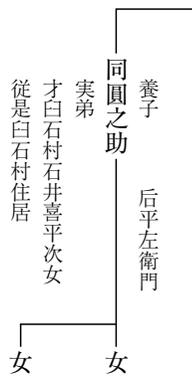
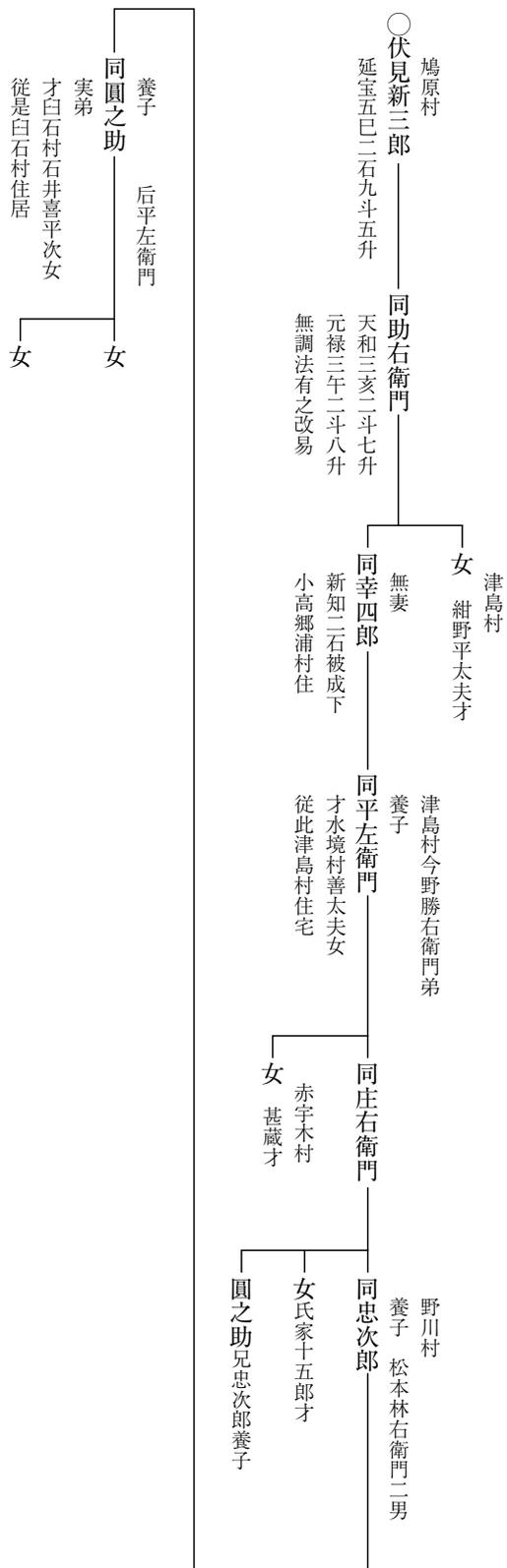
都合 四十八人

一 飯樋村

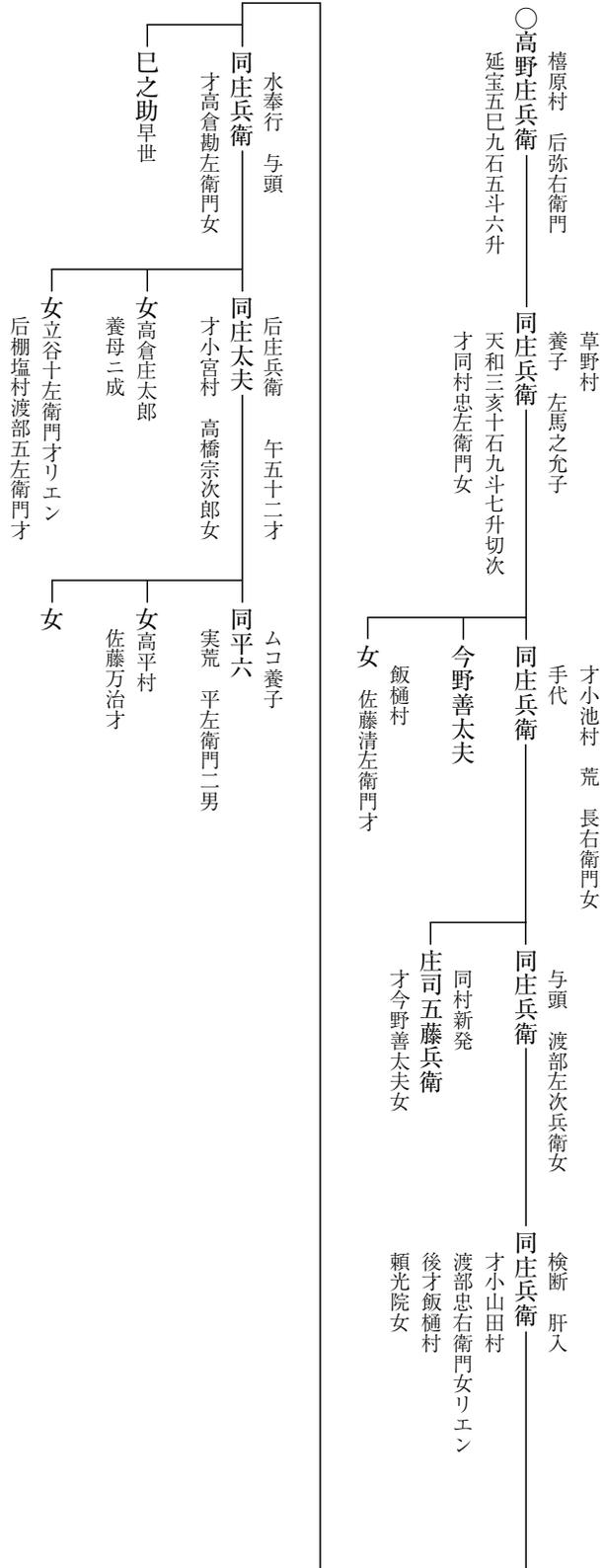
○遠藤林右衛門

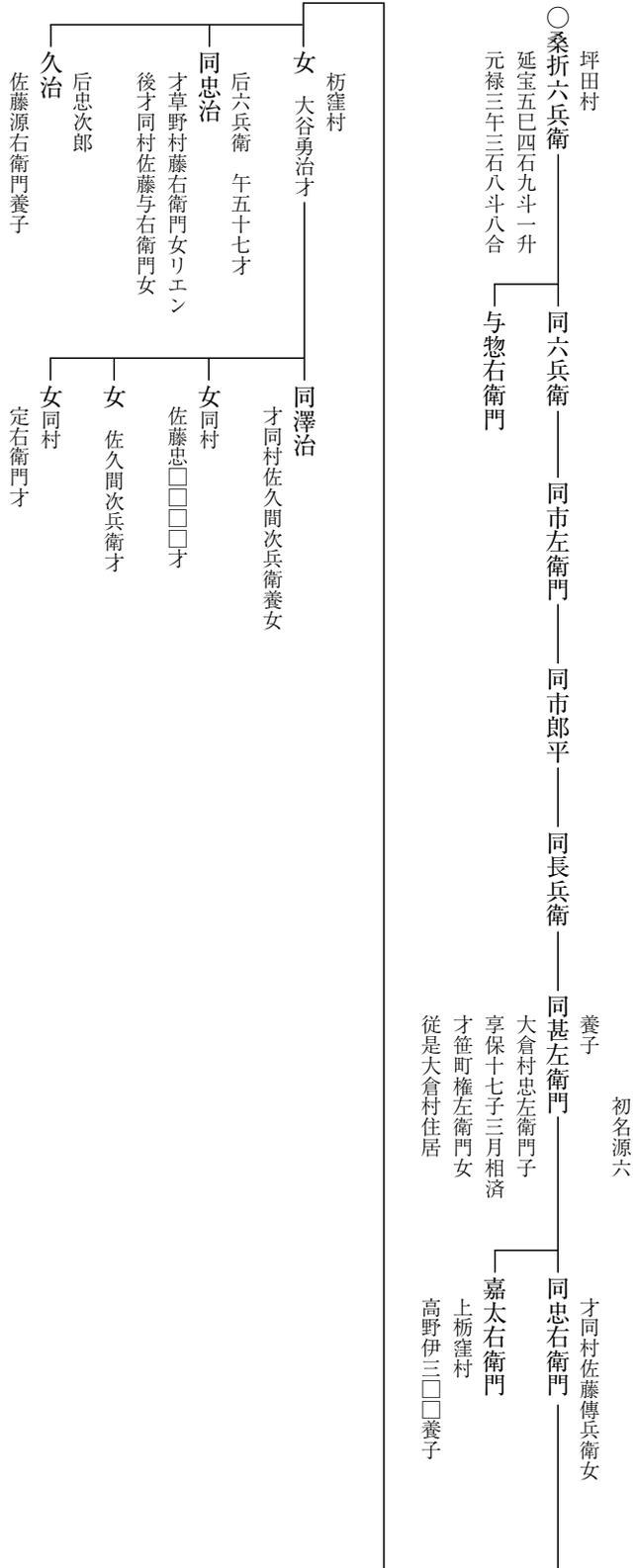
(注) これに関する史料は、原典に「目録下」の「延宝開発給人」の筆頭として出てくるが、その本文には系図は収録されず、要するに欠落となっている。しかし、「遠藤林右衛門」は他家の系図に姻戚として記載があるので、項立だけはしておくことにする。





六 関沢村





鹿島

高野近右衛門

三男宗兵衛二男

○高野松右衛門

延宝五巳五石四斗二升

同五郎右衛門

天和三亥二石

同門兵衛

元禄三午四斗六升切次

同甚内

大倉村

才同村平左衛門女
從此大倉村住居

同三郎次

同村權十郎子

享保六丑養子二成
□□才同村

同四郎治

肝入

妻同村
佐藤与五左衛門女

后三郎次

同專次郎

才同村

青田甚四郎女

但野忠治□□退身

横手村但野弥右衛門養子

但野弥右衛門無調法有之知行丸々

被取上候故二□□□□申候

後二同村佐藤七郎兵衛所内證見次

参候

后三郎右衛門 午四十二才

同專之助

才同村佐久間沢右衛門女

女同村

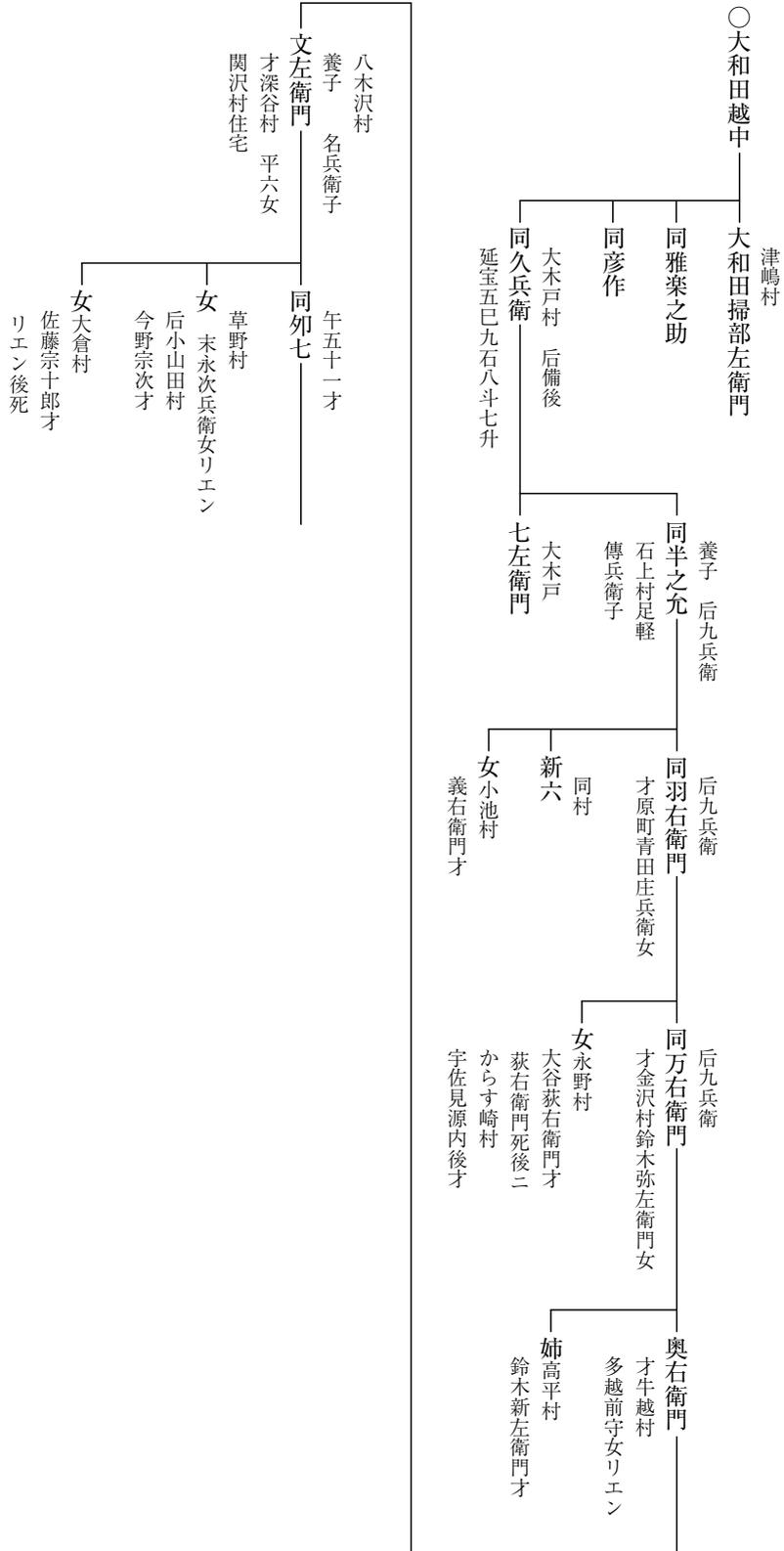
青田平次才

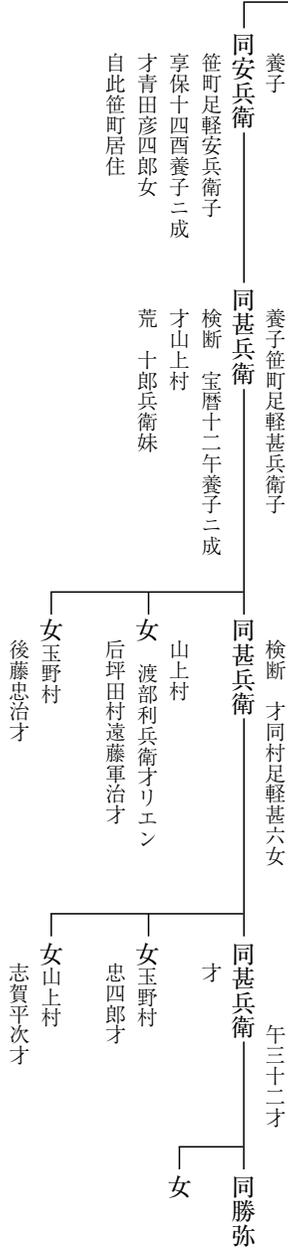
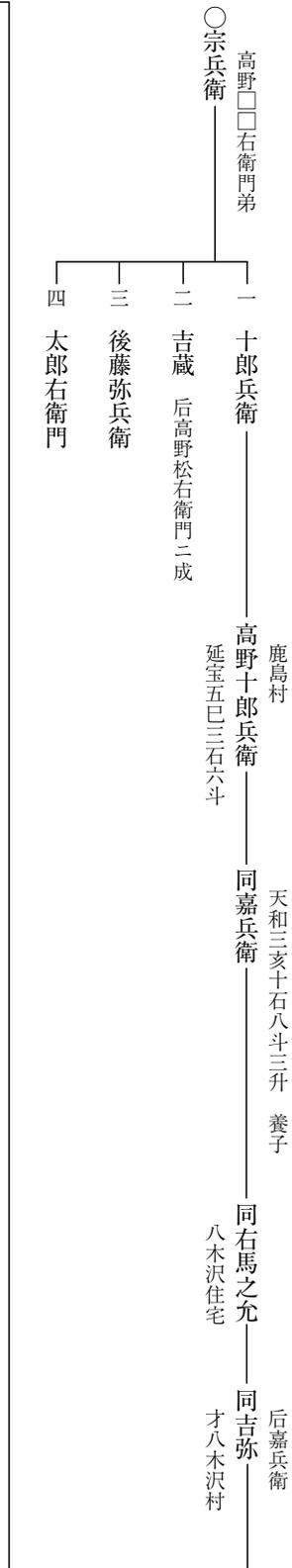
女笹町

高野甚兵衛才

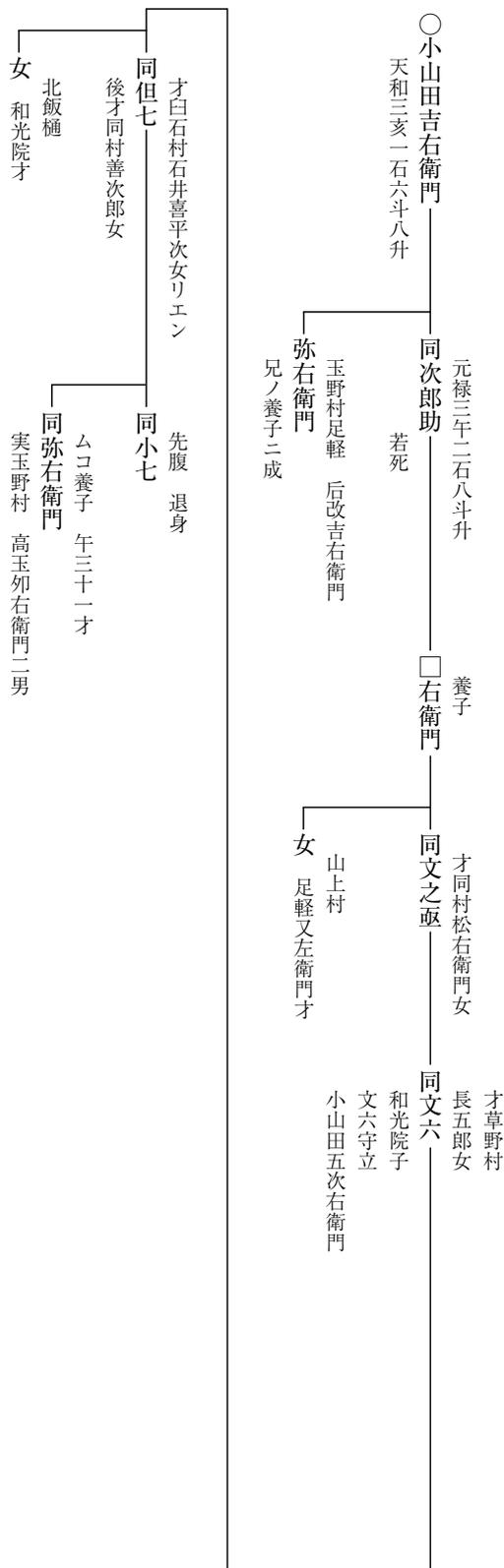
同外之助

女

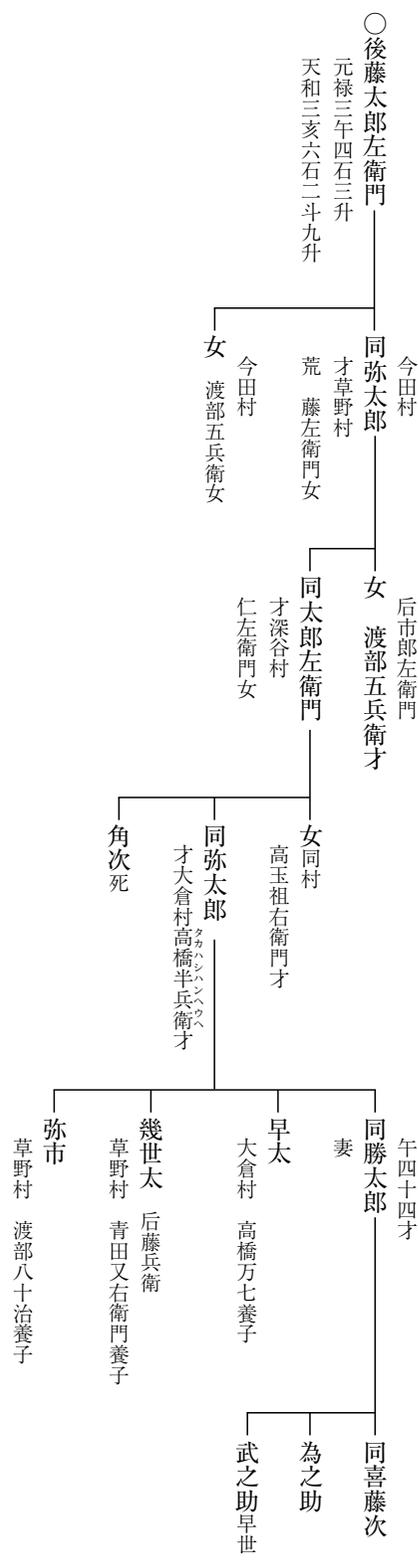


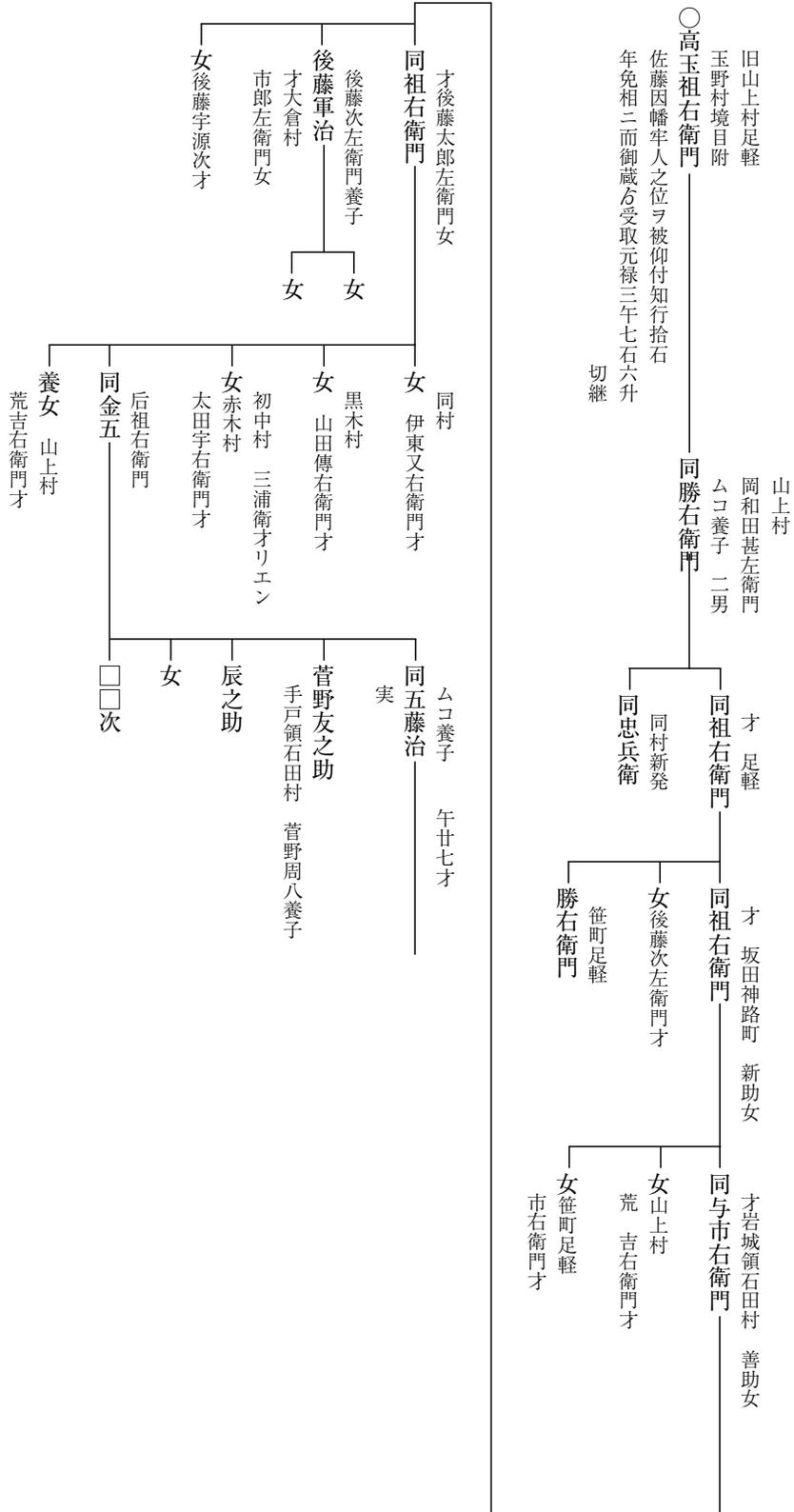


十二 前田村

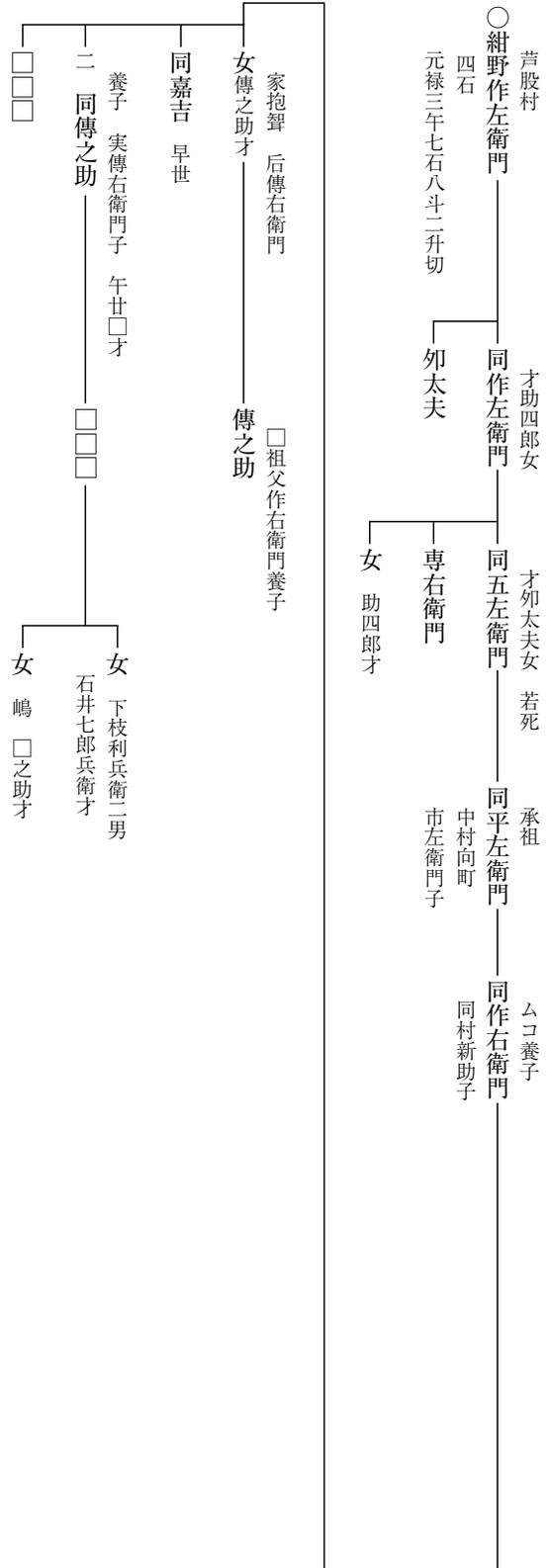


十三 玉野村

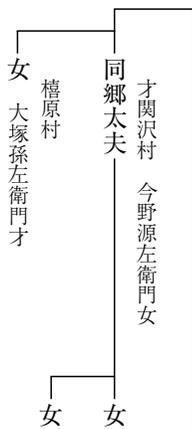
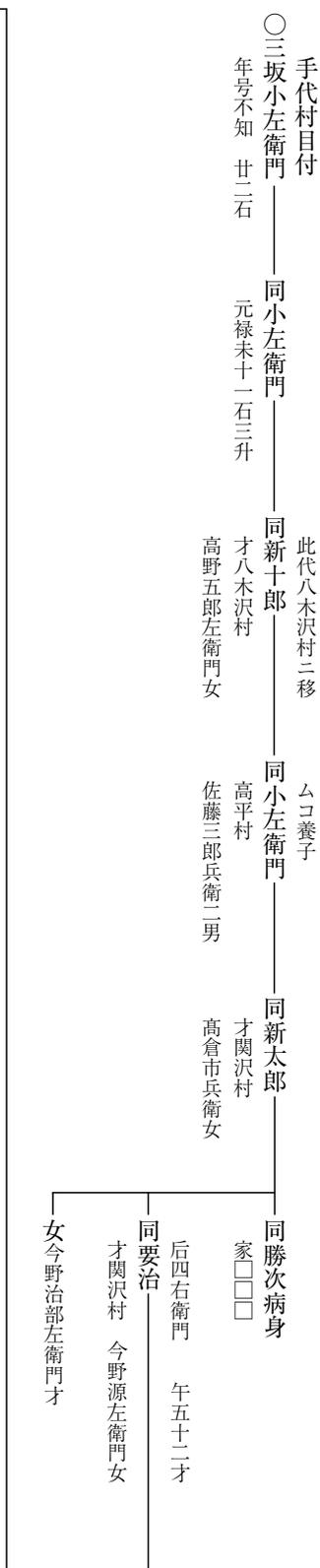


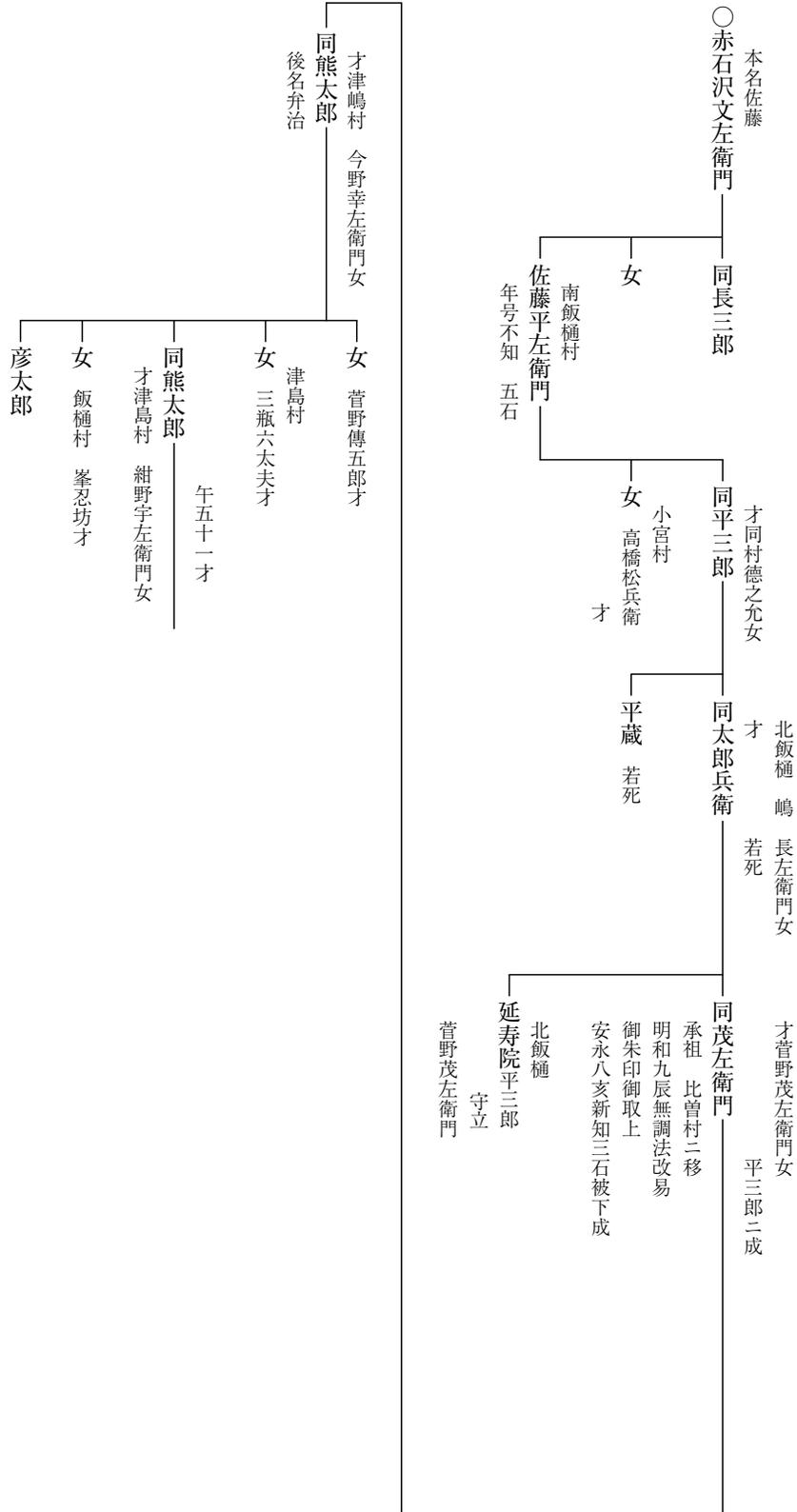


十五

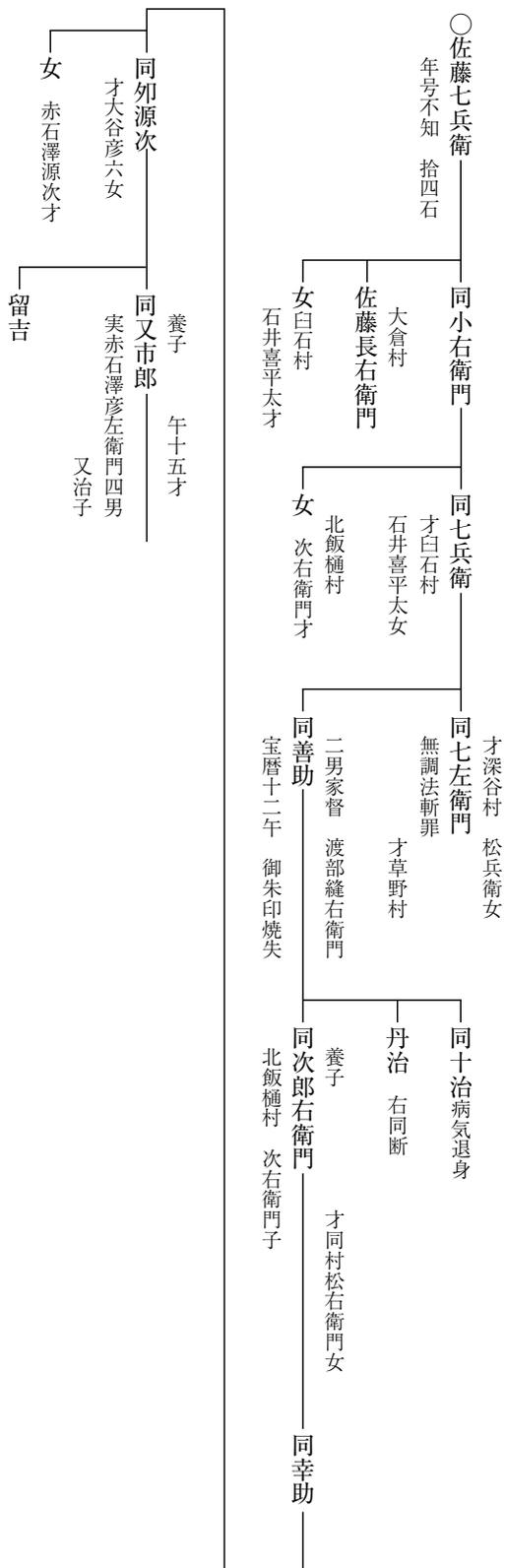


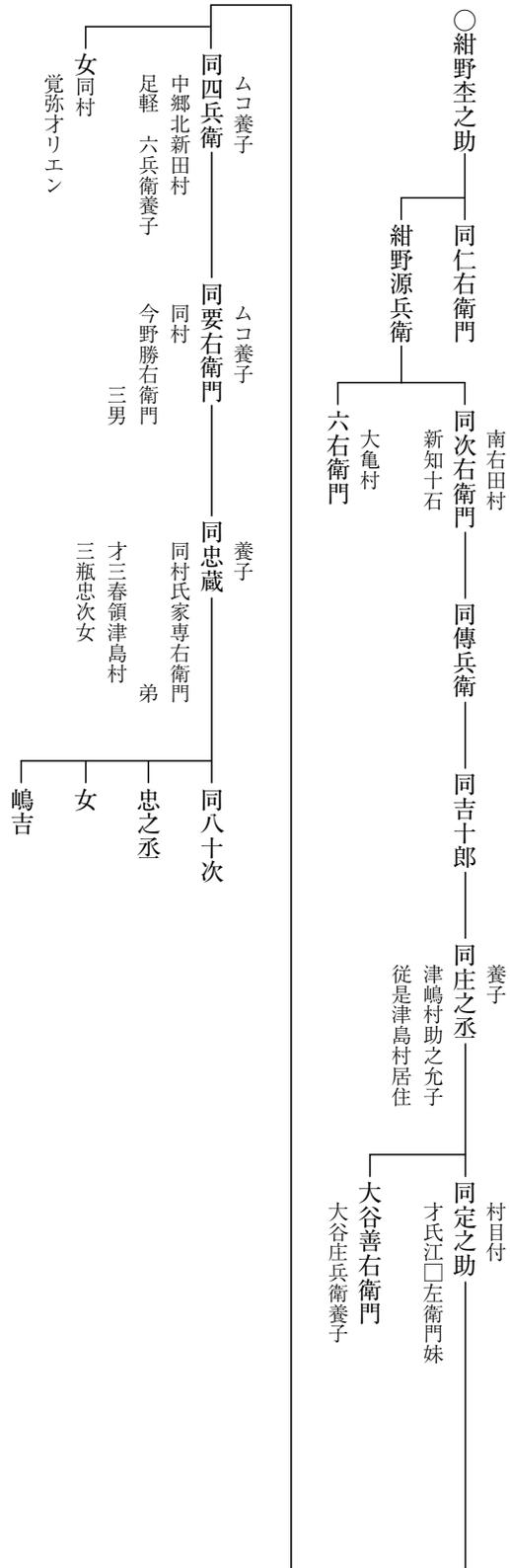
十六 飯樋村

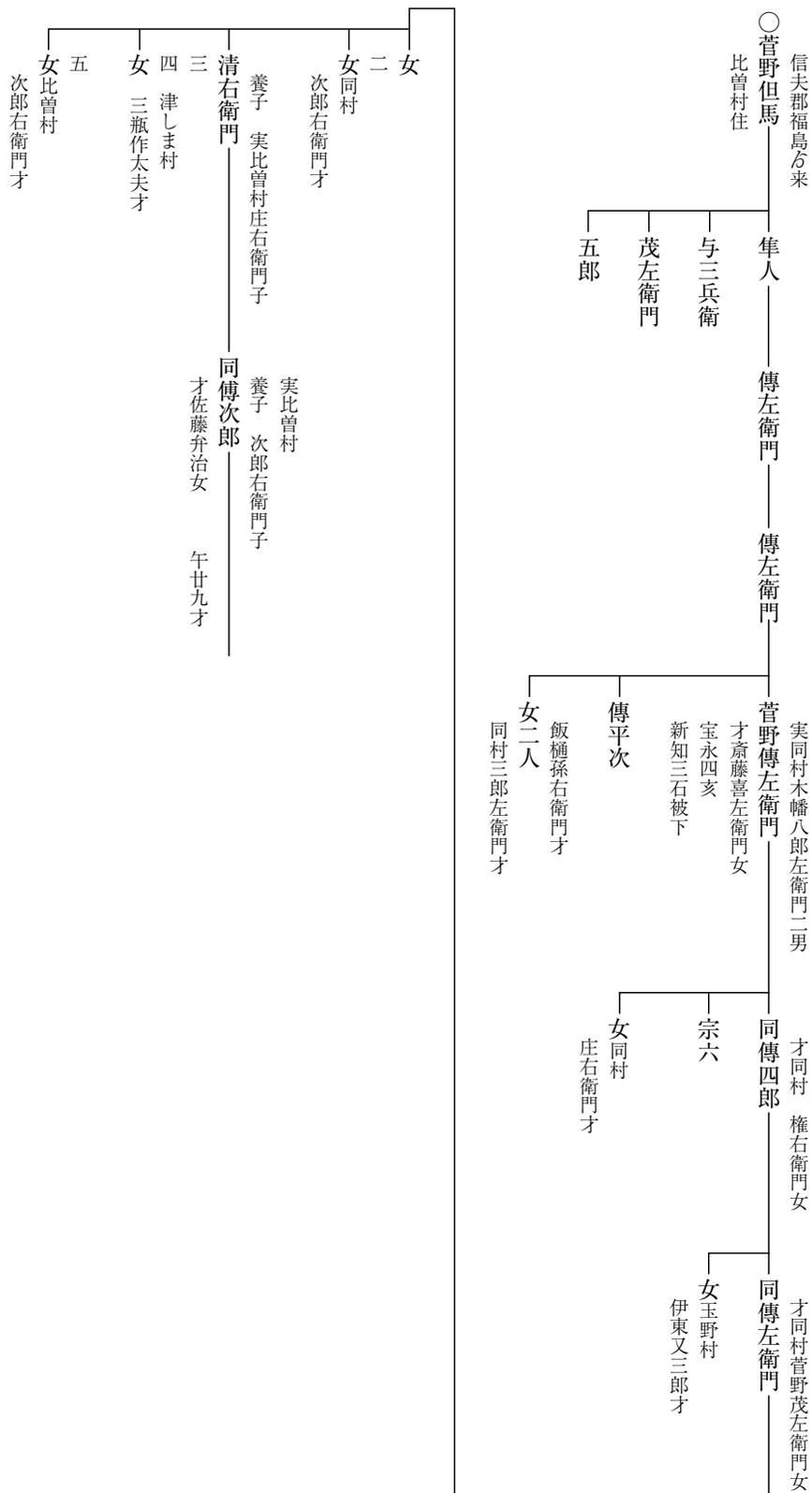


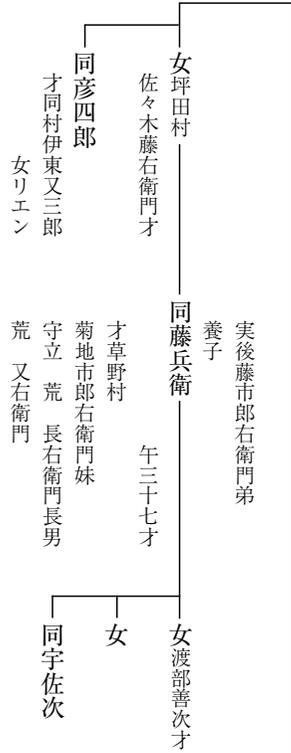
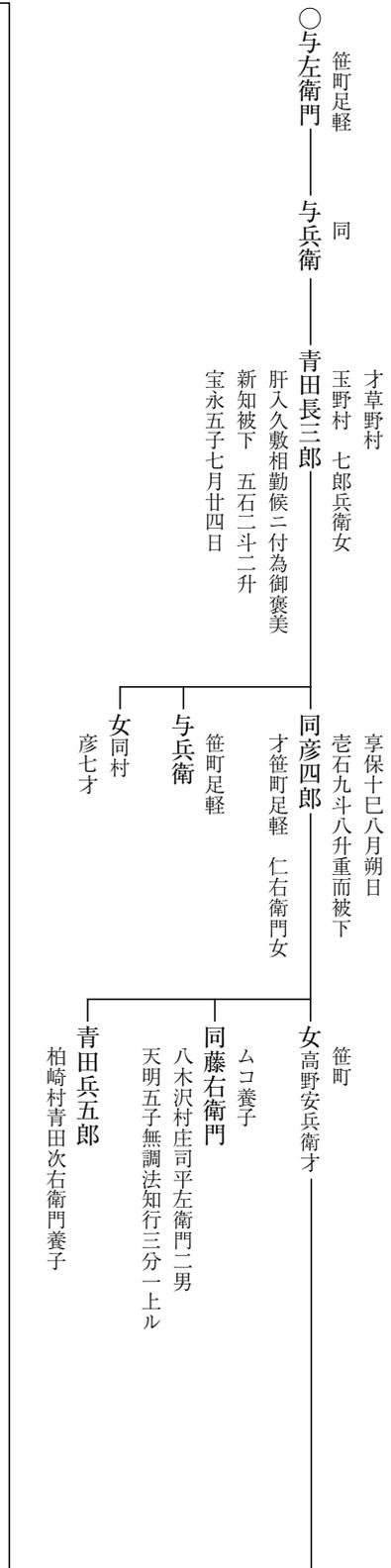


十八 深谷村

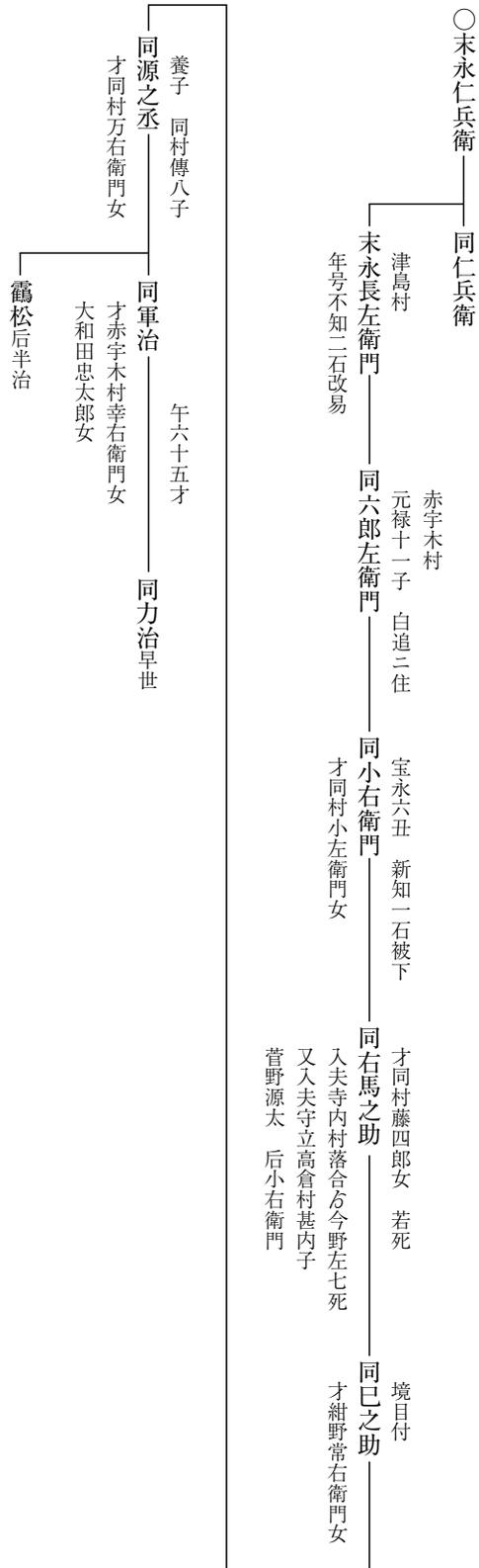








廿三 赤字木村



廿四

○金右衛門

金右衛門

金兵衛

南飯樋村

南飯樋村才

兵助女

荒 甚兵衛

正徳 五石粉奉行勤二付

享保十九子改易

養子

同市右衛門

北飯樋村半六子

才草野村伴内女

宝暦十辰新知三石

被成下

北イ、ドヒ村

女半六才

女菅野三郎兵衛母

同半右衛門

才草野村与次右衛門女

女二枚橋村

佐藤伊右衛門才

ムコ養子

同源次郎

北飯樋村源右衛門子

同市之助

才関沢村

庄司半左衛門女

女二枚橋村

菅野次郎七才リエン后

又遠藤小市才

忠次郎

才須堂村庄助

女

同市太郎病死

女

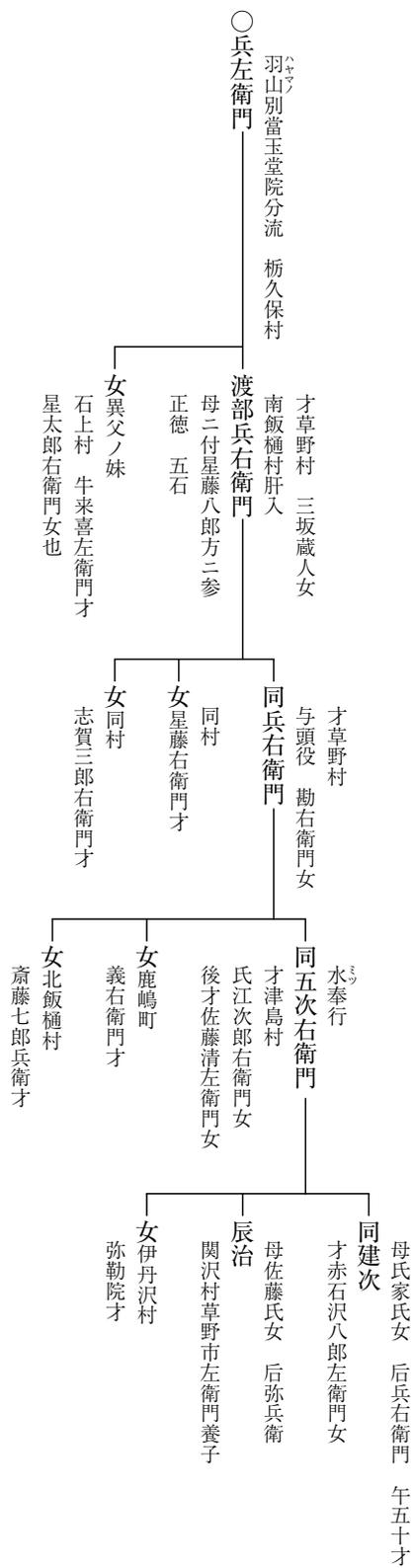
右馬之助

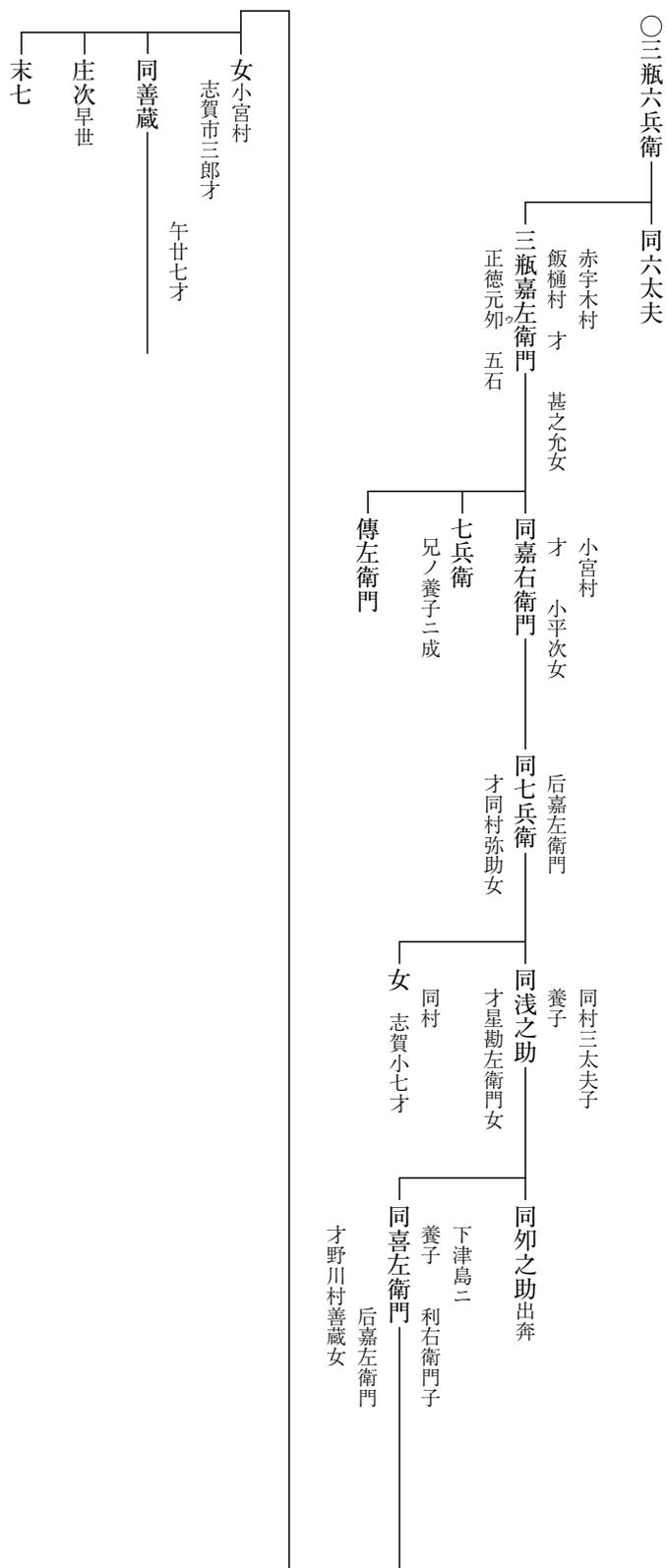
午廿一才

才同村遠藤小市女

新次郎

酉三郎





廿七

中太田村 志賀八郎右衛門分流
比曾村

○傳右衛門

正徳二辰 五石

志賀甚兵衛

同案右衛門

才南飯樋村徳之允女

同三郎右衛門

栃本忠左衛門二男
養子

才同村渡部兵右衛門女 是乃南飯樋村住居

同小七

才同村三瓶嘉左衛門女

熊川兵庫下

女草野村

三坂与右衛門才

女北飯樋村

今村宗右衛門才

北飯樋村
女佐藤善次才

同為太郎
后六郎右衛門
午五十四才

女大倉村

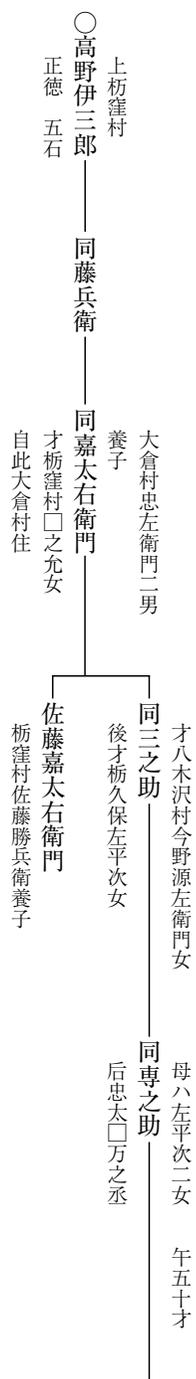
佐藤清左衛門才

同三郎右衛門

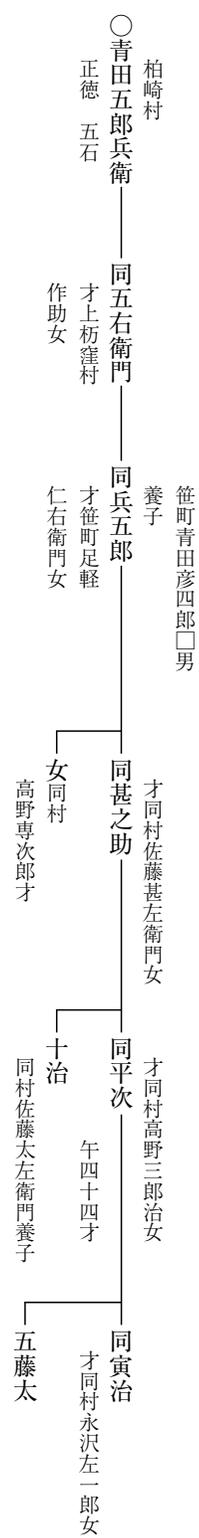
才同村今野雅樂右衛門女

才
小市

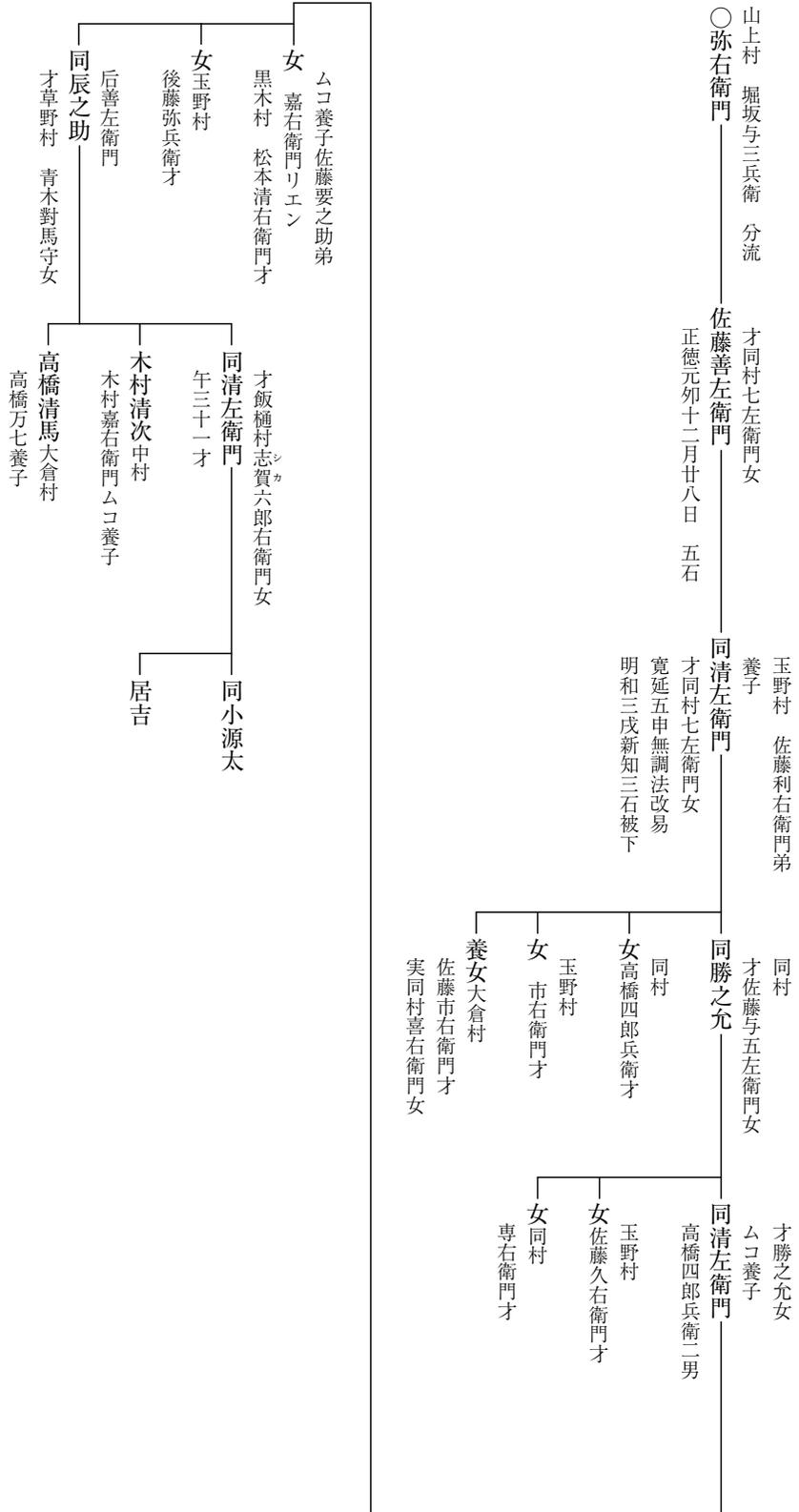
同村遠藤林右衛門養子



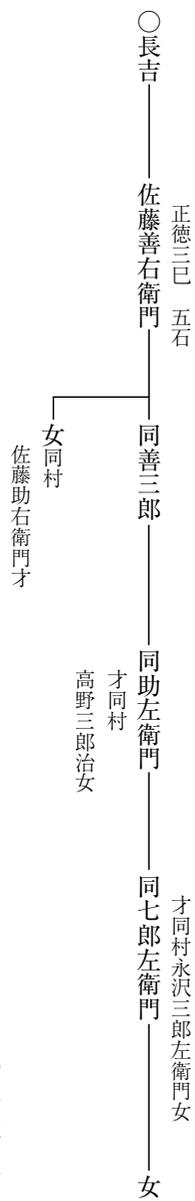
廿九



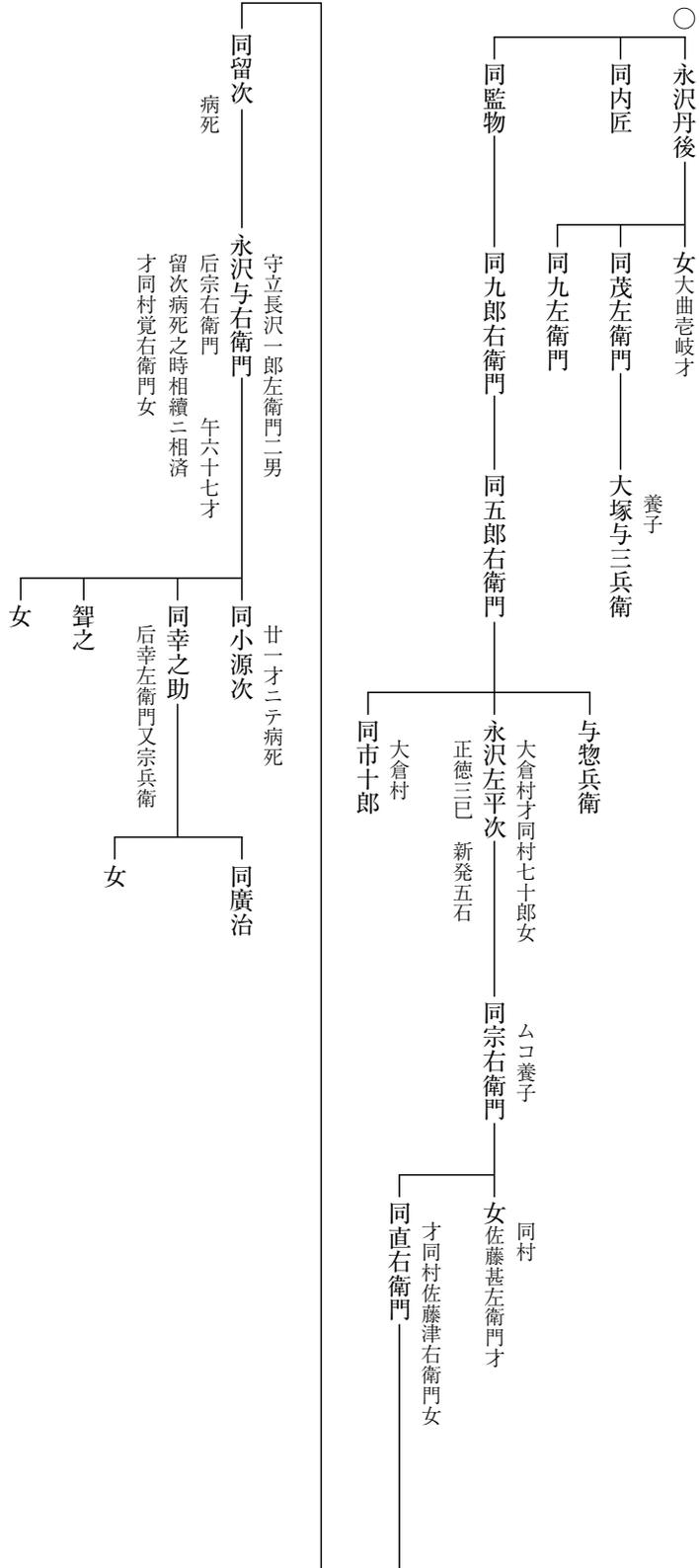
世 大倉村

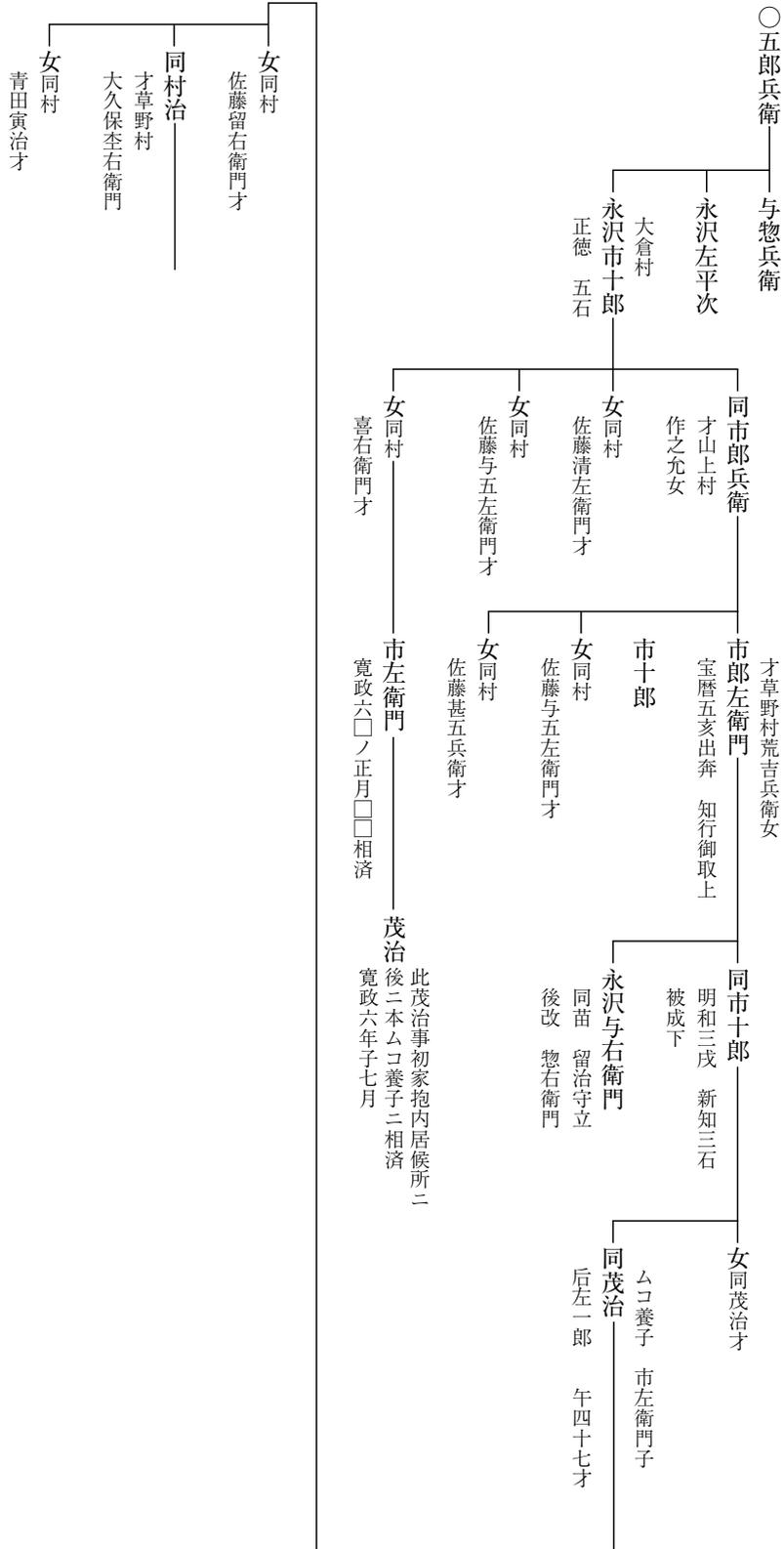


卅一 大倉村

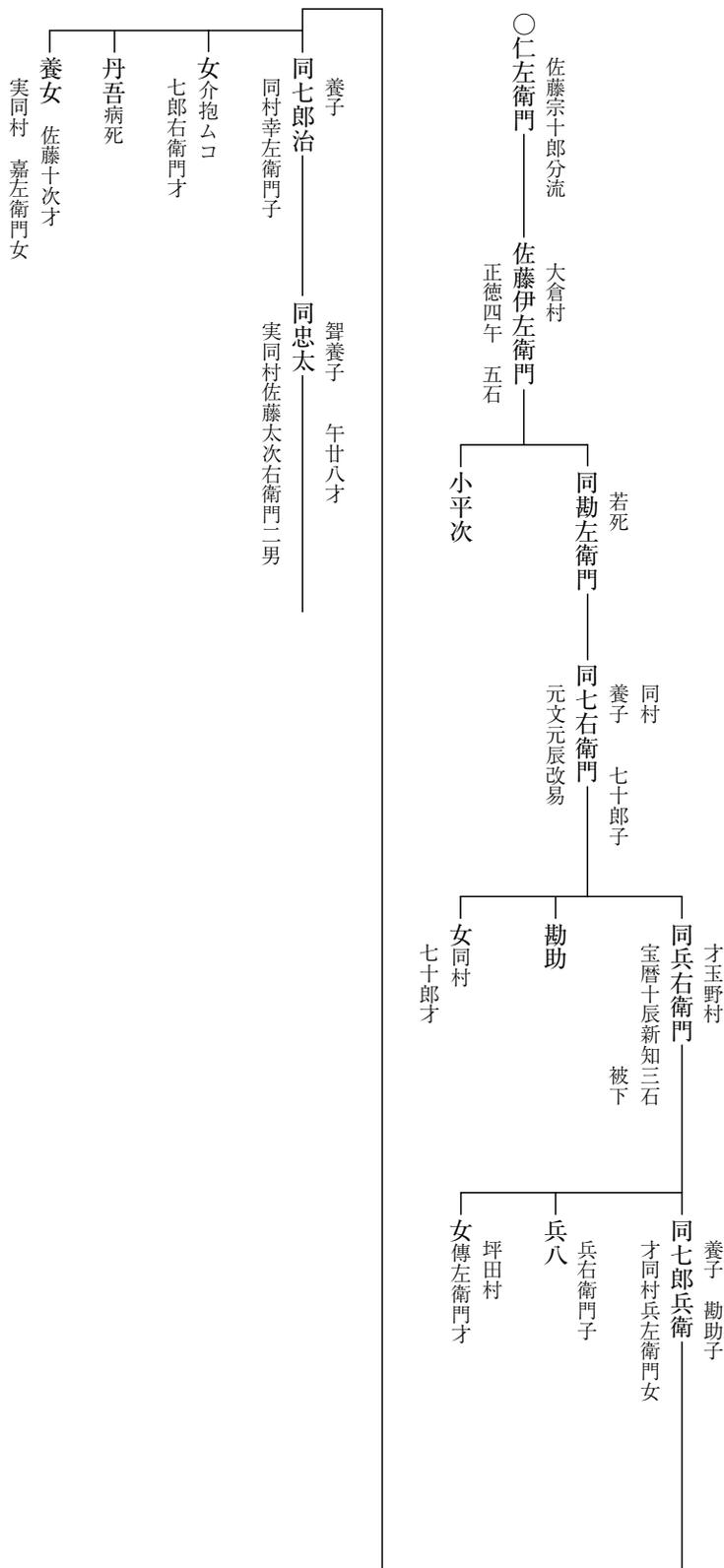


○此家断絶
文政五年方書次なし

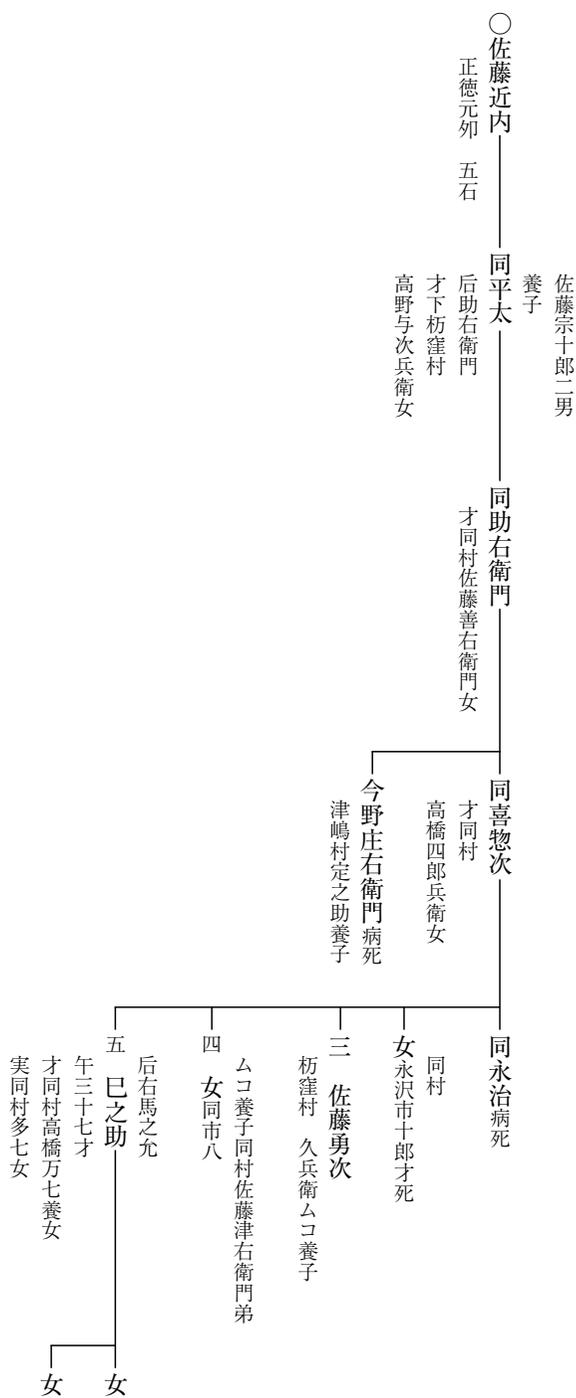




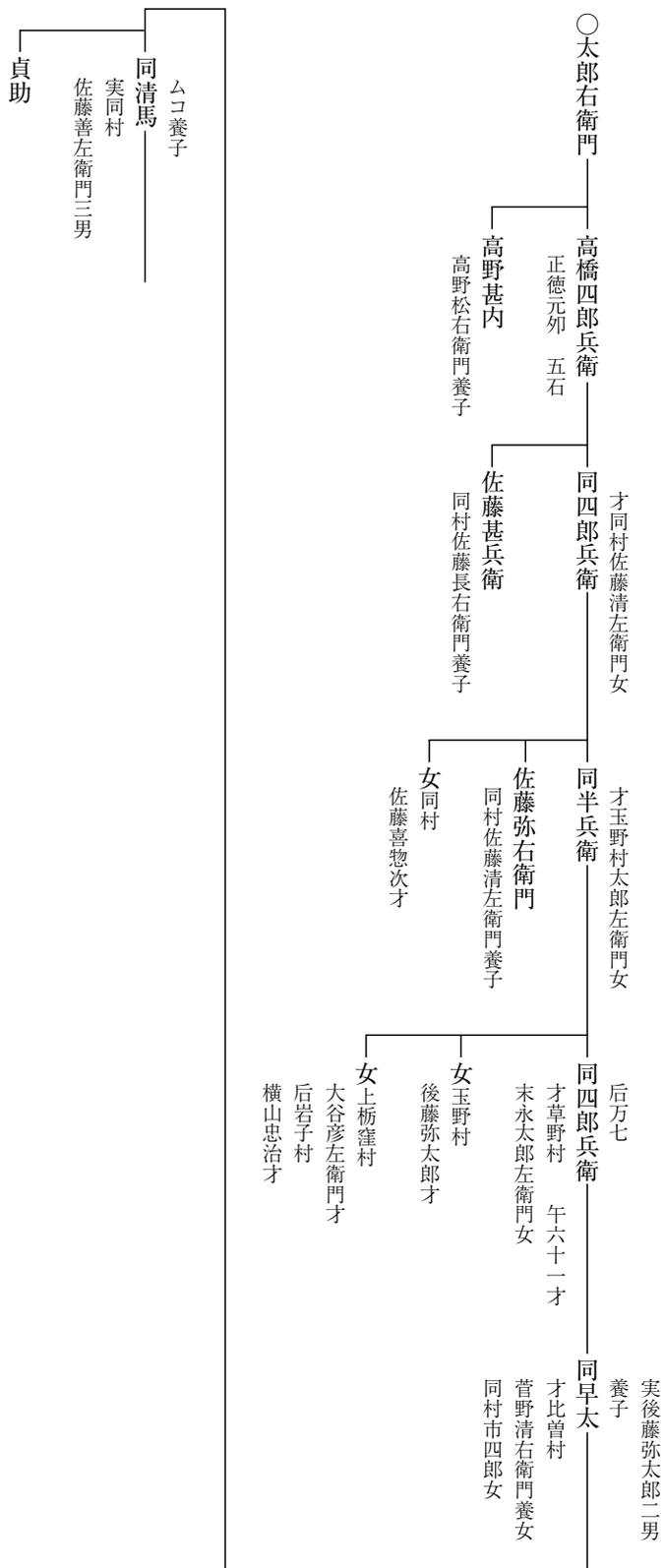
世四 大倉村



世五 大倉村



世六 大倉村



世七

東海林家方出

高野ノ養子二成

○高野庄兵衛

同庄兵衛

關沢村

東海林奥右衛門

才今野善太夫女

正徳 五石

飯樋村

才 星藤八郎女

同幸左衛門

女草野村

末永太郎左衛門才

才小高村志賀友右衛門女

同半左衛門

草野村

荒 幸之助
荒 又右衛門養子

飯樋村

女荒 市之助才

養子 后惣左衛門

同文左衛門

才同村傳左衛門女
午五十二才

從是野川村二住

松之助死

同喜右衛門

才新谷庄助養女

女同村

松本三右衛門才

岡田松之助

上太田村

岡田六左衛門養子

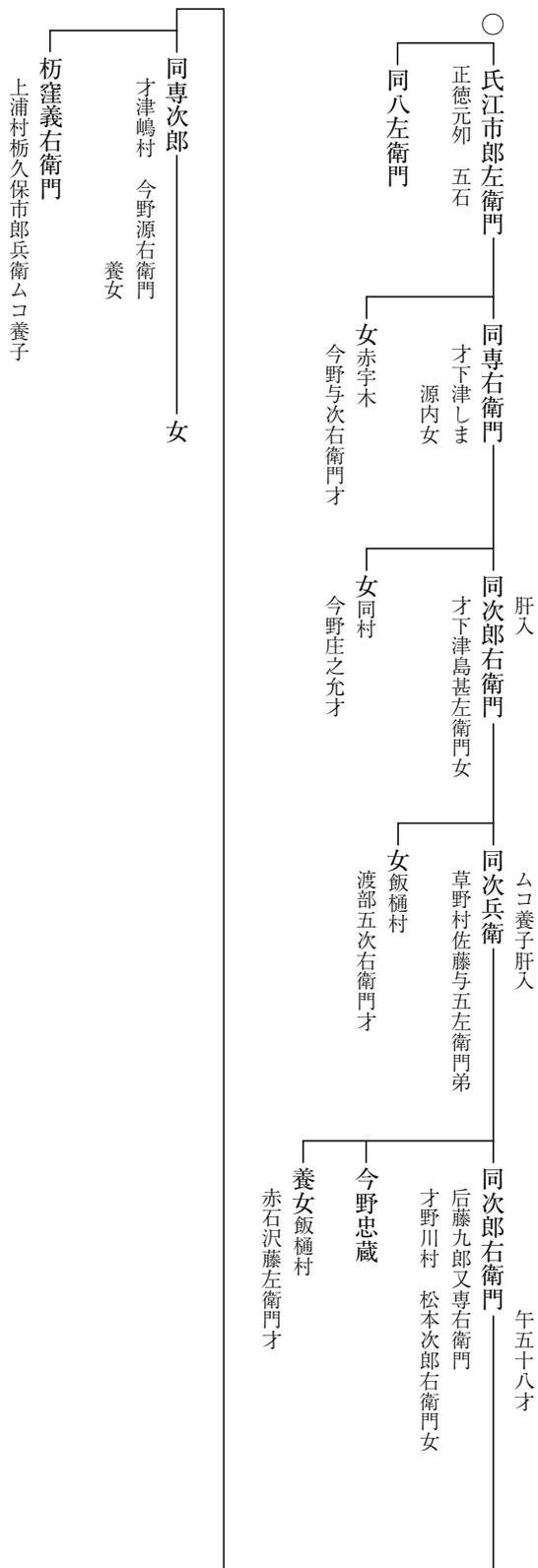
留之助

宗五郎

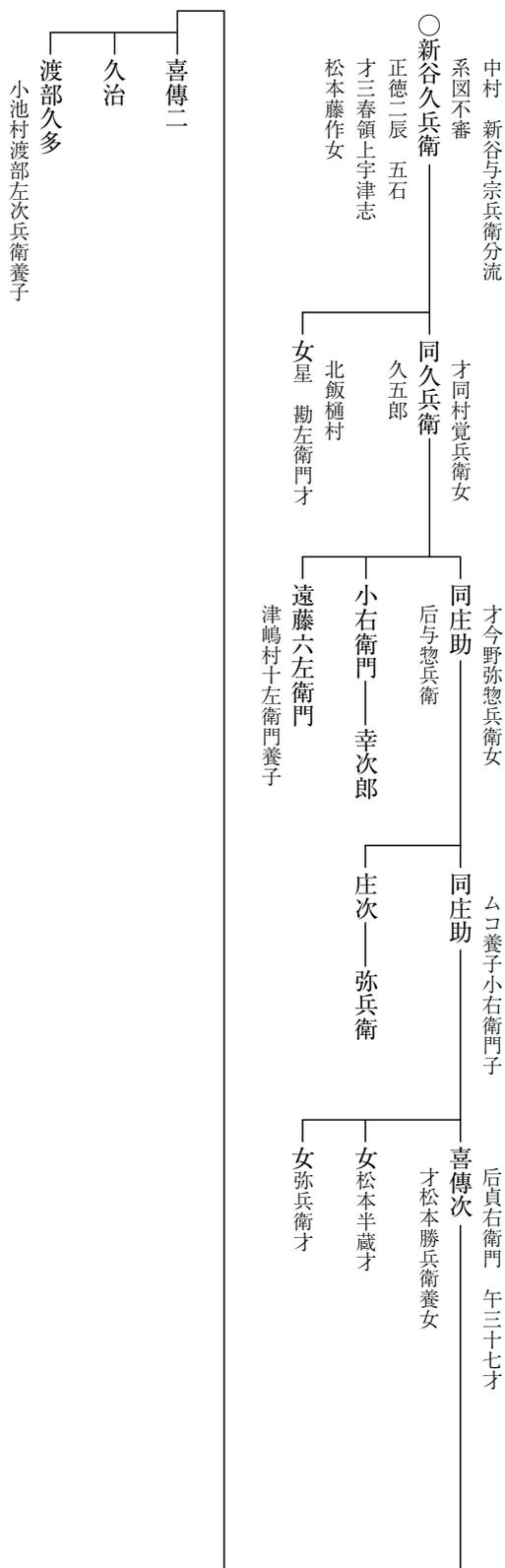
同平太郎

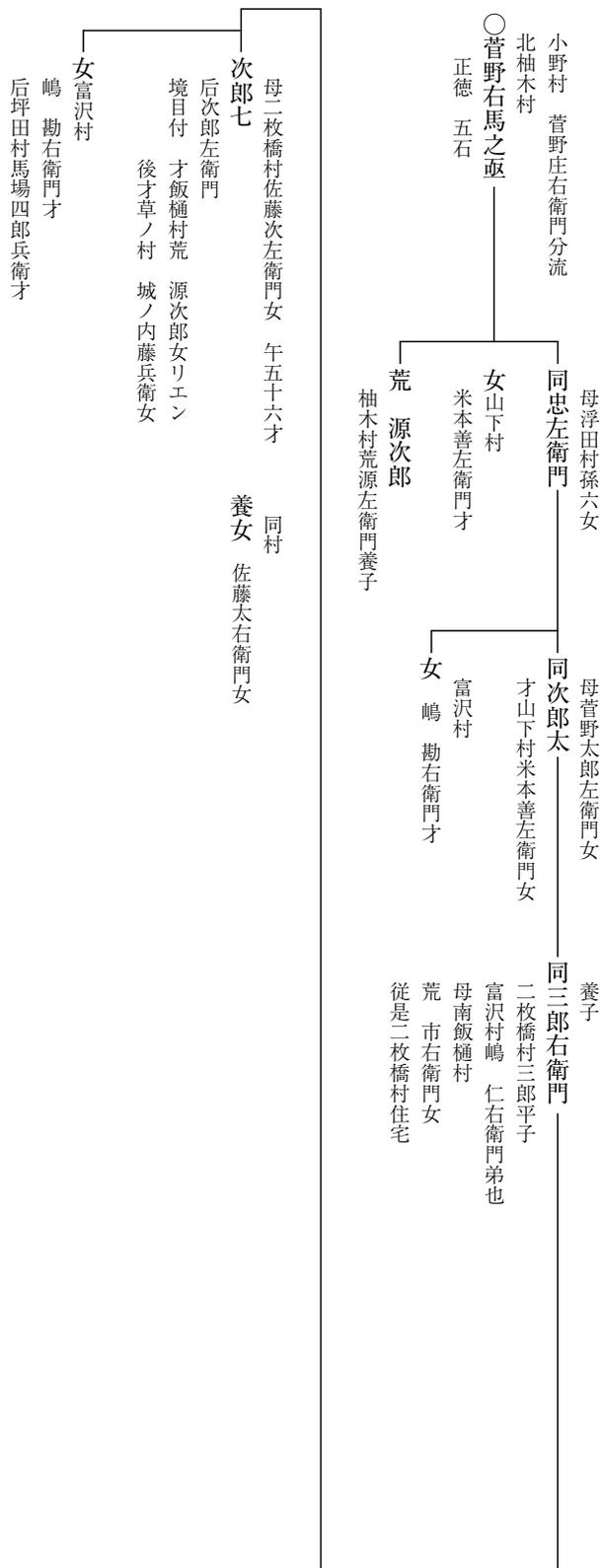
女

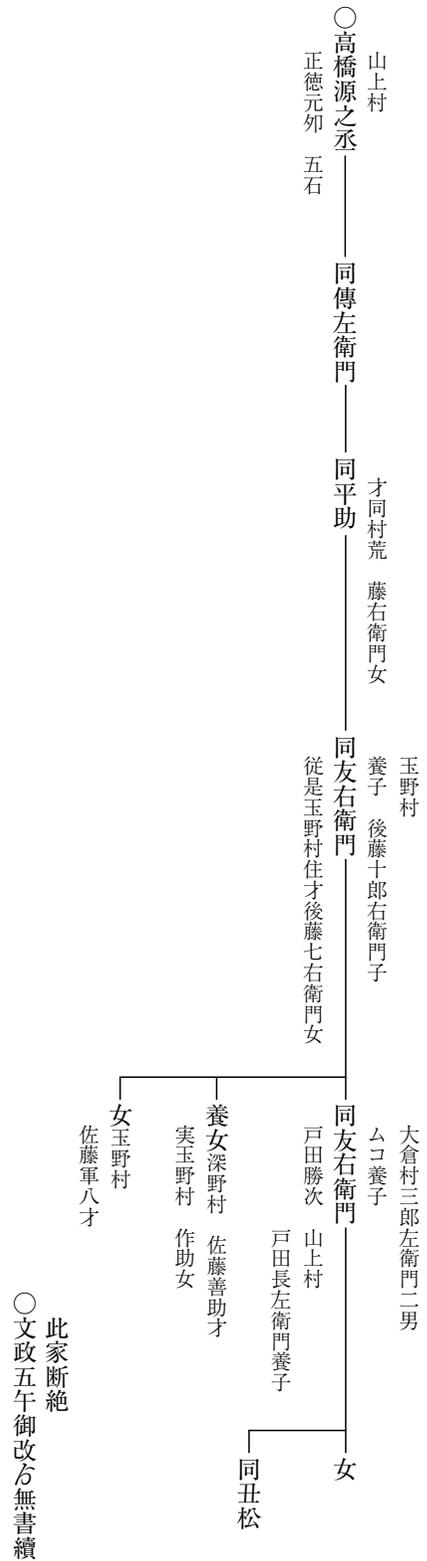
世八 津嶋村



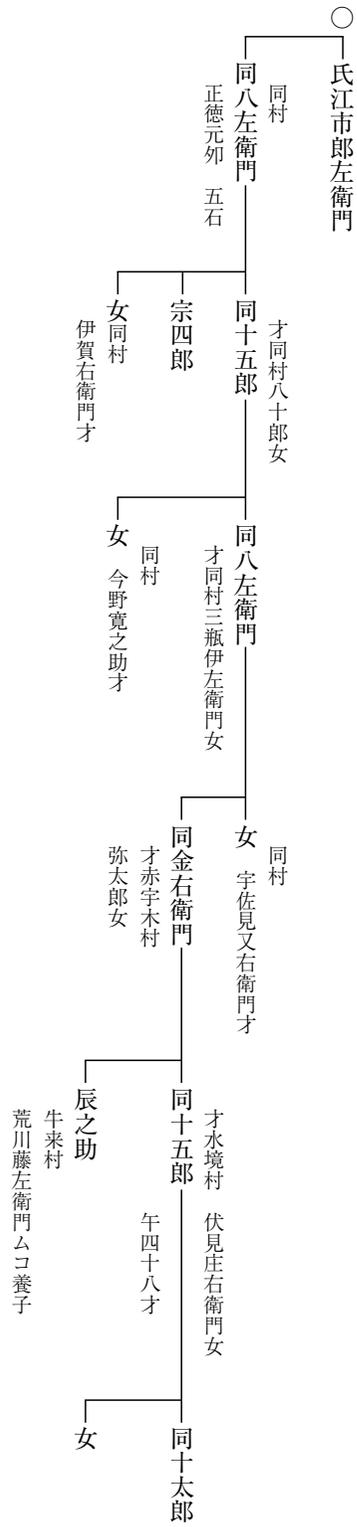
世九 野川村



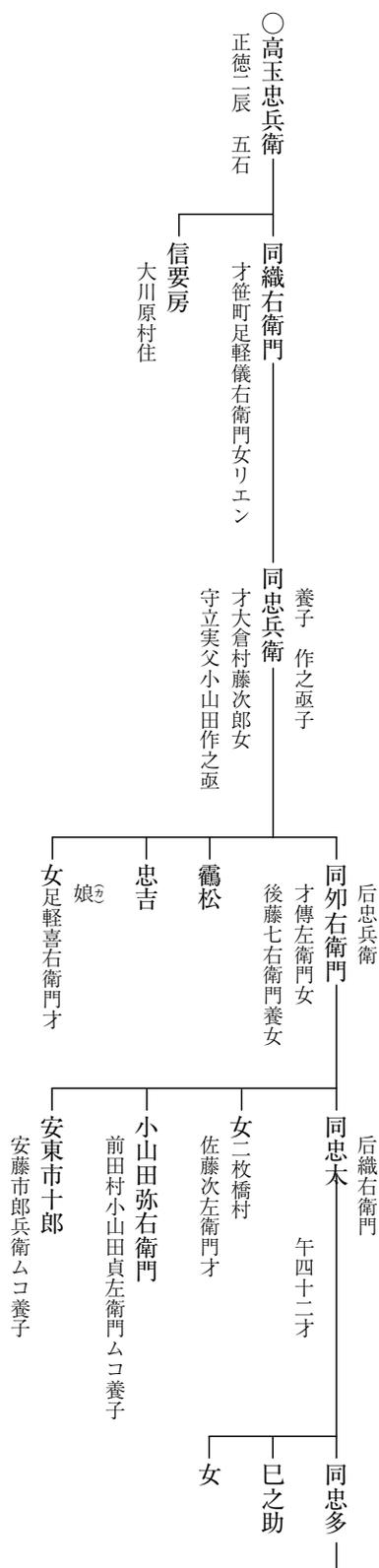




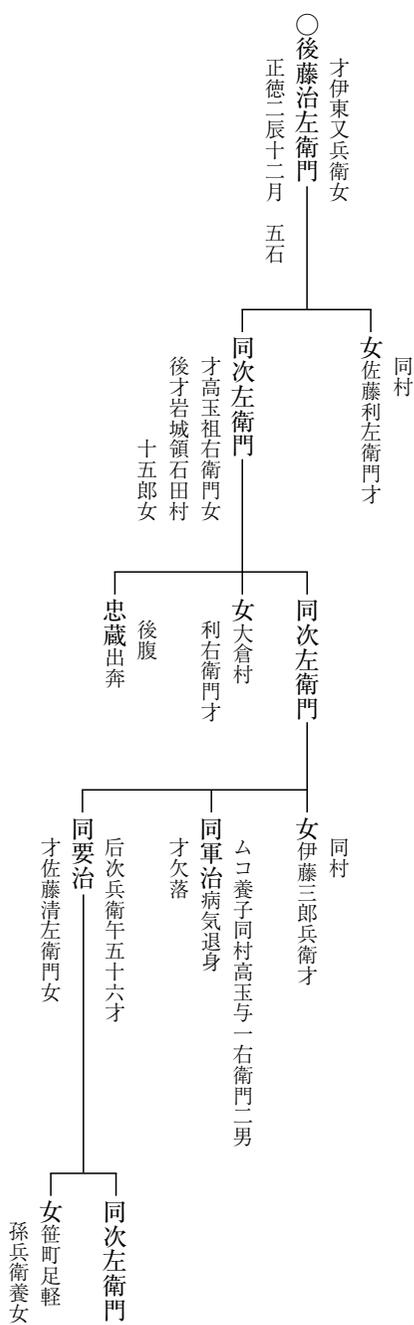
四十二 津嶋村



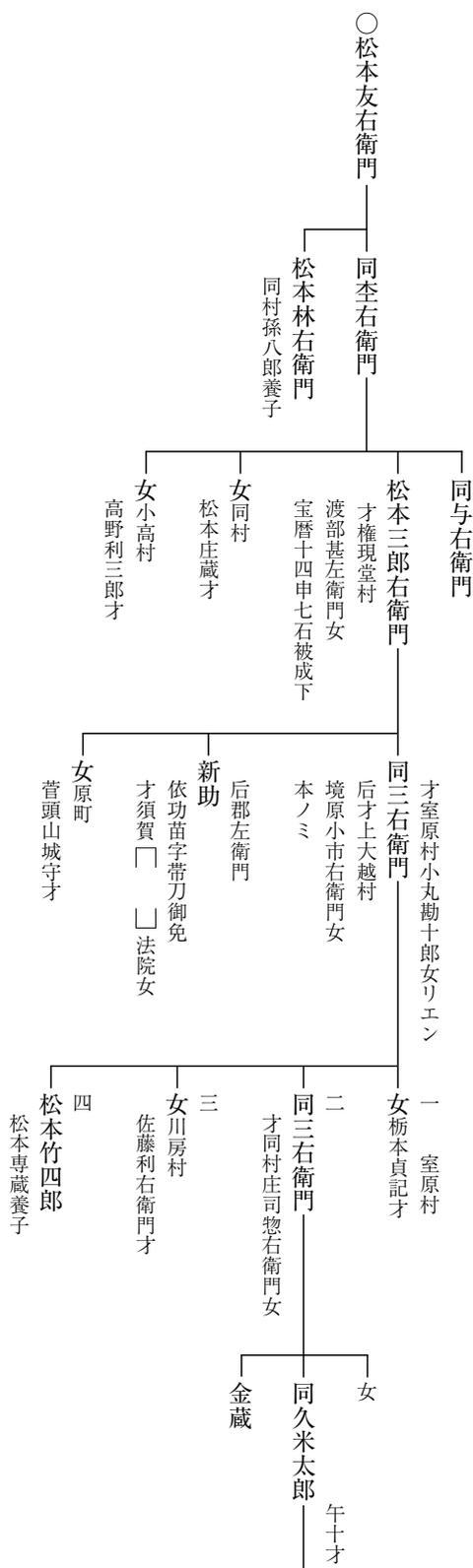
四十三 玉野村



四十四 玉野村

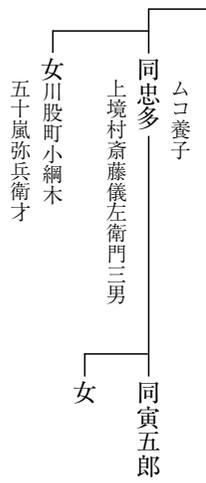


四十五 野川村

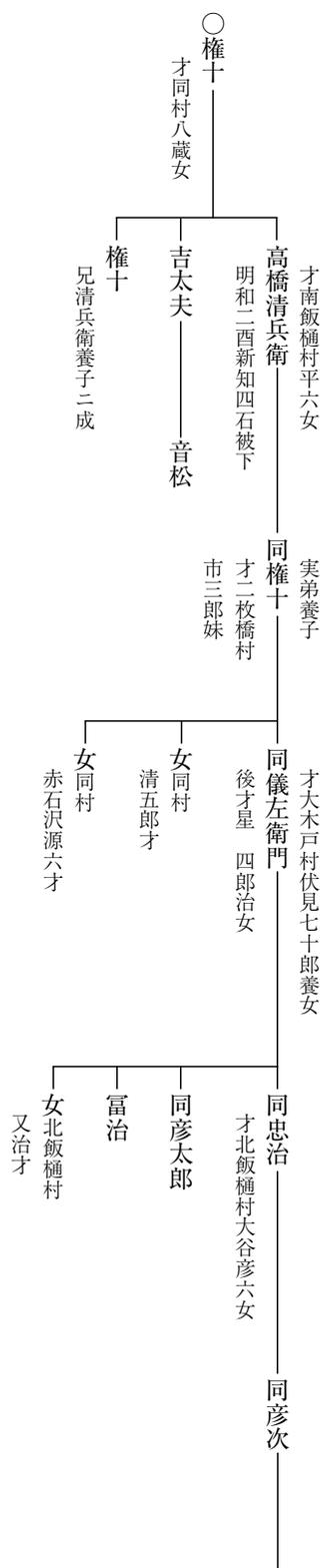


四十六 津嶋村

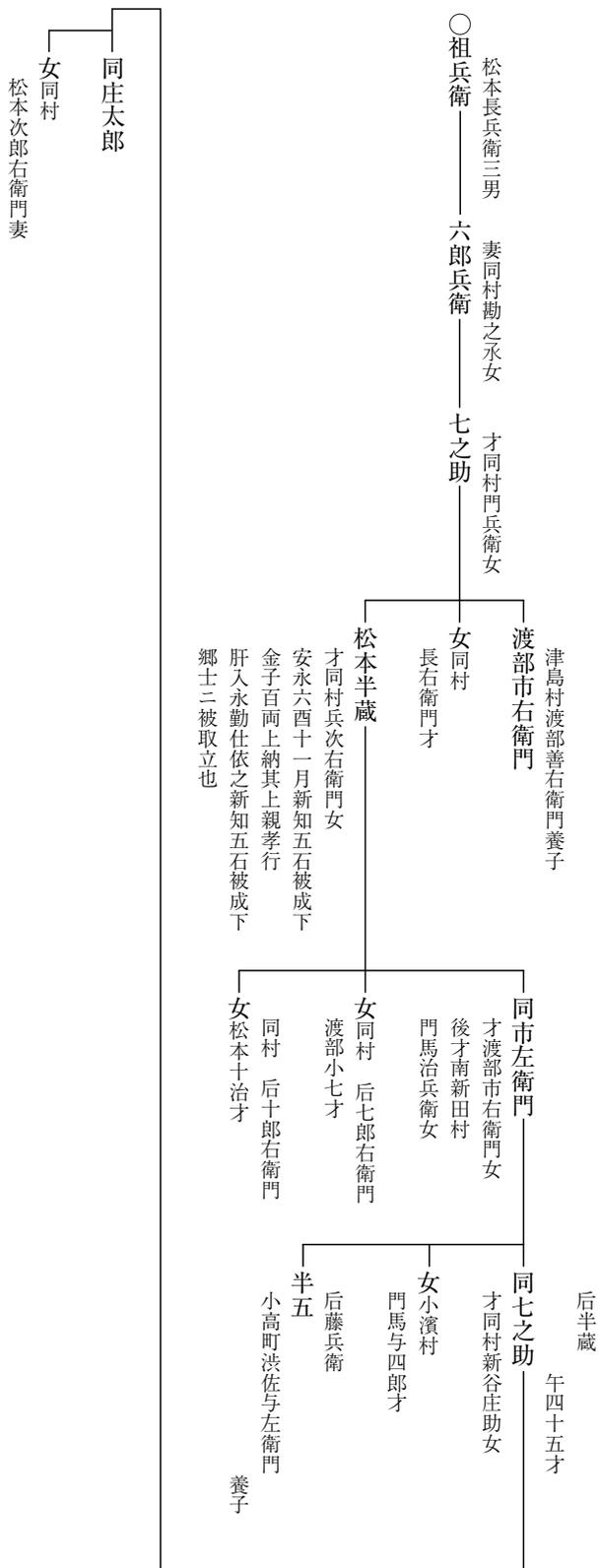
同村



四十七 飯土江村



四十八 野川村

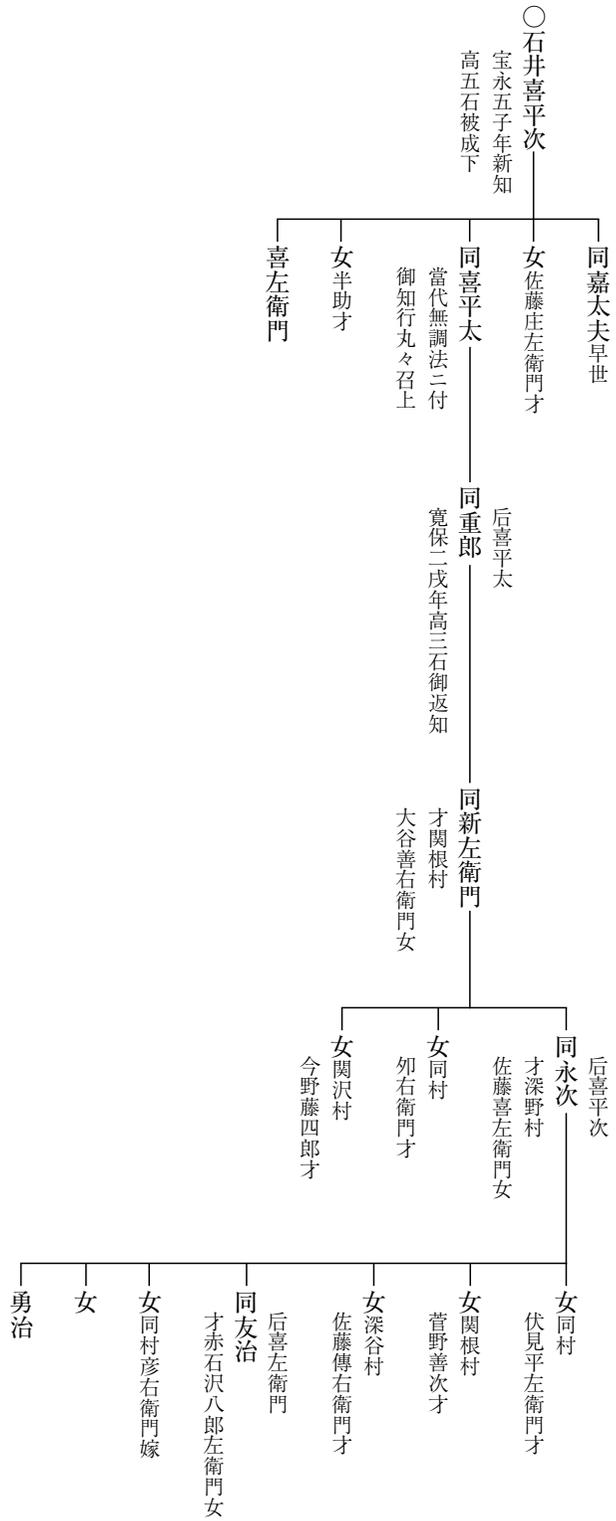


山中郷給人并郷士 内老給人先調江落分

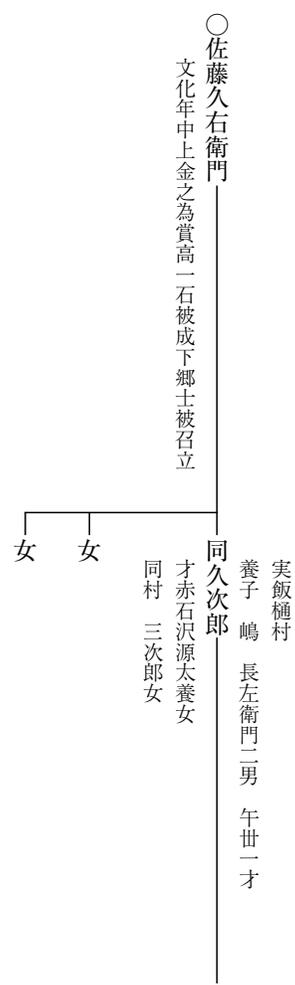
同八人新郷士

白石	石井喜左衛門	一
南飯樋	佐藤 久次郎	二
玉野	高玉 定八	三
北飯樋	紺野 宗助	四
大倉	佐久間治兵衛	五
飯樋	三坂小左衛門	六
玉野	安東市郎兵衛	七
飯樋	高橋 喜三郎	八
白石	菅野善左衛門	九

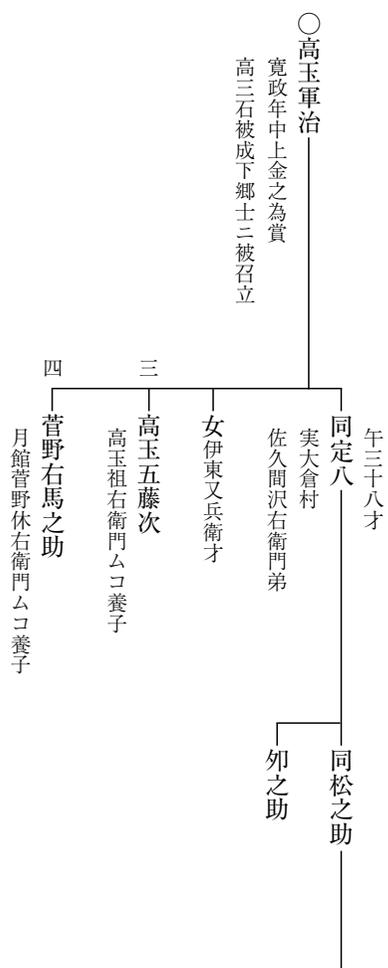
一 白石村



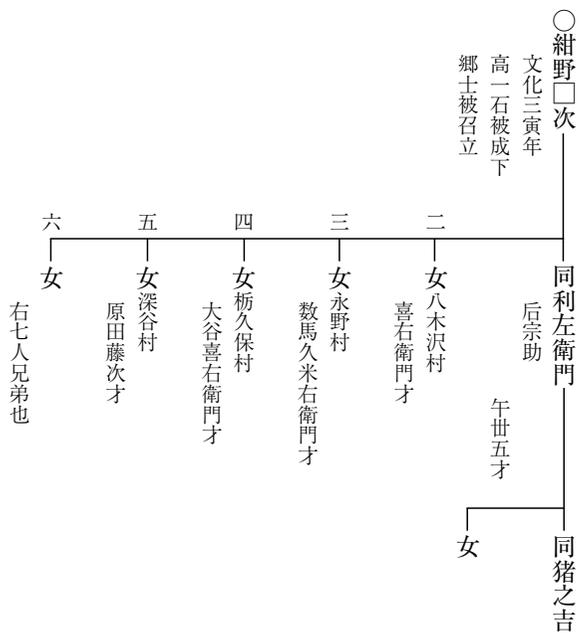
二 南飯樋村



三 玉野村

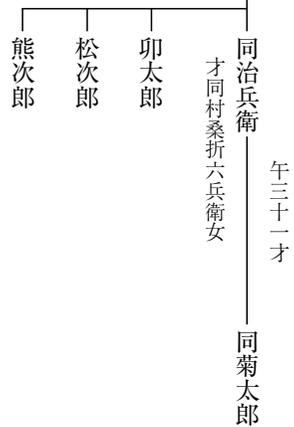


四 北飯樋村

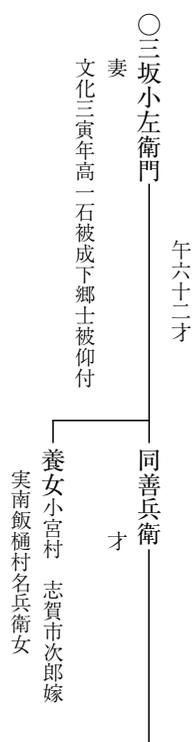


五 大倉村

○佐久間源右衛門
文化三寅年金上納為賞高一石被成下郷士被召立
定八 玉野村高玉軍治△コ養子



六 飯樋村



○安田勘次郎

玉野村足輕 高八石

安東市郎兵衛

養子 初喜代松
実伊東三郎兵衛二男

午四十五才

実父三郎兵衛手代役永勤之為賞新知高彦石被成下
郷士被召立足輕奉行八石合領高九石仍而養
実之苗字一字宛合号 号安東

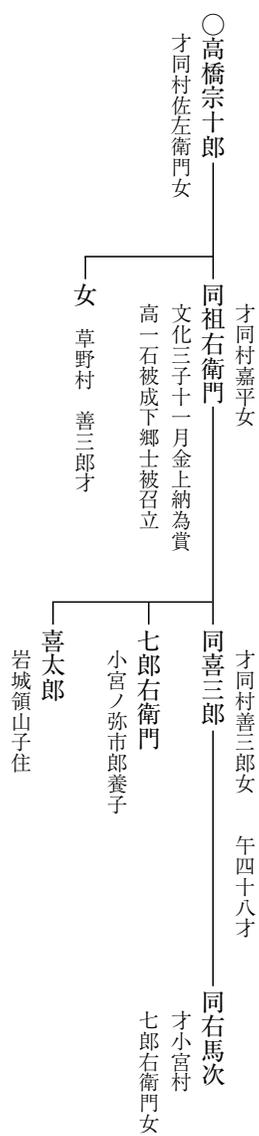
同丹五

ムコ養子 后市十郎

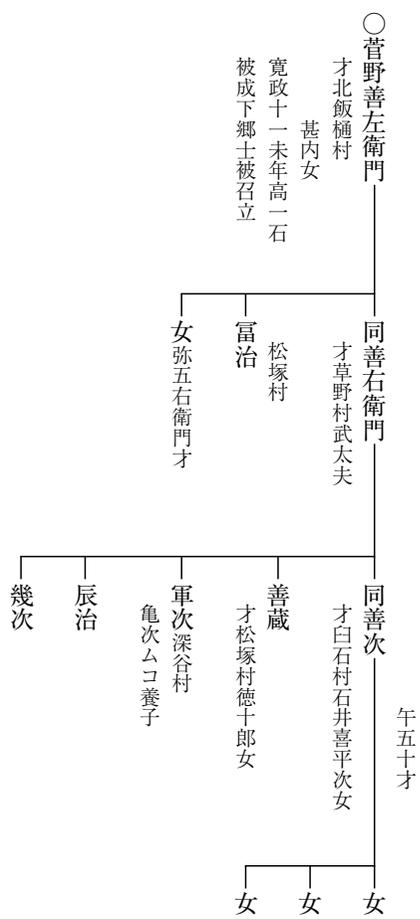
实高玉忠兵衛四男

才二枚橋村 佐藤太左衛門女

八 飯樋村



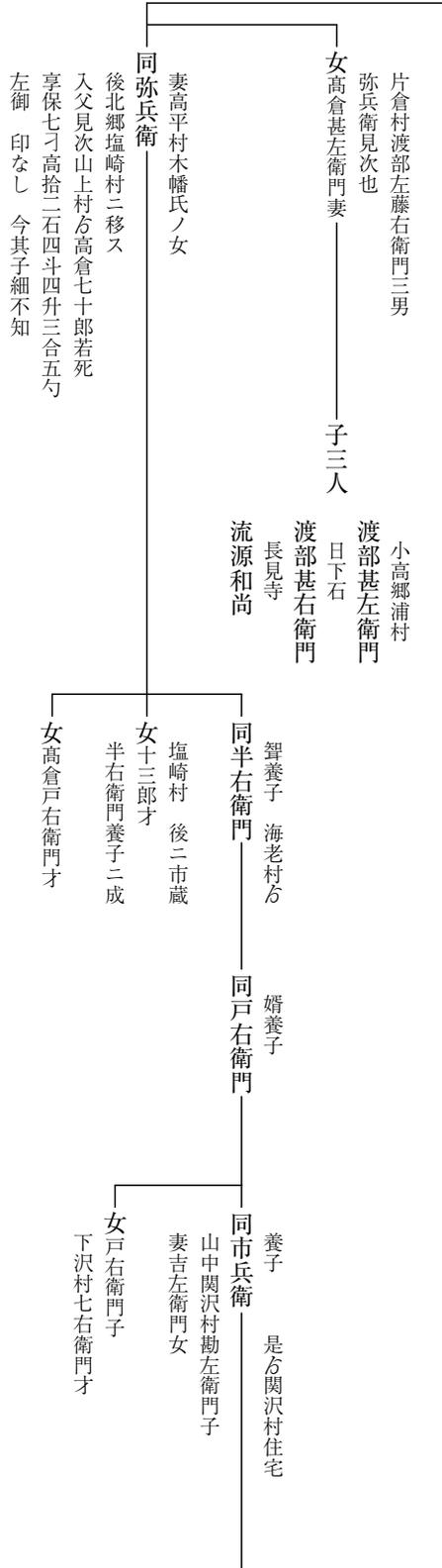
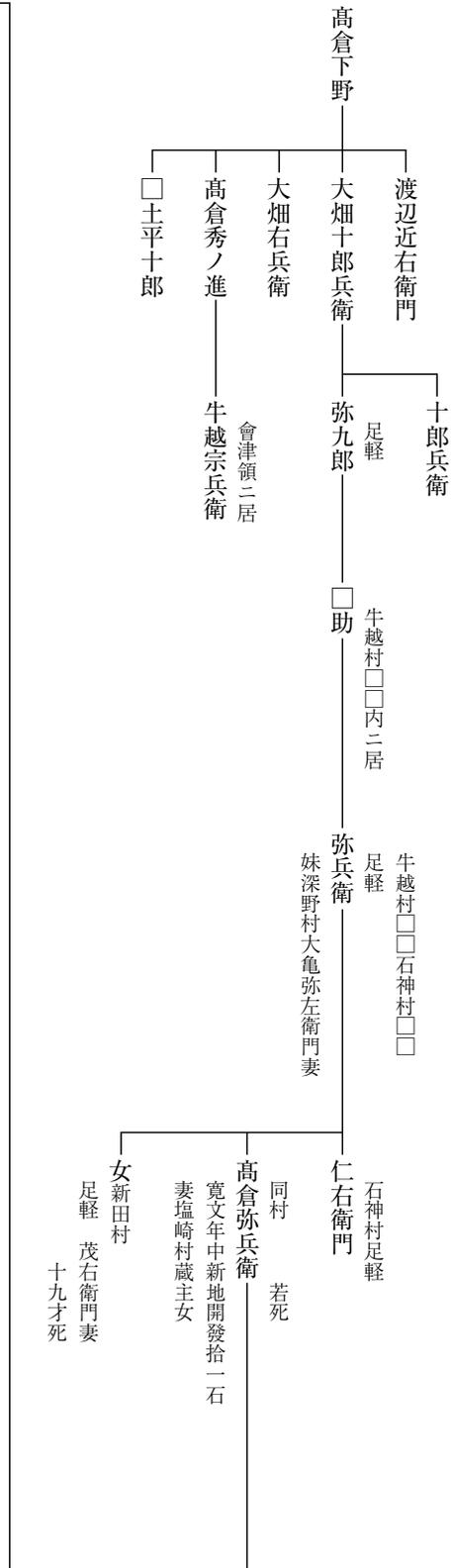
九 白石村

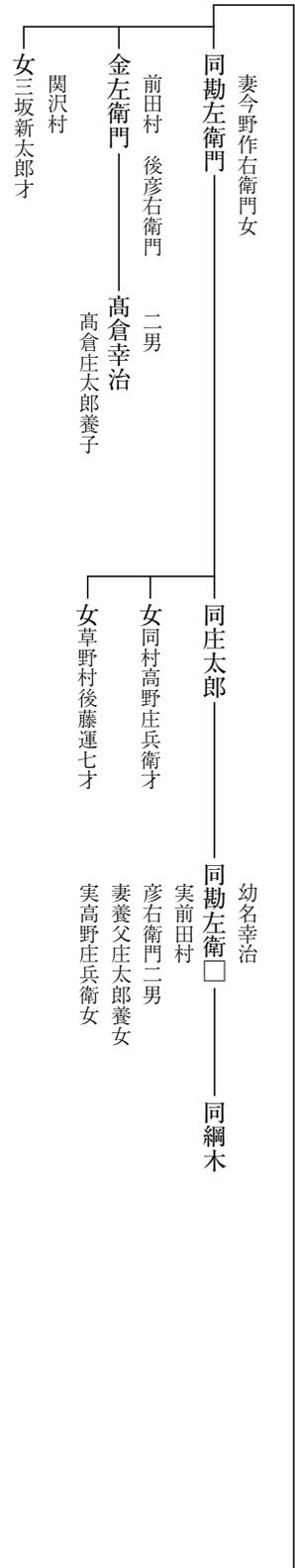


拾遺補闕諸鄉給人系圖

山中閔沢

高倉庄太郎 三十三





第二部 村々調 山中

村々調

山中

上野川村

一 東西 拾七丁 下野川村境目を三春御領上移村御境目迄
 南北 拾八丁 三春御領横道村御境目を同御領葛尾村御境目迄

位 下上

高 拾七石三斗四升九合五勺

田畑 拾七町拾三步

内 三丁式反式畝拾四歩 生地

同 拾三丁五畝拾九歩 荒

同 式畝歩 萬倒

同 拾歩 御除地

一 戸数 四軒 百姓

天明年中拾三軒

村中字

境のくき 飯森 中迫 とうのこ

志つのわき 追越 上埜川 宝傳前

赤根久保 瀧迫 関場 ほかし

在家宅軒

在家宅軒

飯森字之内村鎮守

一 葉山権現 宮老尺六寸四面 祭 十月八日 別當 万法院

上野川在家を拾五丁程西ニ當り岩山ニ而木なし 三春御領上

移

御境水落 下ハ海道ニ而境のくきと申所御境目也 大石也 又

此所辰巳ニ當リ山続キル而龍子山ト申高山有之 往古 此山

ヲ龍之子出生仕候与申傳 境目ニ古池之跡有之 東ハ不残三春

御領横道村江水落御境ニ御座候

飯森山之下ヲ流落候小川有之 横三間程

一 関 三ヶ所

一 橋 式ヶ所

野川村

一 東西 三拾三丁 上野川村境ヲ落合村境目迄

南北 廿四丁 三春御領岩井沢村ノ御境目ヲ同御領葛尾村御境

目迄 位 下上

高 百四拾五石九斗五升六合式勺

田畑 百丁六反八畝九歩

内 廿六丁式反七畝四歩 生地

同 七拾四丁七畝廿八歩 荒

同 三反三畝七歩 萬倒

一 戸数 三拾三軒 内 壹軒 寺 同 壹軒 山伏

同 十一軒 給人 同 廿軒 百姓

天明三年四拾三軒

村中字

湯殿 清之内 立屋 平

若林 東濱井場 萬五郎 石久保

清水 濱井場 草苺場 関場

ばち木 松倉 十郎内 仲之内

南関場 よし久保 つるまき田 町裏

東十郎内 こあし 町 まりと

いり 湯の入 迫田 西原

赤坂 湧水 湯之平 不動平

松之入 道仙淵 藏久 したの入

南仲之内 北藏久 六郎田 西手

宮前 後藏久 室の入 中嶋

正見 石橋 まみ穴 大橋

橋本 萱苺久保

宮の前字之内 祭日 八月十五日 別當 万法院
村鎮守

一 八幡社 堂屋四間四面

座像御丈壹尺三寸五分

鰐口指渡壹尺壹寸

元禄八亥年与有

い里字之内
鎮守

一 十一面觀音堂 九尺四面

御丈卷尺七寸 木像厨子入

宝永五子年

祭日

三月十七日
六月十七日
九月十七日

別當 觀福寺

濱井場字之内
一 薬師如来

堂式間四面

祭日

四月八日

別當 万法院

御丈卷尺七寸 木像厨子入

元禄二巳年

道仙淵字之内
一 雷神社

宮卷尺式寸四面

祭日

三月六日
六月六日
九月六日

別當 同院

御幣

村鎮守

一 狼明神社 宮卷尺式寸四面

祭日

三月十二日
九月十二日

別當 同院

御幣

町字之内
一 不動尊

御丈卷尺三寸 木像厨子入

真言宗松倉山觀福院(寺)

同字之内

祭日

一 不動尊 堂九尺四面

六月廿八日

別當 同院

御丈卷尺卷寸五分

厨子入

十郎内字之内

一 薬師如来

祭日

四月八日

同 万法院

御丈卷尺七寸 木像厨子入

明曆三酉年

一 湯之平古^ろ湯湧出候故字ニ相成候 直之助様御入湯被遊候事 有

之由申傳候

一 野川村町在家^ろ午未ニ當五十人ト申傳高山有之 頂尔大石有 此

石ノ上賊徒五十人相集候而人家ヲ相伺時々強盜仕候由ニ而則山名

与相成候由申傳候

一 五十人之續ない山与申御座候 三春御領岩井沢村道之内村御境目

ニ而水落申候

一 御札場 九尺

卷間

一 川 横四間

橋六ヶ所

一 関 五ヶ所

落合村

一 東西 沓里三拾四丁 下野川村境を北標葉郷境迄
南北 廿四丁 葛尾村御境目を岩井沢村御境迄

位 下中

高 六拾五石八斗六合式勺

田畑 廿九丁式反六畝拾六歩

内 拾五町九反壹畝九歩 生地

同 拾三町拾式歩 荒

同 五反四畝廿五歩 萬倒

一 戸数 廿三軒 内 式軒 給人 同 廿壹軒 百姓

天明三卯年廿八軒

村中字

関の上 関の下 坊主沢 かけ札

菅の又 西片内在家四軒 橋の元 柴崎

土橋 落合在家四軒 仲久在家壹軒 火打石

すわたと在家壹軒 すへ石 刈又久保在家壹軒 大笹在家式軒

小花地在家壹軒 小山平 牛坊坂 由やち在家式軒

湯入在家壹軒 辻下 木取場 仲迫

家老川在家壹軒 鍛冶屋前 大放在家式軒 下大放在家式軒

南大放在家壹軒 白玉 長久保在家壹軒 夏湯在家四軒

菊又字之内
村鎮守

一 地蔵尊 祭日 二月廿八日 観福寺

石像御丈壹尺五寸

一 満奈板倉 御林松東西南北凡拾丁程

一 落合村在家方西北ニ當リ三春御領葛尾村与境 海道筋ニ拍木ノ大

木有 此所ヨリ西東山ニ而水落境葛尾村川落合江流連出候故 落

合村与申傳候

一 落合村午ニ當リ拾六丁程ニ而三春御領御境ニ候 岩井沢村古道村

御境目街道ニ大木有 此所を西東丸ニ水落御境也

一 関 七ヶ所

一 川 横六間程

一 橋 五ヶ所

津嶋村

一 東西 沓里拾式丁

南北 八丁

位 中ノ下

高 式百四拾式石四升八合

田畑 四拾七丁五反壹畝廿三歩

内 拾五丁三反五畝拾五歩 生地

同 壹反八畝拾三步 万倒
同 三拾壹丁九反七畝廿六歩 荒

一 戸数 拾八軒 内 壹軒 寺 同 四軒 給人

同 壹軒 社家 同 拾式軒 百姓

天明三卯年廿三軒

村中字

霜田 中沖 白山 後沢

細田 東館 町前 谷地田

唐めと 寺脇 中井 寺田

大行前 西館 安東 前田

東沖 楽内 中嶋 大高木

坂之内 楽内 古戸 北田

淀場 関場 後田 岩下

西平 東関場 平 山居

南関場 白山 根から 大くの木

薬師堂 下谷津 大加の作 ところほふ

東平 谷津 八房塚 赤坂

引拔 牛ふち

南方 御境川南迎ハ三春御領津嶋村川横五間程

北方 芹沢村境

西方 羽附村境

乾方 水境村境

一 橋 五ヶ所 引碓字之内 壹ヶ所

中井字之内 壹ヶ所

南関場字之内 式ヶ所

大高木字之内 壹ヶ所

寺脇字之内 一言宗 津嶋山 如意輪寺

高壹石三斗六升壹合八勺 享和三亥方永代御貸地

本尊大日如来 厨子入

御丈三尺 木像

不動尊 厨子入

御丈式尺 木像

楽内字之内 一 社家 井瀬筑前正

祭日

同字之内 正一位稻荷社 宮六尺四面 祠官 同人

三月十五日 八月廿日

拜殿 四間
三間

御丈式尺

貞享元子年再建

細田字之内
一 東照大権現

御幣

年号不知

別當 如意輪寺

西たて字之内
一 熊野社

石宮壹尺七寸

年号不知

同 同 寺

築内字之内
一 天神宮

宮壹尺四面 祭日
五月廿五日

拜殿壹間四面

同 同 寺

御幣

享保八卯年再建

寺脇字之内
村鎮守

一 八幡宮 宮式尺五寸四面 祭日
八月十五日

拜殿 三間
式間

同 同 寺

宝永之頃造建

御丈壹尺位

薬師堂字内
一 薬師如来 堂九尺四面

御丈壹尺五寸位木像

白山字之内
一 白山大権現

御幣

同 同 寺

谷津字之内
一 大師堂 壹間四面

御丈壹尺五寸位木像

別當 如意輪寺

寺脇字之内
如意輪寺境内
一 如意輪觀音

祭日
七月十日

御丈五寸位金佛厨子入

同 同 寺

岩下字之内
一 羽山大権現 宮式尺四面

祭日
九月廿四日

御丈壹寸八分程

同 同 寺

弘法大師御作

年号不知

右同断
一 月山大権現 宮式尺四面 祭日
九月廿四日

御丈壹寸八分位 金像

同 同 寺

弘法大師御作

年号不知

一 古館 五ヶ所 東館字之内 今野藤八郎同美濃同藤八郎迄

三代居候趣申傳

西館字之内 同大學居

引穝字之内 佐藤哥之助居

谷津字之内 高橋嘉門居

中嶋字之内 氏家丹波居

赤宇木村

一 東西 式里廿壹丁
南北 壹里

位 下ノ上

高 式百五石壹斗六升九合壹勺

田畑 四拾式丁壹反三步

内 拾丁八反四畝拾歩 生地

同 四反四畝廿八歩 萬倒

同 三拾丁八反廿五歩 荒地

一 戸数 拾四軒 内 三軒 給人 同 拾壹軒 百姓

天明三卯年三拾四軒

村中字

赤宇木 赤芝 登木戸 蒲谷地

東 井戸神 小沼 白追

前田 葛久保 中平 板取葉

館前 小阿くと 中屋敷 丈打

館 下小阿くと 山伏沢 葛久保

館腰 関場 休石

早坂 桶木小屋 菅谷地 たかのす沢

ふか沢 舟打場 清水 手七郎

大平 江花 高野塚 小屋場

東方 中郷境

西方 芹沢村境

北方 比曾村境

未申ノ方 下津嶋村境

辰ノ方 昼曾根村境

巳午ノ方 御境川 但下津嶋村ノ川續

一 御境川筋ノ内ニ姫測与云測有 昔おあと殿ト申姫君之死去致候測

之由申傳 夫方壹丁程下ニ付添下女死去致候測有 今ニ下女測与

云 夫方式丁程下ニ奥老死去致測有候所 今ニ佐藤測与云

塩浸字之内
一 薬師如来 堂九尺四面 祭日 四月八日 別當 如意輪寺

御丈三寸程 金佛

館字之内
一 古館形有

今野美濃弟
今野孫右衛門居

一 手七郎川 幅四間程

一 白追川 巾三間程

一 小あくと川 巾壹間半程

一 橋 四ヶ所之内 前田字之内 壹ヶ所

塩浸字之内 壹ヶ所

中平字之内 壹ヶ所

手七郎字之内 壹ヶ所

下津嶋村

一 東西 壹里七丁
南北 七丁

位 上下

高 三拾五石七斗七升壹合六勺

田畑 拾七丁八反六畝歩

内 拾貳丁八畝廿壹歩 生地

同 壹反貳畝貳歩 萬倒

同 五丁六反五畝七歩 荒

一 戸数 拾九軒 内 四軒 給人 同 拾五軒 百姓

天明三卯年廿貳軒

村中字

あかけ 在家二軒 大わく 在家壹軒

くるみかへり 在家壹軒 かけの下

稗田 在家壹軒 松之内

小塚 在家三軒 八斗蒔

牛の舌 在家壹軒 松の木山 在家貳軒

しり合 町畑

原 在家貳軒 かちや前

堤の入

萱深 在家壹軒 町 在家五軒

宮ノ平 在家壹軒 石花

西方 津嶋村境

北東方 赤宇木村境

南方 御境川幅七間程

川向南三春御領津嶋村

但津嶋村方川續

一 三春御領江通用橋場式ヶ所内 原字之内 壹ヶ所

あかけ字ノ内 壹ヶ所

一 同歩渡り橋三ヶ所内 牛舌字之内 壹ヶ所

大わく字之内 壹ヶ所

町字之内 壹ヶ所

稗田之内
一古館形有

三瓶将監居館

町字之内山
一愛宕石宮

宮壹尺五寸四面

祭日

六月廿四日

別當 如意輪寺

御幣

町字ノ内
一非常御藏有

昼曾根村

一 東西 壹里五丁
南北 廿五丁

位 下々

高 拾壹石五斗式升五合三勺

田畑 四丁七反五畝式歩

内 式丁六反八畝歩 生地

同 式畝廿八歩 萬倒

同 式丁四畝四歩 荒

一 戸数 三軒 内 壹軒 給人 同 式軒 百姓

天明三卯年六軒

村中字

昼曾根
在壹軒
在式軒

尺石

道下

小峠

西方 赤宇木村境

北方 高山大石山

一 尺石ノ昼曾根之字境迄南迎三春領分山 夫ノ昼曾根字之川ノ南迎
小高郷分大岩石山 北ノ方高山ニ而大石山小高郷分峯ヲ境水落次
第

昼曾根字内
村鎮守

一 雷神宮

祭日

四月十七日

別當

小高郷耳谷村
龍常院

壹尺五寸四面

御幣

一 橋 式ヶ所

昼曾根ノ尺石境之内 壹ヶ所

小峠字之内 壹ヶ所

一 関 壹ヶ所

尺石

水境村

一 東西 廿八丁
南北 廿丁

位 下々

御幣

高 廿八石八斗式升三合八勺

田畑 拾壹丁壹反貳畝廿貳步

内 拾丁九反壹畝廿壹步

同 壹反七畝拾七步

同 三畝拾四步

荒

境畑免地

萬倒

一 戸数 無し

天明三卯年六軒

村中字

水境

白馬石

保と久保

赤坂

一 戸数

無し

天明三卯年八軒

村中字

一 北ノ方二本松御領山小屋村境目江土手ヲ築 並木ヲ植置 慶長元年申十二月境壇ヲ初テ築与申傳

一 西方白馬石ト云高山有 頂ノ境目ニ白キ馬形ノ石有 同所ガ水境

村境壇江九丁七反余有ト申傳

一 子丑ノ方むらこうたい石ト云高山有赤字木村比曾村之境也

一 卯辰ノ方津嶋村也

水境字之内
村鎮守

一 天王宮 宮巷尺七寸位 石

別當 如意輪寺

羽附村

位 下々

一 東西 三拾丁
南北 廿丁

高 四拾三石三斗六斗五合五勺

田畑 拾五丁壹畝拾四步

内 拾四丁八反六畝貳步

同 壹反五畝拾貳步

境畑免地

荒

一 戸数

無し

天明三卯年八軒

村中字

井戸畑

大畑

屋敷

作田

前畑

前田

大畑

中平

たこ森

志々くらしい

川前

小森

北向

セリミ

岡田

荒屋敷

羽付前

梨木平

堀下

わき

沢目

羽付

館下

柳下

二枚橋

狐穴

館

と石平

一 西北ノ方二本松領田代村境目江並木植境壇在
 一 南ノ方日山与申大高山有 二本松領分三春領分相馬領分三御領分
 境目ニ牛頭天王宮有 右之宮柱之内壹本ハ當御領分ニ建 夫々水
 落次第二境目分り慶長元申年十二月改候時所々江炭ヲ堀入 うつ
 きの木ヲ植又ハ松ノ木そねの木等ヲ植置由ニ而今ニ有之候

館字之内
 一 古館形有候得共誰居候与申義知兼候

一 東西 拾六丁
 南北 拾弍丁

芹沢村

位 下中

高 拾八石四斗貳升六合六勺

田畑 四丁八反九畝拾歩 荒

一 戸数 無し

天明三卯年四軒

村中字

セリ沢 よしかや立 堤下 ゆつくり田
 かや茹久保 セリ内 樋の口 くゝり木

池畑 廣畑 ちとり木 池の入

中の迫 わらひ堀 山入沢

東北ノ方 赤宇木村境

南西ノ方 津嶋村境

山入沢之字之内
 一 橋 壱ヶ所

比曾村

一 東西 四里拾八丁
 南北 三拾壹丁

位 下々

高 三百廿四石九斗九升八合壱勺

田畑 百拾四丁六反九畝廿四歩

内 廿五丁六畝廿五歩 生地

同 八拾九丁六反五歩 荒

同 貳畝廿四歩 境畑免地

一 戸数 廿九軒 内 壱軒 給人 内 廿八軒 百姓

天明三卯年百拾三軒

村中字

笹峠

行合戸

百人畑

上比曾

小川平

中嶋

東

下比曾

萱山

迎田

中比曾

若林

大明神

法専平

孫左衛門木屋

松本

長泥

古川

掛草

境沢

菅沼

ワラ飛平

藤七屋敷

赤石沢畑

曲田

天所

ふかね

一 在家の廿丁程西之方水落次第伊達郡小綱木村

一 在家の拾丁程未申之方ハ水落次第四ハ安達郡二本松領分山小屋村

一 在家の拾丁程西の方三郡之境

行方郡
安達郡
伊達郡

右三郡御境ニ内記峠与申旧跡有 由来二本松領松沢村之もの草野

村ニ而同心坊打殺 金子ヲ取候ニ付同村館ニ而熊川兵衛方ニ而召

捕二本松御境三郡之境之所ニ而磔いたし候故内記峠与申傳由 此

峠ハ往古中村の二本松領へ通行之道筋也

一 往古千枚橋ト申所ハ此比曾村之事也 飯樋の山小屋へ通行之地ト

申傳也

一 清水乃沢ニ石川館与申所有之 其邊ノ地柳井与申井戸有 尔今女

入事不叶其訳不知

上比曾字之内

祭日

村鎮守

四月八日

別當 東善寺

一 羽山社

宮式間四面

十月十日

御丈壹尺式寸木像

本地薬師如来月山両社先年野火ニ而焼失

文政三辰年再建

中比曾字之内

祭日

一 熊野社

宮九尺四面

九月十日

同 同 寺

御幣

當社ハ菅野某ノ先白幡但馬氏神ニ而慶長十二年比曾村切開

候節伊達領飯野方引移シ自身ニ建候由 後ニ比曾村氏神与

申傳

同字之内

祭

一 雷神社

八月六日

同 同 寺

御丈壹尺式寸木像

一 正一位稻荷社

同

厨子入

二月初午

右二社合殿

年号不知

中比曾字之内

祭日

一 光明山

北標葉幾世橋村大聖寺末
東善寺

享祿四年建 天保六未年飯樋村善應寺合院

大明神字之内 祭日
一 白鶴大明神社 宮式間四面 七月廿日 別當 同 寺
十一月廿日

御丈壹尺貳寸木像
年号不知

中比曾字之内
一 田神社 宮九尺四面 祭日 十二月朔日 同 同 寺

御幣
年号不知

下比曾字之内 祭日
一 愛宕社 岩屋 六月廿六日 別當 東善寺

御丈壹尺八寸石仏
年号不知

當社内ニ三丈程之岩屋へ胎内潜り有 東之方へ壹丈四面斗之大
石江十三佛之御姿空海御作申傳

一 在家方十五丁程西ニ疣石ト申大石有 二本松領之御境也

同所方南壹里斗り行 高大石ト申高山有 是も相馬御領二本松領
御境也南津嶋村境 是方北方ニ戦山ト申高山有之 飯樋村境

中比曾字之内
一 古館

此館跡ハ八幡太郎義家之子孫寶源ト申方 慶長十二未年此深山
ニ入住ふ所也 西南東北壹丁四面程式丈計りから堀有

飯樋村

一 東西 式里拾丁
南北 壹里廿四丁拾八間

位 中々

高 式千五百八拾三石三斗三合五勺
田畑 式百九拾壹丁四反式畝拾貳步

内 九拾八丁六反七畝廿三歩 生地

同 百九拾貳丁三反壹畝廿八歩 荒地

同 四反式畝廿壹歩 万倒

一 戸数 百拾軒 内 壹軒 寺 同 貳軒 山伏

同 壹軒 社家 同 廿三軒 給人

同 八軒 郷士 同 七拾五軒 百姓

天明三卯年式百八軒

村中字

高畑 西原 丸木橋 市ノ沢

大火 西ノ久保 堤ノ上 北ノ内

蟹沢 東原 宮ノ前 竹ノ内

鹿ノ畑	寺田	外内	曲坂
堤下	外内前	大谷地	笠石
大平	八幡坂	大久保	大久保前
壺丁畑	ざつこう内	下橋	山神
落合	前田	赤石沢	下向
中神	ふとよし	百目木平	割木
同慶	一ノ関	さる喰	荒屋敷
久保曾	時田	所久保	板橋
飯森塚	屋和木	大坂	鳶ノ巢
桶地内	前谷地	下桶地内	町
小古庭	赤宇木	柳町	橋本
松木前	火ノ口	稲場	名の入
中下	梅ノ久保	大橋向	瀧ノ上
瀧下	勝負迫	紫畑	臺
愛宕山	小屋ノ入	大橋	掛下
原			

一 南戦山与云高山有 比曾村境 當村ニ而高山 此山續津嶋村へ通
 一 行躑躅峠ト云 東ノ方大矢元与云高山有
 一 東ノ方矢竹山与云高山有 小宮村関沢村之境 此間中村へ之通行
 道 弘法清水与云有 昔ハ何程之旱ニ而も不尽長雨ニ而も濁リ無
 し往来之男女水呑場ニ御座候 同ク道筋ニ疣石ト云大石有 天氣

替り目ニハ海道迄水流レ申候 不思議之石ニ御座候

一 北ノ方ハ伊丹沢村境

一 戌亥ニ當リ男丈之巢ト云高山 白石村境 此間川又へ之通行道此
 續中圍与云高山有 伊達御料境 水落次第 昔堀切有 川又江近
 道有

一 西切伏沢峠同御料境 水落次第 花塚山与云高山有 同御料御境
 也

一 未申ニ當リ久保曾峠ト云有 三春海道比曾村境 此道筋葡萄坂ト
 云処 昔 殿様西海道御通行之時ハ御小休之場与申傳 御手掛松
 与云有 此松子共夜泣之時明し為見候得者夜泣留々ト申傳候 人
 ヲ取候故今ハ枯 二代目松ニ而小木 此道筋ニ手洗水与云流有往
 来之人馬水呑場

一 板橋字之内立石ト云大石有 此石之上ニ往来之男女小石ヲ投上ケ
 其石上ニ止リ得者思ひし事叶ふ与申傳候

一 瀧式ヶ所 壺所 南瀧津嶋道瀧下字之内五六間程なたら成瀧
 天氣替り目ニハ遠方迄瀧鳴聞申候

壺所 西瀧峠山之内少々之瀧ニ御座候 天氣替里
 二 相成候時遠方迄聞申候

一 古館四ヶ所 内壺所
 外内字之内
 古屋館 桜田玄蕃居館
 今小屋林与云 天正年中御陳之節御小屋ヲ
 掛候場所与申傳

同壹所

下向字之内

古館 間佐井五郎義門居館

年号不知落城之折

式人姫有而内壹人 富士大権現卜成給ふ由

今ハ當村佐藤清七氏神也

同壹人 花塚大権現卜成給ふ由

花塚山ニ奉祀今伊達御

料川又と境建給ふ

父君ハ朝日稻荷大明神と成給ふ

今ハ當村鎮守ニ而候

同壹所

壹丁畑字之内

銀杏館 音部内記居館

年号不知

同壹所

一ノ関

上屋館 音ケ久保掃部居館

年号不知

村鎮守

一 愛宕山大権現

宮式間四面

祭日

六月廿四日

九月廿四日

別當 善應寺

拝殿五間式間

御丈八寸厨子入

天明年中焼失ニ而御神躰斗リ残 年号不知

宮前字之内

村鎮守

一 朝日稻荷大明神 宮三尺四面

御丈壹尺式寸 鰐口 七寸 延宝二寅年卜有

享保四年再建

同所

一 阿弥陀堂 堂三間半式間

別當 常光院

御丈壹尺式寸

元禄年中ニ中郷高平村方引移し候由申傳 子共草瘡無之心願

仕相叶卜申候

西久保字之内

村鎮守

一 羽山大権現 宮八寸四面 祭日 十月十五日

別當 善應寺

御幣

同字 村鎮守

一 東照大権現壇

祭日

四月十七日

九月十七日

同 同 寺

竹ノ内字之内

一 延命地藏大菩薩 堂式間

祭日

三月廿八日

九月廿八日

同 同 寺

御丈耆尺三寸厨子入

德一大師之御作

年号不知

合殿
子安觀世音

祭日
右同断

同
同寺

御丈耆尺式寸厨子入

近国ニ而安産地藏ト鳴申候 山中筋ハ不及申他領伊達郡信夫郡

安達郡邊方男女安産之祈ニ而參詣人多シ

外内字之内

村鎮守

一 田神

宮式間半三間

祭日
六月六日
八月十七日

別當 善應寺

御幣

合殿
一 雷神

御幣

元禄年中再建

同字之内

一 後泉地藏

堂耆間四面

同
同寺

御丈耆尺式寸

桜田玄蕃氏神之由申傳

八幡坂字之内
祭日
三月五日
九月五日

別當 不動院

牛頭天王
宮九尺四面
拜殿三間式間

合殿
一 大日如来

八幡坂字之内

村鎮守

一 八幡大菩薩

祭日
三月十五日
八月初五日

同 善應寺

宮式間四面
拜殿四間半式間

不動院

御丈八寸

鰐口九寸 銘寛政年中

音部内記氏神之由申傳元禄年中此所ニ再建

下橋字之内

一 稻荷大明神

祭日
宮八寸四面
二月初午

同 善應寺

御幣

小高郷海老沢方御移り申候由申傳

縁日

同字之内
一 薬師堂

祭日
三月八日
九月八日

別當 善應寺

弥陀 薬師 観音

御丈八寸木像

一ノ関字之内
一 正観音 堂巻間半四面 同
七月十日
九月十日 同 同 寺

御丈巻尺 木像
音久保掃部氏神之由申傳

同

一ノ関字之内
一 薬師如来 堂巻間四面 同
三月八日
九月九日 同 同 寺

御丈八寸木像

町字之内
一 馬頭観世音 堂巻間四面 同
同 同 寺

御丈八寸木像

丸木橋字之内
一 十一面観世音 堂巻間四面 同
緑日
七月十日 別當 善應寺

御丈巻尺式寸

原字之内
一 薬師如来 堂式間四面 同
同 同 寺

御幣

同所
一 釈迦堂 堂巻間四面 同
同 同 寺

御丈巻尺式寸

切伏沢字之内
一 三峯山神 宮巻尺四面 同
神主 青木隠岐正

御幣

外内字之内
一 社家 青木隠岐正

町字之内
一 真言宗迦羅陀山地蔵院 善應寺

本尊不動明王

御丈三尺八寸木像

高式斗五升七合四勺 御貸地

八幡坂字之内
一 本山派 坂本山天王寺 不動院

本尊不動明王

役ノ行者

社料巻石

宮前字之内
一 本山派 北向山安楽寺 常光院

本尊不動明王

役ノ行者

一 御制札場 検断預

一 堤 拾五ヶ所

内巻ヶ所 外内字 同巻ヶ所 中平字 同巻ヶ所 高森字

同巻ヶ所 中下字 同巻ヶ所 鳶巢字 同巻ヶ所 原字

同壺ヶ所 峠字 同壺ヶ所 丸木橋字 同壺ヶ所 赤字木字

同壺ヶ所 同慶字 同壺ヶ所 戸々柄字 同壺ヶ所 瀧下字

同壺ヶ所 一穴字 同壺ヶ所 八幡坂字 同壺ヶ所 海老沢字

堰 六ヶ所

内壺ヶ所 柳町字 同壺ヶ所 寺田字 同壺ヶ所 時田字

同壺ヶ所 前田字 同壺ヶ所 高畑字
行屋坂字 同壺ヶ所 市ノ沢字

橋五ヶ所

内壺ヶ所 丸木橋字 同壺ヶ所 橋本字 同壺ヶ所 竹ノ内字

同壺ヶ所 桶地内字 同壺ヶ所 下橋字

小宮村

一 東西 廿三丁
南北 壺里半

位 下上

高 式百七拾六石四斗四合壺勺

田畑 五拾四丁三反六畝歩

内 八丁三反五畝拾歩 生地

同 四拾五丁五反三畝拾六歩 荒

同 四反七畝四歩 万倒

一 戸数 拾貳軒 内 貳軒 給人 同 拾軒 百姓

天明三卯年七拾軒

村中字

山邊沢 葉の木谷地 轡掛 関場

曲田 大畑 唐沢 中の内

反田 間谷田 野手上 星場

渡戸 落合 中屋敷 川田

高江原 夏江 萱蒔庭 鼠平

榎ノ木橋 胡桃沢 坂下 高江平

殿畑 兔田

一 西ノ方ニ蜂ノ巢山ト云高山有 大山ニ而天狗ノ住ミ候由ニ而時々

大木之倒候音鳴 諸人承申候

一 辰巳ニ當稗穗坂与申坂有 比曾村境

一 山神 文政年中野火ニ而焼失仕 社跡斗 別當飯樋村 善應寺

一 小宮村ノ飯樋へ通りニ轡掛坂ト云坂有之 古天正年中飯樋御陳之

時此坂ノ人数指加候由申傳

一 西ノ方矢竹山与云高山有

中屋敷字之内 祭日
村鎮守 三月十日

一 稻荷大明神 宮九尺四面 九月十日 別當草野村 観善

寺

寛延四年

一 橋三ヶ所 内壺ヶ所 夏江橋

同壺ヶ所 中橋

同壺ヶ所 大橋

一 堰 壺ヶ所

一 堤 壺ヶ所

沼平村

一 東西 八丁
南北 六丁

位 下中

高 廿九石四斗七升三合六勺

田畑 七丁七反歩

内 式丁六反九畝廿五歩 生地

同 五反五歩 荒

一 戸数 三軒 百姓

天明三卯年八軒

一 西ハ飯樋村境 南ハ比曾村境 東ハ中郷境 北ハ関沢村境

一 沼ノ江字之内式反歩程之沼有 此沼何程之早魃ニ而水不尽長雨ニ

も不溜 此沼之内江少々物成共打込杯仕候得者玉ニ風雨起永雨と成り候事有之与申傳 當村ハ氏子故カ此邊ニ而小魚ヲ取 春ハ沼へ種粃等浸し申候得共何事も無之候

同字之内
一 沼大明神 宮壺尺四面 別當 伊丹沢村 弥勒

院

御幣

文政年中再建

一 関沢川飯樋川小宮川三ヶ所を落合ニ成大川 村内之内 殺生禁制

ニ仕候事

一 人家ヲ式百間程下ニ蛇舐石ト云石川中ニ有 日中ハ川鳥杯のふん

掛置候得共 一夜之内ニ元之如クニ清湯ニ相成居候 此石供水ニ

も不損 此邊江投打等致し候得共 直ニ天氣替リニ成候事有 誠

ニ不思議ノ石ニ御座候

関沢村

一 東西 三拾丁
南北 八丁

位 中下

高 式百八拾五石式斗六升六合六勺

田畑 四拾四丁四反四畝廿四歩

内 拾四丁壹反壹畝歩
同 三拾丁三反三畝廿四歩 荒地

一 戸数 廿軒 内五軒 給人 同 拾五軒 百姓

天明三卯年七拾軒

村中字

中里 <small>在家壹軒</small>	反田 <small>在家壹軒</small>	原田	清水
的場 <small>在家壹軒</small>	神田	三斗蒔	中頃 <small>在家四軒</small>
作田 <small>在家壹軒</small>	荒屋敷 <small>在家壹軒</small>	荷渡 <small>在家貳軒</small>	松場 <small>在家貳軒</small>
下松場	猪ノまつは	かは	松場 <small>在家三軒</small>
とけ先	大橋 <small>在家壹軒</small>	掛下	小手沢 <small>在家三軒</small>
関場	中平	屋たて	舍吉
あり平	産田	橋本 <small>在家三軒</small>	壹つ穴
堤ノ上	坂下	入り	道添

一 東八苜又村 西伊丹沢村 南飯樋村 北草野村境也
 一 南ニ矢竹山与云高山有之 飯樋村小宮村當村三ノ村境也
 一 西南ニ小手森与云高山有

中頃字之内
 一 薬師 堂貳間四面 祭日 八月八日 別當草野村 観善寺

御丈壹尺壹寸厨子入木像

寛文二年再建

此堂江先年座當參五十日程夜籠候得者 眼開其所江棒ヲ置 何方無之出立之由 何連頃カ年号不知

中里字之内
 一 千手観音 堂九尺四面 祭日 三月十七日 同 同寺

享保十四年ノ棟札有

橋本字之内
 一 薬師 堂貳間半壹間半 祭日 四月八日 別當草野村 観善寺

木像

元禄三千年三月再建

中里字之内
 一 十王堂 九尺四面 同 同寺

年号不知

作田字之内
 一 観音 堂九尺四面 祭日 三月十八日 同 同寺
 正徳二年建 祭日 九月廿日

一 川 草野方流也

一 橋 貳ヶ所 内壹ヶ所 橋本字 同壹ヶ所 大橋字
 一 堤 六ヶ所 内三ヶ所 橋本字 同壹ヶ所 橋本字上

同壹ヶ所 大橋字 同壹ヶ所 作田字

菅股村

一 東西 廿弐丁
南北 八丁

位 下中

高 三拾七石壹斗六升五合五勺
田畑 八丁壹反四畝廿七步

内 四反弐畝廿八步 生地

同 七丁七反壹畝廿九步 荒

一 戸数 三軒 内 壹軒 給人 同 弐軒 百姓

天明三卯年拾三軒

村中字

内城

背戸

小倉

神前

白銀

ひさり沢

七郎家人

一 北三二つ森与云高山有 草野村境

一 東八八木沢村 南八沼平村 西関沢村 北八八木沢村境也

祭日

神前字之内
一 熊野社

三月九日
九月九日

別當草野村 観善寺

此神熊川家の御先祖氏神之由申傳野火ニ而焼失宮無し

小倉字之内
一 山神

同 同寺

御幣

神前字之内
一 堤壹ヶ所

屋木沢村

一 東西 廿六丁
南北 拾丁

位 下々

高 廿壹石壹升四合壹勺

田畑 七丁壹反壹畝拾九步

内 弐丁五反四畝拾三步 生地

同 四丁五反七畝六步 荒

一 戸数 七軒 内 弐軒 給人 同 五軒 百姓

天明三卯年拾三軒

村中字

ほて

並木

糠塚

上屋木沢

町

冬住

坂下

銅屋場

在家七軒

竹の塚

一 東八北郷 南沼平村 西芦又村 北八大倉村境也
一 小川有

町字之内
一 橋 壺ヶ所
一 堤 三ヶ所

内 壺ヶ所 ほて字
同 壺ヶ所 上屋木沢字
同 壺ヶ所 竹の塚字

町字之内
一 馬頭観音 堂九尺四面

別當草野村 観善寺

万治二年

同字之内
一 秋葉山 宮壺尺四方

同 同 寺

年号不知

一同
一 山神 宮式尺五寸四面

同 同 寺

万治貳年

一 東西 廿丁
一 南北 三拾丁

草野村

位 中々

高 五百五石六斗九升七合
田畑 六拾五丁四反四畝廿四歩

内 三拾七丁七反拾五歩 生地
同 廿七丁四畝九歩 荒

一 戸数 五拾七軒 内 壺軒 寺 同 壺軒 社家

同 五軒 給人 同 五軒 又家中
同 四拾五軒 百姓

天明三卯年七拾八軒

村中字

大師前 荒井 切伏橋 上前田

中前田 下前田 猫信田 大房木

大谷地 町尻 町東 門之前

かへ之下 大倉小屋 堀内 宮下

沢目木 宮西 庵の入 清水

関場 七郎内 柏塚 小北

横森 中平 宮内 江ノ上

頭田 小塚 寺山 寺前

五藤太 本町 寺下 揚士

在家拾九軒

在家壺軒

在家貳軒

在家壺軒

西館 本館 壹ノ輪 八幡林
 二ノ輪 田町 千本 大師堂
在家九軒 松木内 光堂内 大宮作
在家三軒 大後 洞 目籠 大北
 壁地内 十六瀬 蔵かたわ
在家三軒 した 狸久保 二ツ平 かよふ
在家式軒 歙柄 狸久保 二ツ平
在家式軒 牛ころし 赤坂 百目木
在家三軒

一 東八八木沢村 南八伊丹沢村 西深谷村 北八大倉村 右何れも
 村境

一 人家の東ノ方 二つ森与云高山有
 一 川 二枚橋村流
 一 橋 二ヶ所 内壹ヶ所 切伏橋字 同壹ヶ所 下前田字

本館字之内
 一 古館 壹ヶ所

一 堰 三ヶ所 内 壹ヶ所 荒井字
 同 壹ヶ所 七郎内字

一 堤 九所 内 式ヶ所 大宮作字 同 壹ヶ所 目玉打字
 同 壹ヶ所 大倉小屋字 同 壹ヶ所 二ツ平字

同 壹ヶ所 歙から字 同 壹ヶ所 狸久保字

同 壹ヶ所 壁地内字 同 壹ヶ所 小北字

寺山字之内
 伊達郡川又御支配頭陀寺末
 禪宗 愛宕山 護法寺

本尊釈伽如来 寺領高 八石
 御丈式尺

二輪字之内
 一 當時潰レ大倉村福善寺合院
 歙喜寺末寺 真言宗龍王山観善寺

田町字之内
 一 本山派 喜明院

當時潰レ伊丹沢村弥勒院引受

大宮追字之内
 陸奥国今行方郡 延喜式内大宮
標葉郡

一 草野神社八龍大権現 祭日 四月十九日 祠官 多野淡路正

宮九尺四面 拜殿五間式間

右御神ハ當郷惣社也 奥州一百座日本神名記ニ載所大社也

大同二年勸請社

熊川家草野村居館之折氏神之由 今四月十九日御代参有

宮西字之内
一 白山大権現 宮壺間四面 祭日 六月十八日 祠官 多野淡路正

御丈六寸
元文四年

西館字之内
一 圓藏大権現

御幣

雷神

子易大明神

朝日稻荷大明神

田神

豊年神

妙見堂

疱瘡神

八正宮

秋葉山大権現

正八幡大神

右十社八龍社増社

大宮迫字之内
一 山神

御幣

祠官 多野淡路正

庵ノ入字之内
一 山王大権現 宮壺尺四面

祭日 六月朔日

同人

御丈五寸石像

田町字之内

祭日

一 牛頭天王 宮九尺四面 四月五日 別當 観善寺

寺山字之内
一 愛宕山大権現 宮七尺四面 祭日 六月廿四日 同 同 寺

かべの下字之内
一 薬師 堂壺間四面 祭日 四月八日 別當伊丹沢村弥勒院
九月八日

御尊躰三躰木佛

堀内字之内
一 馬頭観音 堂七尺四面 祭日 九月十七日 別當 観善寺

御丈壺尺 木像

深谷村

一 東西 廿七丁三拾間
南北 拾式丁四拾七間

位 下上

高 四百八拾石四斗七升七合八勺

田畑 九拾丁四畝拾七歩

内 拾七丁六反六畝拾八歩 生地

同 七拾式丁四反三畝廿六歩 荒

同 壺反拾六歩 萬倒

一 戸数 廿三軒 内 四軒 給人 同 拾九軒 百姓

天明三卯年三拾四軒

村中字

一 沢

鍛冶内

長橋

くの木立

原

信田

深谷

中ノ内

さいかち沢

二本木

二本木前

深谷前

原前

南長橋

鍛冶内前

南一の沢

下松塚

久丸内

鍛冶内前

南一の沢

一 東八草野村 南八松塚村 西八関根村 北八前田村

一 一ノ沢字ニ弓立石与申石有 昔し八幡太郎義家公弓被立候ニ付

弓立石ト申由申傳

祭日

鍛冶内字之内 馬頭観音 堂六尺四面 三月十九日 八月十九日

御丈 九寸

長橋字之内

一 葉山大権現 宮式尺四面

別當 喜明院

宝曆四戌年

中ノ内 地藏大菩薩

石佛

祭日

同字之内 一 牛頭天王 宮九尺四面

四月五日 九月五日

別當 弥勒院

御丈壹尺五寸

祭日

同字之内 一 観音 堂六尺四面

三月廿三日 九月廿三日

同 同院

御丈壹尺七寸五分

久丸内字之内 一 姥石大権現

別當 観善寺

本尊石

伊丹沢村

一 東西 壹里 南北 拾六丁

位 下上

高 三百四拾七石三斗六升五合九勺

田畑 八拾式丁四反九步

内 拾壹丁四畝五步 生地

同 七拾壹丁三反六畝四步 荒

一 戸数 拾三軒 内 壹軒 山伏 同 拾式軒 百姓

天明三卯年廿軒

村中字

大石坂

月景前

明神前

向押

願入

一楽
在家三軒

前山田

堤頭

入山田

山田
在家六軒

姥石前

伊丹沢向

堤下

越沢

笹沢

越田

伊丹沢前

伊丹沢
在家三軒

横森
在家三軒

姥石

清水

欠下

一 東八関沢村 南八飯樋村 西八白石村 北八深谷村

一 一楽字之内

本山派 弥勒院

高壺石社料

一 一楽字之内

不動明王 堂九尺四面

別當 弥勒院

御丈壺尺五寸

德一大師御作与申傳

一 伊丹沢字之内

小鶴明神 堂式間四面

別當 観善寺

曆應元寅年

一 東西 五丁
南北 八丁

松塚村

位 下中

高 式百壺石七斗五合壺勺

田畑 四拾七丁七反八畝廿四步

内 拾壺丁九反五畝廿五步

生地

同 三拾五丁八反式畝廿六步

荒

一 戸数 拾壺軒 丸々百姓

天明三卯年廿四軒

村中字

下松塚

橋本

小妻

谷地館

中迫
在家三軒

麦搗

神田

中ノ坪

中谷地
在家三軒

清水前

稲葉山

東久保

松塚
在家四軒

西原
在家四軒

一 東八伊丹沢村 南八同村 西八白石村 北八関根村

一 松塚字之内

牛頭天王 宮九尺四面

御丈八寸

関根村

一 東西 七丁
南北 八丁

位 下中

高 九拾八石八斗壹合八勺
田畑 廿四丁壹反八畝拾歩

内 三丁七反五畝拾八歩 生地

同 廿丁四反三畝貳歩 荒

一 戸数 四軒 内 壹軒 給人 同 三軒 百姓

天明三卯年廿壹軒

村中字

おしき内

根柄

信田

谷地向

大久保

中谷地

関根

南町

川前

小森前

田の入

上関根

一 東八深谷村 西八白石村 南八松塚村 北八白石村

おしき字ノ内
一 馬頭観音 堂九尺四面

御丈壹尺

白石村

一 東西 拾貳丁
南北 三拾六丁

位 下中

高 六拾五石五斗九合四勺
田畑 拾四丁壹反五畝廿七歩

内 六丁六反六畝廿貳歩 生地

同 七丁四反九畝五歩 荒

一 戸数 拾六軒 内 三軒 給人 同 拾三軒 百姓

天明三卯年廿軒

村中字

境木

地藏木

明神前

信田

菖蒲池

田尻

井戸屋

姿

向坂

井戸端

田ノ入

地藏前

一 東八深谷村 西二枚橋村 北八明神山境木山信田山後山与云何連

も高山也 前田村与境 南八飯樋村
一 小川式ヶ所

一 橋 式ヶ所 内壹ヶ所 地藏木字 同壹ヶ所 同所字

一 小堤 式ヶ所 式ヶ所共姿字之内
一 白神大明神 宮壺間四面 祭日

別當二枚橋村 観音

拜殿式間四面 三月廿日
九月廿日

本尊石

元禄七年

此神ハ昔上杉中納言景勝百拾万石被召上て滅知ニ相成候折 家
臣石井新左衛門浪人与成り御當領江心掛 此所江通掛日暮ニ而
行道知れされハ 道之脇今明神山ニ一夜明さんと思ひ 其夜一
夜致候処尔其夜夢ニ老翁壺人あらわれ 我ハ白神明神也 年久
敷川邊之谷地ニ埋りて有 汝我ヲ尋而鎮守与崇メハ 汝ヲ此所
之元祖与して永ク子孫ヲ守るべし与云て立去りぬと見て夢ハ覚
ニけり 石井ふしきの思ひヲなし御願奉弥夜明て鍬ヲ求てかの
谷地ヲ掘けれハ石ニ當 引上見る与白ニ違ハ更ニなし 夫方白
神明神と崇メ鎮守与いたし 此所江足ヲ留 住居して罷在候由
申傳 當村石井新左衛門先祖也

一 東西 廿八丁
南北 壺里

二枚橋村

位 下々

高 三拾三石式斗四升壺合八勺

田畑 三拾五丁三畝廿四歩

内 九丁六畝十七歩 生地

同 廿五丁四反三畝七歩 荒

一 戸数 拾七軒 内壺軒 寺 同四軒 給人 同拾式軒 百姓

天明三卯年廿五軒

村中字

水境 東問屋 三ヶ石 つつじ

羽山下 本屋敷 町場 とやか平

八幡塚 見ル石 沼はた 小屋ノ前

町後 信田 馬越場 堤下

平馬 山邊沢 関場 洞屋前

境久保 笹山 栃ノ木下

一 西領向江水落次第川又ノ境 東ハ白石村 北ハ須萱村

南飯樋村境

一 川 壺ヶ所

一 橋 式ヶ所 内壺ヶ所 同壺ヶ所

一 堤 式ヶ所 同

真言宗高岩山照橋院觀立寺(音)

位 下々

本尊不動明王

元祿年中

同寺境内

一 薬師如来 堂老間四面

祭日

四月八日

別當

同寺

御丈八寸厨子入 鰐口銘元祿三四月八日与有

元祿三年

一 羽山大権現 宮三尺四面

祭礼

十月八日

別當

同寺

御幣

享保貳酉年

とやか平
一 稻荷大明神

祭礼

四月八日

同

同寺

御幣

水境

一 妙見尊

祭日

三月廿二日

同

同寺

石 高千九尺余
横四尺余

須萱村

一 東西 三拾丁
南北 廿二丁

高 四拾四石五升貳合

田畑 拾九丁壹反七畝四步

内 五丁三畝廿六步

生地

内 拾四丁壹反三畝八步

荒

一 戸数 八軒 百姓

天明三卯年拾八軒

村中字

荒屋敷

瀬上

論出

中屋敷

岩下

菅田

永田

金掘場

庚申前

一 西 須萱峠川又御境

一 同 瀬上山川又御境

一 同 論出山手戸領御境

一 南 二枚橋村境 東前田村境

一 十一面觀世音 堂老間四面 祭日

御丈貳尺厨子入

三月廿日
九月廿日

別當 觀音寺

宝永元申年建立

一 東西 三拾九丁
南北 三拾六丁

前田村

位 下々

高 九拾石四升式合八勺
田畑 四拾式丁五畝廿四歩

内 拾七丁六反八畝九歩 生地
同 廿四丁三反七畝拾五歩 荒

一 戸数 拾九軒 内 式軒 給人 同 拾七軒 百姓
天明三卯年三拾式軒

村中字

廣平	表置場 ^(俵)	平吾入	岩下
明神前	柴立	繪馬沢	原向
愛宕下	焼切	石倉	屋敷入
立目沢	小塚	ここのみや	宮下
曾倉			

一 西八白川領御境

一 東八草野村 北八佐須村 南白石村深谷村

一 西伯嗜木与云山有 西八立花領 北八白川領 南八御當領之境也
一 古館 佐藤大學与云もの 居館之由申傳

年号不知

原向字之内
一 愛宕大権現 宮九尺四面 祭日 六月廿四日 別當 觀音寺
御丈八寸厨子入 祭日 九月廿四日

延宝五巳年

一 牛頭天王 宮壹間四面 祭日 二月十五日 同 同寺
御幣 祭日 九月十五日

享保十四年

平五入字之内
一 田神 宮式尺四面 祭日 九月社日 別當 觀音寺

御幣 雨除式間二卷間
享保十四年

一 三嶋大明神 宮式尺四面 祭日 九月十五日 同 同寺

御幣 雨除式間壹間
享保元年

祭日

一 馬頭觀世音 宮老間四面 三月十九日 同 同寺

石神

天和三年

一 堤 三ヶ所 内老ヶ所 繪馬沢字 同老ヶ所 平吾入字

同老ヶ所 同所

佐須村

一 東西 老間(里)半 南北 廿八丁

位 下々

高 六拾六石六斗六升

田畑 拾四丁五反六畝拾四歩

生地

一 戸数 廿軒 百姓

天明三卯年廿四軒

村中字

峠下 在家九軒

中屋敷 在家五軒

撞立 在家九軒

前法 在家四軒

山木

ふすへ瀧

行利 在家貳軒

保良

同下

明石

山木字之内 一 虎取山神 元和年中再建

祭日 十月十七日 祠官 草野村 多埜淡路守

中屋敷字之内 一 愛宕 元禄十丑年

祭日 六月廿四日 九月廿四日 観善寺

峠下字之内 一 薬師 元禄十六未年

祭日 三月八日 同寺

一 沼明神 宝曆九年

祭日 三月廿三日 祠官 草野村 多埜淡路正

中屋敷字之内 一 田神 享保年中

同 同人

峠下字之内 一 牛頭天王 延享子年

同 同人

中屋敷字之内 一 羽山

別當 観善寺

元文年中

峠下字之内
一 馬頭観音 同 同 寺

享保元申年

一 西八手戸領境 東八大倉村 南八深谷村草野村 北八玉野村

大倉村^(字)

一 東西 弍里
南北 壹里半

位 中上

高 三百八石七斗七升五合

田畑 三拾六丁七反三畝廿六歩

内 廿八丁九反六畝拾六歩 生地

同 七丁七反七畝拾歩 荒

一 戸数 四拾五軒

天明年中不明

(注1) 以下、原本では玉野村、笹町、大倉村の順で記載されているが、

利用上の便を考えて、大倉村、玉野村、笹町の順としている。

村中字

松ヶ平 野上 岩下 大森

中井田 よしか沢 中嶋 岩ノ上

宮内 柏久保 入谷久保 釜場

渡戸 湯船 松かるふ 小瀧小屋

湯出之小屋 上倉 きた 清水

清水尻 江下 江ノ上 大槻

戸ノ内 中屋敷 宮ノ下 たふら沢

藪ノ下 小戸木 かなした 蛇ノ沢

上ノ墓 稲荷塚 竹ノ堀 羽白

墓ノ前 岩ノ下向 杏掛ヶ

一 川 壹筋 佐須村方北郷江流

真野川与申候

一 小川 壹筋 草野方流川久保与申所ニ而 真野川江落合

一 土橋 式ヶ所 上橋 下橋

一 堰 拾壹ヶ所 内三ヶ所大 寺下

松場

一ノ関

一 山名 村人家方八丁程東二道六神与申高山あり 東方ハ北郷 夫

方西ニ續たこ倉 野上入小沢位佛沢あせり松かるふ志田沢

ひつち金谷崎 是ハ笹町境

真野川南方ハ佐須村境 西方門前小戸木志水三山庭大立沢
川崎 是ハ北郷境 姫ヶ崎 葉山 にと 此の三山村人家
近辺ニ而何連も高山險岨岩石御座候

一 葉山大権現 祭日 十月十二日 別當 福善寺

御丈壹寸八分

此御神往古上ノ葦屋敷八郎兵衛与申もの井戸を出現 其節何御
神与も難見分 仍而神子相頼奉祈念 御神託承ハリ候処 葉山
大権現与御託宣御座候由 其後享保元年当山江社一字建立奉
安置 御崇敬仕儀 其奇驗高御座候 寛政三年三月廿八日當山
江野火出来 俄ニ焼上候節 諸人馳登り御神跡相尋候得共相見
へ不申 不思儀成哉社前ノ南東ニ榎木中段枝ノ股ニ光渡り現然
との事 今尔村老之もの申傳御座候

出現之井戸 今市左衛門井ニ而 此水産穢死穢其外不浄ニ相
用不申 若シ誤而相用候節ハ神罰ヲ蒙リ候事度々御座候ニ付
殊更降而 堅相用不申候

一 村鎮守 堂式間四面 祭日 四月十七日 別當 福善寺

木像厨子入

元文三年午十月

此御神北郷ニ而真野郷七百町山中三百町領し給ふ横手村御所岩

松卿与奉申候御方之氏神也 然ニ岩松御落城之後御姫御壹人彼
御神跡ヲ背負ひ當村迄御迹遊候処 其節御懐胎ニ而姫ヶ崎与申
山ニ登り御出産被遊直ニ御死去被成候 此ヲ忠左衛門与申もの
見附 夫を當所ニ一社奉建立村鎮守与崇敬仕候 今モ此御神ヲ
強信心仕候得者難産之憂なし 諸人奉祈候 且又此忠左衛門与
申もの當時桑折沢次先祖ニ而代々善神社之締り開扉鍵持ニ御座
候

每年四月十七日祭礼之節 北郷下蛭村高野釜迄神輿御臨幸御塩
垢離之礼式有之 夫を鹿嶋大明神ニ一夜御旅泊 翌十八日還幸
ニ相成候 其節鹿嶋検断所ニおゐて熊川様を神輿御供之もの之
内式人江昼飯壹度振被下置事ニ御座候

一 不動明王 別當 福善寺

御丈壹尺八寸 厨子入

一 真言宗岩井山福善寺

一 正観音 堂式間四面 祭日 四月十八日 別當 福善寺
九月十八日

木像厨子入

正徳三巳年

一 藥師 堂卷間四面
祭日 四月八日
御幣 九月八日
同 同 寺

享保九辰年

一 觀音 堂卷間四面
祭日 四月十八日
御幣 九月十八日
同 同 寺

木像厨入り
元文四巳年

一 牛頭天王 宮四尺四面
祭日 三月八日
御幣 九月八日
同 同 寺

木像御丈式尺
享保七寅年

一 山神 宮卷尺寸四面
祭日 二月十七日
御幣 十月十七日
別當 福善寺

寬政九巳年

祭日

一 馬頭觀音
祭日 三月十九日
御幣 十月十九日
同 同 寺

寬政十一未年

一 東照大権現 宮卷尺寸四面
祭日 七月十七日
同 同 寺

御幣
享保三亥年

一 愛宕山大権現 宮卷間四面
祭日 六月廿四日
御幣 十月廿四日
同 同 寺

御丈三寸

玉野村

一 東西 廿七丁
南北 拾四丁

位 下上

高 百拾八石式斗五合七勺

田畑

一 戸数 廿五軒 内 拾軒 給人 同 式軒 足輕

同 拾三軒 百姓

天明三卯年三拾貳軒

村中字

岩下	前田	中倉	孫左衛門沢
志かく釜	観音坂	靈山道	八龍崎
谷地前	中谷地	町	にたは下
町頭	堀上り	坂口	ミやうか沢
徳右衛門沢	沼田	桜町	川平
町うら	北向	前谷地	町後
清水	弥左衛門沢		

一 在家方七町程行 西方水落次第伊達領石田村下手渡立花御領境

一 北之方仙臺領御境

一 東八宇田郷境 南ハ佐須村境

一 靈仙山王社

當村在家方道法廿九丁 峯方西ハ伊達郡大石村白川領也 同

石田村立花領也 東ハ宇田郡玉野村 北ノ方ハ仙臺領也

一 観音堂 堂志間四面

享保元申年奥ノ院与申所へ大石村此堂相建候処他村持場相建候ニ付掛合之上此所へ引移ス

靈仙字之内

一 奥ノ院慈學大師御開山坊中傳有

右之内

一 国司館 旧跡有

右之内

一 東物見 御境水落次第

一 北靈仙ト北ニ有 岑方北仙臺領筆甫村伊具郡也 此所撞鐘やち与申処 大鐘埋まり今尔有之由 下々鳴塚ト申候 仙臺領之境也

双方村鎮守

一 愛宕山大権現

宝曆十年建替

御料別當 安正院

當領内 玉法寺

右同

一 牛頭天王 同 同院

宝永元申年

同 同寺

右同

一 十一面観音 同 同院

同 同寺

双方村鎮守

一 八龍大権現

貞享元子年

御料別當 安正院

當所同 玉法寺

右同

一 如意輪観音

同 同院
同 同寺

右同
一 薬師如来

同 同院
同 同寺

村鎮守
一 馬頭観音

同 玉法寺

一 元禄三年柳原与申處境論

一 仙臺領卜境論

一 玉野村入會之地江双方御役人立合之上御檢地御繩入
寛政八月辰四月之由

笹町

一 東西 壹里八丁
南北 廿丁

位 下中

高 百五石九斗五升壹勺

田畑 廿八丁壹反四畝拾八歩

一 戸数 拾八軒 内 壹軒 給人 同 拾七軒 足輕

天明三卯年三拾四軒

村中字

落合 町頭 中江 すは

南うら 矢立沢 ありくらい 東町頭

堤入 南すは 日向 とうやは

南落合 町 堤下 小屋場

町うら 大道下 なめり

日向字之内
一 高式斗三升三合壹勺 寺料 真言宗常在山玉法寺

明曆二年

當時大倉村福善寺掛持

日向字之内
一 牛頭天王 宮九尺四面 祭日 三月十五日 別當 玉法寺

天曆二年

同社之内 同 九月九日
熊野大権現

天曆二年

同 同 六月廿四日
愛宕

同年

同 同

若木 三月十六日

寛政二年

同字之内
一 白瀧大明神 宮老尺四面 祭日 十月六日 同 同 寺

御幣

一 當駅之義御境為御固メ御上御物入ヲ以田畑開発次第永代知行ニ被

成下候趣 承応四年被仰付 萬治四丑年 殿様飯坂御入湯被

遊候節 當所ヲ笹町与被仰付 以前ハ新玉野村与申居候由

一 西ハ伊達御料石田村 東ハ卒婆峠宇田郷境

一 南ハ佐須村 北ハ仙基領御境

日向字之内
一 田神 祭日 九月廿九日 玉法寺

御幣

同字之内
一 東照大権現 祭日 三月十七日

御幣 同 寺

町後字ノ内
一 山神 祭日 十月十七日 玉法寺

明曆二年

同社内
馬頭観音 祭礼 三月八日

同

三峯大権現

同

崇善

同 三月十日

堤入字之内
一 羽山大権現 祭日 十月十九日

明曆二年建立

同 寺

第三部 解題

岩本 由輝

史料の第一部として翻刻した「山中郷給人系図目録」は、斎藤完隆が作成した稿本として、

一 山中郷給人系図目録 上

都合六十六(七)人

二 山中郷給人郷士系図 下

都合四十八人

三 山中郷給人并郷士

内耆人給人先調記落分

同八人新郷士

四 拾遺補闕諸郷給人系図の内

山中関沢分耆人

の四点が存在する。いずれも二〇一四年一〇月五日から一二月二七日までに行なわれた相馬市中村の海東行夫家(斎藤完隆の裔)における史料レスキューの過程で岩本が「標葉郷給人系図目録」と合冊されたものとして発見したものである。現在はレスキューによって発見された史料は岩本が目録を作製のうえ、海東家から相馬市教育委員会に寄贈され、二〇一五年四月一日に発足した相馬市歴史資料収蔵館に所蔵

されている(海東家文書、史料番号二一七五)。ちなみに、海東家は平国香の流れを汲む海東小太郎成衡の裔をもってみずから任じ、平将門の裔たるを誇る相馬氏に仕えるとき、海東を名乗ることを禁じられたという伝承を有し、斎藤完隆の孫が近代になって復姓して海東を称している家である。

一には、「本地給人合十三人」、「寛文筋目合五十三人」、「都合六十六(七)人」を載せているが、合計数字に錯誤がある。それは「合五十三人」とある寛文筋目についてであるが、系図五十一番と五十二番の間に、番号を付されていない「草野村 四条仁右衛門」の系図が挿入されており、一人増えることになる。「都合六十六人」としている脇に「七」と書いているのはこの挿入分を意識しているのであろうが、そうなるとう寛文筋目は系図十四番から系図六十七番までの「合五十四人」に番号の付されていない一人を加えて「合五十五人」ということになる。したがって一に記載されている本地給人と寛文筋目は合わせて「都合六十八人」でなければならぬ。

二には、「延宝開発給人メ十六人」、「右四人 御朱印紛失」、「右三人 宝永五年被下」、「郷士メ廿五人」、「都合四十八人」が載せられ

ている。ただし、「延宝開発給人メ十六人」のうち、最初の「飯樋村遠藤林右衛門 一」については序立だけで本文には系図は収録されていない。しかし、「遠藤林右衛門」は他家の系図に姻戚として記載されているので、その旨を注記し、

「一 飯樋村

遠藤林右衛門」

という項立てをして置いた。

三には、「都合九人」が載せられているが、系図一番の石井善左衛門が「宝永五年新知 高五石、被成下」されていたのに「先調」で「落」としていたのを補なったものであり、あとの八人は「新郷士」である。

四には、「拾遺補闕諸郷給人系図」の「三十三番」、山中関沢村の高倉市太郎を載せている。

このように山中郷には一二人の在郷給人郷士が配置されたことになるが、配置された村はどこであろうか。

一によれば、一六一七（元和三）年に取り立てられた本地給人一三人は、野川村に六人、二枚橋村に二人、玉野村に二人、比曽村に一人、昼曽根村に一人、津島村に一人とあるが、当時はいまだ山中郷はおろか、宇多郷・北郷・中ノ郷・小高郷も成立していない段階であり、一六五六（明暦二）年に成立する昼曽根村・比曽村、一六七八（延宝六）年に成立する玉野村は存在しない。当時は昼曽根村は津島村、比曽村は飯樋村、玉野村は山上村である。それが当時成立していない村名になっているのは、幕末期にこの系図が編集された段階での村名で

記載されたからである。また、一六六一〜七三（寛文年間）に取り立てられた寛文筋目五五人は、飯樋村に二〇人、草野村に二人（系図番号なしの挿入分一人を含む）、大倉村に五人、津島村に五人、深谷村に四人、野川村に四人、玉野村に二人、関沢村に一人、小宮村に一人、八木沢村に一人とあるが、この時点でも山中郷は成立しておらず、一六七八（延宝六）年に成立する玉野村もいまだ存在せず、山上村であった。

つぎによれば、一六七三〜八一（延宝年間）に取り立てられた延宝開発給人一六人は、玉野村に三人、津島村に三人、大倉村に二人、関沢村に二人、八木沢村に二人、飯樋村に二人、笹町（東玉野村とも）に一人、前田村に一人とあるが、そのさい、その家の由緒を示す「朱印」状などを紛失してしまっている者で在郷給人として取り立てられた者が四人あり、比曽村に一人、深谷村に一人、飯樋村に一人、津島村に一人となっている。それから「宝永五年被下」とあるのは一七〇五年のことであるから、一六九七（元禄一〇）年の山中郷成立後になるわけであるが、比曽村に一人、玉野村に一人、津島村に一人の計三人が在郷給人として取り立てられている。そして、郷士であるが、一六八八〜一七〇四（元禄年間）に入ると、その取り立てが行なわれるようになり、大倉村に九人、飯樋村に五人、野川村に三人、玉野村に二人、津島村に二人、関沢村に一人、二枚橋村に一人、深谷村に一人、比曽村に一人の計二十五人となっている。

また、三によれば、一七〇五（宝永五）年に白石村に取り立てられ

た在郷給人で「先調」の際に「落」とされていた者が一人と、新郷士が八人で、飯樋村に四人、玉野村に二人、大倉村に一人、白石村に一人となっている。しかし、取り立てられた年次は一七九九（寛政一二）年から一八〇六（文化三）年の新しいもので、取り立て理由として「上金之為賞」すという者も四人みられる。これなど中村藩内でそういう表現は聞かないが、陸奥盛岡藩などでは金上侍と呼ばれ、石高に応じての献金額の目録を藩が配り、大量に募集しているのにくればれば数はきわめて少ないといえる。

さらに、四に拾遺としてあげられている関沢村の一人は、一でみた寛文筋目のものようである。

このようにして山中郷に配置された在郷給人の数を幕末期の目録作成時点での村ごとにとみると、最も多いのが飯樋村の二三人、つぎが草野村の二二人、津島村の一人、野川村の一〇人、玉野村の八人、大倉村の七人、深谷村の五人、関沢村の四人、比曾村の三人、八木沢村の三人、二枚橋村の二人の順であり、あとは昼曾根村の一人、小宮村の一人、笹町（東玉野村とも）の一人、前田村の一人となっており、合計九三人である。また、郷士についてみると、大倉村の一〇人が最も多く、ついで飯樋村の九人、玉野村の四人、野川村の三人、関沢村の二人の順であり、あとは関根村の一人、二枚橋村の一人、深谷村の一人、比曾村の一人、白石村の一人となっており、合計三三人である。

これらあわせて一二六人の山中郷の在郷給人郷士は、身分は武士ながら、実際は農民として村における農業経営の中核として責任を負わ

され、村役人なども勤めさせられた。村のなかでは一般農民から「ドハン」と呼ばれて表敬されてはいたが、藩の監督は厳しく、「無調法有之」といった訳の分らない領主的恣意にもとづき、浮沈もあり、断絶にいたった者も含まれている。

なお、これら目録は、「文政五年御改」、すなわち一八二二（文政五年）年の改め記録を基準に系図をさかのぼり、また下に続ける手法を採っている。各家系図の末尾もしくはその一二代前の当主に、例えば「午三十一才」とあれば、その当主が一八二二（文政五年）年に三十一歳であったことを示す。また、各系図の上方の当主にのちの山中郷以外の村名がみられるのは、その家がそこから山中郷に移されたことを示し、「山中二枚橋村二移」とか「自是飯樋村住宅」とかの記載のある当主の代からその地に住むようになったことを知ることができる。

ところで、東京電力福島第一原発の水素爆発事故後、一か月も経って計画的避難区域とされ、全村避難を余儀なくされた現飯樋村のうち、原発からギリギリ三〇キロメートル圏にかかる同村長泥地区は放射線値がきわめて高いことから、帰還困難区域として住民の立ち入りもままならない状況がいまもって続いているが、この長泥の歴史を考える必要が生じて「飯樋村史」第二巻・資料所収の「寛文八年九月在郷給人御支配帳写」の飯樋村の項に、

長泥二

高八石 本地 木幡八郎左衛門

高八石 星 善兵衛

とあるのをみつけた。一六六八（寛文八）年といえば、山中郷成立以前であるが、さきに見た寛文筋目の在郷給人が配置されており、そのときの記録である。ただし、木幡八郎左衛門の頭書に「本地」とあることから、木幡は一六一七（元和三）年に配置された本地給人であり、その年から「長泥二」居を構えたのである。一六五六（明暦二）年に従来の飯樋村域の南部に比曾村が新設されたとき、長泥は比曾村の字となる。一の「山中郷給人系図目録」上に「比曾村 木幡八郎左衛門二」とあるのは、そのゆえである。一六九七（元禄一〇）年に山中郷が成立するが、それは二代目の木幡七兵衛のときにあたる。そして、以後九代まで代を重ねるが、九代木幡宗之助は「無調法有之惣領式御構」ということで追放の憂き目にあっている。前掲『飯館村史』第二巻所載の一八一（文化八）年三月の「在郷給人古笈中切郷土帳」には木幡七兵衛というこの家の通り名が載っているから、追放はそのあとであろうが、藩は追放した木幡宗之助について「后赤字木村今野市左衛門家抱掣二成」として把促している。なお、二の「山中郷給人郷士目録」下に一七〇八（宝永五）年に在郷給人を「被下」れた「比曾菅野伝左衛門 廿一」とあるのは、木幡八郎左衛門の三代目八郎左衛門の弟が比曾村中比曾の「信夫郡福島ヨリ来」という（菅野）但馬の四代目傳左衛門の養子となった者であるが、この家は現代まで続いている。こうしたことが、一から四の史料を通してわかるが、そのさい系図中「才」とあるのは年齢の表記に用いられたもの以外は妻である。もう一人、「長泥」に寛文筋目として取り立てられた星善兵衛は

一の寛文筋目「飯樋 星四郎治 十五」の項にみるごとく中ノ郷大原村（現南相馬市原町区）から来た新右衛門の子であるが、その次の代の養子にとった善兵衛の代、比曾村の成立前にすでに長泥を離れ、「飯樋村住居」になっている。

史料の第二部として鰯刻した斎藤完隆による稿本「村々調 山中」は『奥相志』山中郷として成稿さるべきものであった。そこには一六九七（元禄一〇）年に行政的に分立された山中郷の村々が、上野川村・野川村・落合村（以上、当時標葉郡、現福島県双葉郡葛尾村）、津嶋（島）村・赤字木村・下津嶋（島）村・昼曾根村・水境村・羽附村・芹沢村（以上、当時標葉郡、現福島県双葉郡浪江町）、比曾村・飯樋村・小宮村・沼平村・関沢村・菅股村・屋（八）木沢村・草野村・深谷村・伊丹沢村・松塚村・関根村・白石村・二枚橋村・須萱村・前田村・佐須村（以上、当時行方郡、現福島県相馬郡飯館村）、玉野村・笹町（以上、当時宇多郡、現福島県相馬市）、大倉村（当時行方郡、現福島県相馬郡飯館村）の順で配列され、都合三〇か村である。鰯刻にあたって基本的にはこの順によることにしたが、最後に出てくる大倉村は当時も行方郡、現在も相馬郡飯館村に属することから、利用上の便宜を考え、行方郡佐須村の次、宇多郡玉野村の前に置くことにしたこと、宇多郡笹町について明らかな錯簡（同項の稿本二〜三頁と四〜五頁の紙を綴るさいの入れ違い）を確認したので整序したことを原本（相馬市歴史資料収蔵館所蔵、海東家文書・史料番号三一九五）参照のさい

には了知しておいて頂きたい。

ところで、中村藩の地誌『奥相志』は斎藤完隆の著であるが、一八七一年（明治四）年の廃藩置県直前の藩の記録によれば、宇多郷・北郷・北標葉郷の順に成稿し、間もなく中ノ郷・小高郷が完成したところで、藩主（先代相馬充胤・当代相馬誠胤）に献上されたが、南標葉郷・山中郷はついに未完成に終わったこととされている。斎藤がこれらの執筆に着手したのは一八五七（安政四）年とあるから一四年の歳月を費やしたとある（『相馬市史』4・資料編〈奥相志〉、相馬市、一九六九年、岩崎敏夫「奥相志解題」）。

しかし、史料レスキューのため海東家の資料整理中に筐底にあった稿本「村々調 山中」に遭遇し、それに関連する一八四八（嘉永元）年六月に、同年八月晦日までに書上を提出すべく山中郷の村々に命じた「一村之内可書出条々之大概」（相馬市歴史資料収蔵館所蔵、海東家文書・史料番号八一八）なるマニュアルを見つけ、そこに「村之地形」、「高、田畑町反歩」、「戸数」、「名所旧跡」、「産物」、「所々之字」、「古館之名」、「山々之名」、「野原等之名」、「浦之名」、「濱之名」、「神社仏閣」、「寺院」、「山伏」、「古塚」などの調査項目があるのを見出し、海のない山中郷に「浦ノ名」、「濱ノ名」を聞くというのも面白いが、表紙にこれを「七ヶ郷へ一冊宛」とあるのを見て、この時点で『奥相志』という題名が定まっていたかは別として、中村藩が地誌編纂の目論見を持ち、山中郷がその最初の調査対象に選ばれた地域であったことがわかった。したがって、稿本「村々調 山中」はこのマニュアルによ

る調査の提出期限の一八四八（嘉永元）年八月からそれほど遠くない時点に出来上っていたと見なすことができる。

しからば、斎藤が『奥相志』執筆に着手した一八五七（安政四）年までにはすでに出来上っていた稿本「村々調 山中」を筐底に潜めて未完成を装わねばならなかったことには、幕末中村藩の隠微な政治事情がからんでいることを見逃すわけには行かない。中村藩では一八四七（弘化四）年以降、二宮尊徳の仕法（報徳仕法）なるものを導入して藩政改革を行なっていたが、その推進役が斎藤の実弟富田高慶であった。一藩一丸となって「報徳仕法」が行なわれていたというのは実は幻想で、開国以降、藩際交易を志向していた藩の勝手方には仕法に対する反対派も結構多く、仕法未施業村からの反発も強かった。富田は廢藩置県の到来を前に「報徳仕法」の実施状況を藩主に報告する必要性に迫られ、兄の執筆した『奥相志』を利用した。そして、仕法の成業村には、折角の地誌『奥相志』の品格をおとすことになる「二宮先生富国安民の良法、嘉永五年壬子十二月当村に開業、善を賞し窮を恵み、大いに仁沢を施す。安政四丁巳年七月に至り、一邑全く旧に復せり」といった「駄言」を連ねさせたのである。そのような富田にしてみれば、山中郷三〇村のうち、仕法を実施したのは草野村一村だけということになれば、「駄言」の「駄言」たるゆえんが見え見えになってしまい、施業村・成業村の比率が低下してしまうことで、藩主への面目が立たないことになる。この史料にみるごとく、山中郷のすべての村が一七八三（天明三）年の戸数を回復しておらず、比曾村

村位	天明中	嘉永元年	内 訳							
	戸数	戸数	百姓	給人	郷士	又家中	足輕	寺	山伏	社家
下上	軒 13	軒 4	軒 4							
下上	43	33	20	11				1	1	
下中	28	23	21	2						
中下	23	18	12	4				1		1
下上	34	14	11	3						
下上	22	19	15	4						
下下	6	3	2	1						
下下	6	0								
下下	8	0								
下中	4	0								
下下	113	29	28	1						
中中	208	110	75	23	8			1	2	1
下上	70	12	10	2						
下中	8	3	3							
中下	70	20	15	5						
下中	13	3	2	1						
下下	13	7	5	2						
中中	78	57	45	5		5		1		1
下上	34	23	19	4						
下上	20	13	12						1	
下中	24	11	11							
下中	21	4	3	1						
下中	20	16	13	3						
下下	25	17	12	4				1		
下下	18	8	8							
下下	32	19	17	2						
下下	24	20	20							
中上	不明	45			無		記		入	
下上	32	25	13	10				2		
下中	34	18		1				17		

1848（嘉永元）年における山中郷の村高・田畑・戸数

現市町村	藩政村	村高	田畑	内訳				
				生地	荒地	万倒地	御除地	境畑免地
葛尾村	上野川村	石斗升合 寸	町反畝 歩	町反畝 歩	町反畝 歩	反畝 歩	歩	反畝 歩
	野川村	17,3,4,9,5	17,0,0,13	3,2,2,14	13,0,5,19	2,00	10	
	落合村	145,9,5,6,2	100,6,8,09	26,2,7,04	74,0,7,28	3,3,07		
浪江町	津嶋村	65,5,8,6,2	29,2,6,16	15,9,1,09	13,0,0,12	5,4,25		
	赤宇木村	242,0,4,8,0	47,5,1,23	15,3,5,15	31,9,7,26	1,8,13		
	下津嶋村	205,1,6,9,1	42,1,0,03	10,8,4,10	30,8,0,25	4,4,28		
	昼曾根村	35,7,7,1,6	17,8,6,00	12,0,8,21	5,6,5,07	1,2,02		
	水境村	11,5,2,5,3	4,7,5,02	2,6,8,00	2,0,4,04	2,28		
	羽付村	28,8,2,3,8	11,1,2,22	0	10,9,1,21	3,14		1,7,17
	芹沢村	43,3,6,5,5	15,0,1,14	0	14,8,6,02			1,5,12
飯館村	比曾村	18,4,2,6,6	4,8,9,10	0	4,8,9,10			
	飯樋村	324,9,9,8,1	114,6,9,24	25,0,6,25	89,6,0,05			2,24
	小宮村	2583,3,0,3,5	291,4,2,28	98,6,7,23	192,3,1,28	4,2,21		
	沼平村	276,4,0,4,1	54,3,6,00	8,3,5,10	45,5,3,16	4,7,04		
	関沢村	29,4,7,3,6	7,7,0,00	2,6,9,25	5,0,05			
	芦股村	285,2,6,6,6	44,4,4,24	14,1,1,00	30,3,3,24			
	屋木沢村	37,1,6,5,5	8,1,4,27	4,2,28	7,7,1,29			
	草野村	21,0,1,4,1	7,1,1,19	2,5,4,13	4,5,7,06			
	深谷村	505,6,9,7,0	65,4,4,24	37,7,0,15	27,0,4,09			
	伊丹沢村	480,4,7,7,8	90,0,4,17	17,6,6,18	72,4,3,26	1,0,16		
	松塚村	347,3,6,5,9	82,4,0,09	11,0,4,05	71,3,6,04			
	関根村	201,7,0,5,1	47,7,8,24	11,9,5,25	35,8,2,26			
	白石村	98,8,0,1,8	24,1,8,10	3,7,5,18	20,4,3,02			
	二枚橋村	65,5,0,9,4	14,1,5,27	6,6,6,22	7,4,9,05			
須萱村	33,2,4,1,8	35,0,3,24	9,0,6,17	25,4,3,07				
相馬市	玉野村	44,0,5,2,0	19,1,7,04	5,0,3,26	14,1,3,08			
	前田村	90,0,4,2,8	42,0,5,24	17,6,8,09	24,3,7,15			
	佐須村	66,6,6,0,0	14,5,6,14	14,5,6,14	0			
	大倉村	308,7,7,5,0	36,7,3,26	28,9,6,16	7,7,7,10			
相馬市	玉野村	118,2,0,5,7	無記入	無記入	無記入			
	笹町	105,9,5,0,1	28,1,4,08	無記入	無記入			

田畑の内訳についての注

生地：現に耕作され、貢租負担者のいる耕地 荒地：耕作放棄され、貢租負担者のいない耕地 万倒地：道敷、川欠、江堀などになったため、存在しなくなった耕地 除地：貸地として貢租対象から除かれている耕地 免地：貢租を免除されている耕地

は一三戸が二九戸に、飯樋村が二〇八戸が一〇戸に減ったままであり、山中郷唯一の施業村である草野村でさえ七二戸あったのが五〇戸に留まっており、もともと小村であった水境村・芹沢村・羽附村の三村は「戸数無之」という有様であったから、山中郷は未完成的のままとして提出させなかったのであり、そこに富田主導の「報徳仕法」の欺瞞性が象徴されているといえよう。

ただ、『奥相志』は一八七一（明治四）年に藩主に献じられて以来、一般の目に触れることは稀で、前掲『相馬市史』4に『奥相志』の繚刻が載るまでは山中郷は南標葉郷とともに未完であることは広く知られていなかった。だから、一九〇一（明治三四）年に当時の相馬郡飯曾村大字飯樋の村社大雷神社の氏子総代が同社を村社から郷社への昇格を福島県に申請したとき、同社が「元山中郷々鎮守タリシ證」の「第壹号」として「奥相志拔書」を挙げ、その「附記」に、「奥相志トハ相馬藩侯封内ノ地理神社仏閣名所旧跡各豪ノ家系ヲ蒐録セシ書ニシテ旧藩邸ニ蔵置セリ」（飯館村飯樋大雷神社社務所所蔵文書）と解説されている。当時なお存命者もいたであろう一八四八（嘉永元）年に行なわれた藩の「村々調」にかかわった村役人たちはその記録が『奥相志』山中郷として東京の旧藩邸に所蔵されていることを夢々疑っていないかったことを示す逸話である。

なお、「村々調」を利用するときの手がかりとして、「一八四八（嘉永元）年における山中郷の村高・田畑・戸数」の一覧を附表として掲げることにするが、このなかで飯樋村の村高が二、五八三石三斗三

合五勺とあるのは、あまりにも大きすぎ、誤っていると考えられるので、前掲『飯館村史』第二巻所載の一八四九（嘉永二）年の「山中郷本田新高帳」において飯館村の村高が田畑合計で七四一石四斗二合六勺となっていることをここで明らかにしておく。

最後に、第一部・第二部の史料には、身分・職業などに関して、人権上適切を欠く文言が無いとは言えないが、史料としての性格から、当時の表記をそのまま翻刻したものであり、これらの差別を容認するものではない。

本書の出版経過について編者の一人として、若干背景について語っておきたいと思う。本書は東北大学東北アジア研究センターユニット「災害と地域文化遺産に関わる応用人文科学研究ユニット」(二〇一三年～二〇一六年度、代表…高倉浩樹)の成果の一部として刊行されたものである。

このユニットは東日本大震災後に宮城県津波被災地の無形民俗文化財の調査を行った筆者が、その経験を踏まえてより広い意味での災害に関わる応用人文学の構築を目指して立ち上げた時限付きのセンター内の研究組織である。このユニットの活動の一つとして、筆者は福島県における無形民俗文化財と地域社会の復興というテーマで人類学・民俗学的な調査研究をおこなってきた。

そうしたなかで、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センターの家田修氏から共同研究に誘われた。彼の主宰する科研費プロジェクト「被災者参画による原子力災害研究と市民復興モデルの構築―チェルノブイリから福島へ」である。震災以前、私は専ら社会人類学者としてロシア・シベリアの先住民研究を行ってきた。それゆえに、ハンガリー研究者として北海道大学に勤める家田氏とは知己があった。ただこの

ような形で共同研究を行うことになるとは思ってもしなかった。

家田氏からは、科研が始まる前の打ち合わせを兼ねた研究会で岩本由輝氏を紹介いただいた。そこで、岩本氏が東日本大震災後に、相馬市内で歴史文書レスキューを行ったことを聞いた。その活動で、岩本氏は同市内の海東家文書約1万点の相馬市歴史資料収蔵館への寄贈に関わったが、そのときに、本書に掲載された「旧陸奥中村藩山中郷基本資料」を発見したのだという。この史料の学問的、そして文化財としての価値を認められた岩本氏は、飯館村綿津見神社の宮司である多田宏氏とともに翻刻をすすめてきたという。はしがきや解題などで紹介されているように、この史料は東日本大震災における東京電力福島第一原発事故により計画的避難地域となった旧中村藩山中郷の近世史に関わる基本資料である。

先にも述べたように私自身は、震災後の地域社会の復興において文化財が果たす役割についての関心をもっている。この関心は人類学・社会学的なものであるが、一方で単に分析するだけでなく、例えば、神楽保存会への応用的調査ということを通して、支援実務の一部に関わることの重要性を認識している。そうしたこともあり、本史料集の

刊行に関わることになった。

出版にあたっては、日本近世史の専門的観点からの編者がいたほうがいいと考え、東北大学の同僚である佐藤大介氏（災害科学国際研究所准教授）と泉田邦彦氏（大学院文学研究科博士課程）にも加わってもらった。お二人には史料の校訂に関わっていただいた。なお、佐藤氏は現在の所属である災害科学国際研究所が発足する以前には、東北アジア研究センターで同僚であった。

出版に関わる一連の作業に参加することで文字史料という文化遺産がもっている価値、そして史料という有形の文化財の性質についてあらためて認識することができた。無形文化財との違いを含めて考えることで、震災復興における地域文化財の役割について新たに考えなければならぬ課題を見つけることができた。それを今後の研究活動で明らかにしたいと述べることで、本書を閉じたいと思う。

東北アジア研究センター報告23号

旧陸奥中村藩山中郷基本資料

発行 二〇一六年十二月二十日

編者 岩本由輝 多田宏 佐藤大介 泉田邦彦 高倉浩樹
発行者 東北大学東北アジア研究センター

〒九八〇―八五七六 仙台市青葉区川内四一

制作所 蕃山房

〒九八九―三一二六 仙台市青葉区落合一丁目四―八

ISBN : 978-4-908203-09-1